

347
43



始



347-43



農商務大臣 山本達雄閣下題辭
農學士 志賀重昂先生序文
南洋調查部 伊藤友治郎著

南洋年鑑興信錄

附南洋要覽

合資會社 日南公司藏版

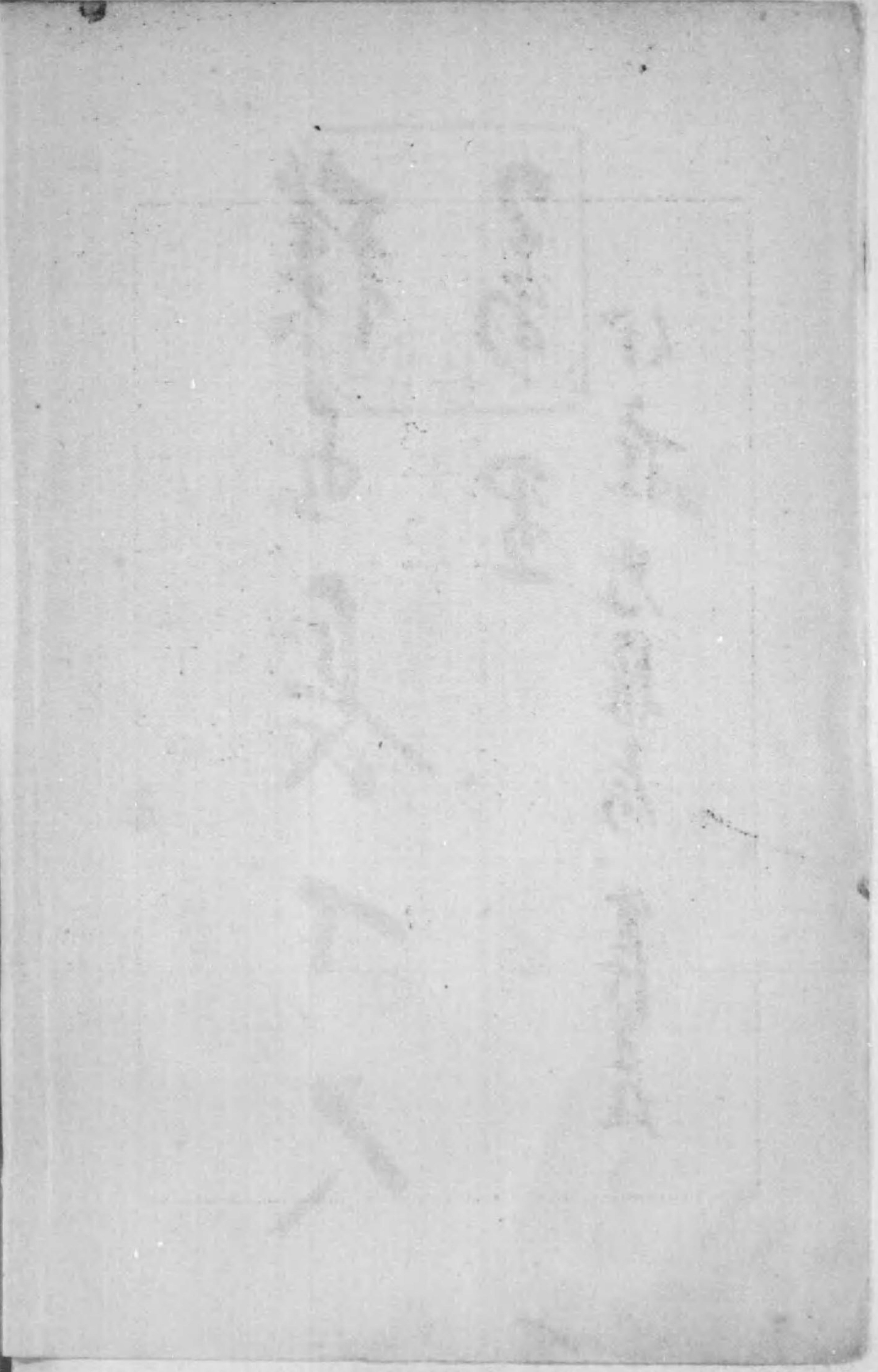
大正
8.7.4
內交

積水長下人



子安聖

伊藤兄弟館 中尾主雄



英吉利人も、白耳義人も、和蘭人も、獨逸人（大部分）も、丁抹人も、瑞典人も、那威人も、露西亞人も、何れも北緯五十度以北に於て生れ、成長し、人と爲りたるものである、即ち西洋人なるものは、太陽の光線薄く太陽の熱弱き國土に生れ、成長し、人と爲つたるものである。此の如く太陽の光線及び熱の薄弱なる國土に生れ、成長し、人と爲りたればこそ皮膚が生白くなり、子々孫々相稟け、インシファイ／＼て億萬年の久しき遂に白色人種なるものを造つたのである。又此の如く太陽の光線及び熱の薄弱なる國土に生れ、成長し、人と爲りたればこそ、熱に弱く暑氣に對する抵抗力が少いのである。英吉利人は印度にて子を生めば、其子は總じて不健全となるを以て、本國に返へすを普通とする、是れぞ實に「英國が永久に印度を支配し能ふや」と云ふ問題の根本問題となつて居る次第である。要するに「西洋肉體」の大弱點は

熱に對する抵抗力の弱く少きことである。

日本人は地球上、北緯五十度以南に於て生れ、成長し、人と爲りたるものがある、即ち熱に對する抵抗力は、西洋人よりも強く且つ大なるのである。然れば日本人が將來の世界に雄飛する資本は、西洋人の克く耐えざる所を耐ゆるにある。五十度以南に生れ、成長し、人と爲り、自から熱に耐ゆる長所、即ち此の天佑の大資本を提げて、西洋人の拓開し得ざる炎熱なる方面を拓開し、以て日本民族の發展を期圖するにある。

さて又地球上の天産物は熱帶地方に多い、太陽の光線及び熱の強く、隨て又水蒸氣も多量なれば、光線、熱、水蒸氣の三大要素に依り天産物の潤澤なるは固より然るべきである、而して日本人の肉體は西洋人よりも強く大きく熱帶地方の風土に抵抗し得べきを以て、日本民族が大に發展すべきは此處に在

る、南に在る、南洋に在る。

今や我國に於ても『南洋々々』の喊聲頻りに起り、南洋に關する著述も亦少からず、伊藤友治郎君著の『南洋年鑑附南洋要覽』の如き總括的にして而も實地當用に適合するものあるを見ず、況んや年鑑にして年々新たなる資料を補加するに至ては、其の日本社會を益すること誠に多大なり、坊間の所謂『南洋物』と同一視すべからざるは、一たび巻を披けば直ちに感知し得べし、予豈に漫に君の著を嘆美するものならんや

南洋年鑑興信錄附南洋要覽

再版印刷成るの日

志賀重昂

自序

植物の根は南に伸びて生育の滋味を吸ひ、禽は南枝に巢を營み、獸類は南隣を擇んで棲む。斯の如く暖き日光に浴さんとするは生物の強き自然的本能ならずや、豈それ植物のみと言はんや、人類の生活に於て亦然りとす。乳香流れ、五穀の四時に實るは北境に非ずして南國なれば也。

由來民族の南に往く者は榮へ、否らざるものは衰ふ。歴史は古今東西を通じて北人の南下史なりと雖も、南人の北上史なし、日本が其貿易に工業に殖産に歐人に一籌を輸するものは何ぞや、而して今の如く墮落、萎縮、頽廢に陥れるは何ぞや、これ一處定住して動かざりしが故也。かくて日本國民は井底の蛙として固定せしが故也。

見よ、わが南隣飛石を布きて日本人の來るを待つ馬來の國土あるを。其面積一百六十八萬九百方里。人口概算一億を有す。歌人は已に數百年來この馬來の海を探ぐるも其寶庫たるは昔日の如く何等の變化あるなし、試に思へ、到る處河流通金の耀き、到る處の森林異香を放ち、樹に果實あり草に甘根あり、禽獸に怪異あり、四時に鬱紆として冬なき國の深林は無限の倉庫なるを。又思へ全土は肥沃

にして豊饒なる、香料を産し米穀を産し又金銀寶玉を産するを。日本はこの世界に無比にして豊
 富なる地上の天國を、久しき間餘外になせしも何ぞ知らひ我偉大なる興日本の運命は、この山野の中
 に封ぜられ居るを忘る可らず。果然、國連展開の曙光は漸くにして我前に映れるを覺へずんば非ず。
 左に最近五年間に於ける我南洋貿易の輸出入額を表示せん。

(輸出入合計單位一千圓)

印 海峽植民地	蘭 領印度	佛 領印度	比 律 賓	暹 羅	濠 洲	新 西 蘭	香 港	合 計
10,077	15,336	22,527	25,733	33,931	6,888	2,581	3,916	105,047
8,371	13,310	27,500	25,855	41,278	4,736	2,549	3,916	118,511
19,777	17,995	22,750	28,332	37,555	6,699	2,895	3,916	127,619
15,081	29,196	32,644	33,332	49,000	7,108	3,147	3,916	188,581
35,335	33,073	45,578	51,105	61,105	10,333	4,189	5,916	277,188
35,335	33,073	45,578	51,105	61,105	10,333	4,189	5,916	277,188

内輸 出

入 出

25,012

27,619

188,581

277,188

この數字より外觀すれば我對南貿易は長足の發展たるべきも、其數字の増大せる所以は歐洲品の戰
 争より來れる市場に於ける苟且の「代用品」たりしを知らざる可らず、豈堅實なる發展進歩と言はん
 や。然れども彼の戰亂が我國民に與へたる幾多の刺戟は正に眠れる者の耳朵に於ける巨鐘の亂打なり
 き。假令我商品の苟且の「代用品」たりしにせよ、我商工業者が不斷の努力と勤勉に據りては其培
 はれし市場を持続し、近時勃興し來りたる南洋殖産事業と俟つて尙は益々伸張し發展を期する難きに
 非ざるべし。特に原料の輸入に於ては將來更らに一層重要な地位に進まざる可らず。況んや赤道以
 北の前獨領諸島が日本の治下に立てる以上、今や吾人は南洋諸島の眞の隣人たるを悟らざる可らず
 要するに我對南關係は眞劍なる實戰期に跳入せるを以て詳さに南洋の事情を闡明し、健全なる我商
 工業の促進に奮闘すべき也。爰に第三次本著を刊行す、未だ調査の蕪雜なるの譏を免れざるも南洋を
 知悉するにはこの書なかるべからず。須らく我國民は久しき華想より覺めて現實へ邁進するを要す。

東京市外代々木に於て

伊藤友治郎

一九一九年初夏

自序

南洋年鑑與信錄附南洋要覽

實用録目次

- 一、日本西洋支那歷年比較表……………
- 二、年節早見表……………
- 三、滿年算月表……………
- 四、各國度量衡表……………
- 五、金利換算表……………
- 六、外國貨幣表……………
- 七、南洋與信部規定……………

南洋年鑑目次

第一編 海峽殖民地

第一章 政治

- 1 海峽殖民地 2 行政權 3 總督……………

第二章 面積及人口

- 1 新嘉坡 2 彼南 3 ウェルズレー州及デンゲンクス4 マラツカ 5 クリスマス島及ラブアン島 6 人口 7 居住人口比較 8 人種別最近推定人口表 9 在留日本人人口表 10 出產及死亡……………

第三章 財政

目次……………

1 海峽殖民地歲入歲出 2 同歲入歲出の綱目……………

第四章 教育及衛生

- 1 教育 2 殖民地に於ける官立病院入院患者數 3 殖民地病院入院患者及死亡數……………

第五章 司法及行政

- 1 高等法院 2 地方裁判所 3 警察裁判所 4 一九一七年に於ける裁判事件數 5 在監囚人殖民地別……………

第六章 交通及通信

- 1 新嘉坡入港船舶國別四年比較表 2 一九一七年新嘉坡入港内航船舶數 3 彼南入港船舶國別四年比較表 4 一九一七年彼南入港内航船舶數 5 マラツカ入港船舶國別四年比較表 6 一九一七年殖民地別入港船舶隻數及噸數表 7 海峽殖民地郵便物數類別比較表 8 郵便電信收入各地別比較表 9 郵便電信電話に關する支出各地別比較表……………

第七章 國防

- 1 檢校及船渠 2 セントラル機關工場 3 材木工場 4 鳳梨罐詰工場 5 煉瓦工場 6 飲料の製造……………

第八章 工業

- 1 一九一七年農業反別表 2 農產物植付面積 3 一九一七年家畜の輸入表……………

第九章 農業

- 1 一九一七年農業反別表 2 農產物植付面積 3 一九一七年家畜の輸入表……………

第十章 商業

- 1 一九一七年農業反別表 2 農產物植付面積 3 一九一七年家畜の輸入表……………

- 1 海峽殖民地各港 2 最近四年間に於ける各國貿易額 3 輸出入額統計表 4 彼南殖民地輸出入比較表 5 最近三ヶ年マラッカ輸出統計表 6 最近マラッカ輸出統計表 7 クリスマス島の輸出入總額 8 テンテングスの主として彼南及馬來聯邦州との貿易 9 一九一七年マラッカ及馬來半島より船積し新嘉坡及彼南に於ける積少換へしマラ保護の總量 10 七年間に於ける海峽殖民地貿易總額 11 海峽殖民地漁民及漁船 12 海峽殖民地及半島保護產額累年表 13 同州別產出額三ヶ年比較表 14 同保護產額累年表 15 同上エステートに於ける印度人労働者數 16 同上印度人労働者の本國郵便爲替金額
- 11 貨幣及銀行 1 貨幣 2 度量衡 3 在新嘉坡各國銀行
- 12 氣温及其他 1 氣温及雨量 2 教會 3 新聞發行數 4 乾船渠 5 殖民地建設の年月 6 海峽殖民地量高丘 7 殖民地の距離及周圍 8 遊覽地

第二編 馬來聯邦州及保護國

- 第一章 政治 1 半島の位置 2 馬來聯邦の組織 3 ケランタン 4 トレングアン 5 ケダ 6 ヘルリス
- 第二章 ショホール王國 1 ショホール州 2 面積及人口 3 住民の種別 4 歴史

- 5 鐵道の布設 6 道路 7 産業 8 國防 9 財政
- 第三章 財政 1 馬來聯邦州歳入歳出表 2 同上輸入比較表 3 同上輸出比較表 4 土地收入比較表 5 森林收入比較表 6 土地賣拂收入比較表 7 特許稅五年間比較表 8 關稅五年間比較表 9 錫の輸出稅比較表 10 郵便及電信收支年別表 11 政府の貯蓄銀行
- 第四章 交通 1 電信電話架設哩數比較表 2 同上の長さ五年間比較表 3 馬來聯邦州の鐵道
- 第五章 面積及人口 1 州別面積表 2 一九一六年末永久權の下に讓與せし面積 3 各州農産物に使用せらるる面積 4 國別人口表 5 人口種別人口表 6 人口總括表 7 半島に於ける爪哇人労働者數 8 全労働者の想定人數
- 第六章 衛生 1 過去五年間に於ける死亡數及死亡率 2 同上出生數及出生率 3 同上病別死亡者 4 耕地衛生 5 五年間に於ける二都市の死亡率 6 病院州別數
- 第七章 教育 1 學校數及生徒數
- 第八章 貿易及産業

第三編 英領印度

- 1 五年間輸入比較表 2 五年間輸出比較表 3 一九一六年輸入價格の總括 4 同上輸出價格の總括 5 一九一六年に於ける重要輸入品の量額 6 一九一六年に於ける重要輸出品の量額 7 コブラマ保護、米五ヶ年間輸出比較表 8 錫、鑽石及錫輸出五ヶ年間比較表 9 馬來聯邦州の金産額
- 第九章 氣温 1 氣温
- 第十章 輸入輸出稅率
- 第十一章 印度の農業 1 米作付反別及產出高 2 油種子作付反別及收穫高 3 棉花の耕地面積及收穫高 4 黃麻の作付反別及收穫高 5 インゲンゴ 藍の耕作面積及產額 6 棉花作付反別及收穫見積高 7 甘蔗作付反別及收穫高 8 藍作付反別及收穫高 9 落花生 10 胡椒
- 第十二章 工業及礦業 1 棉製品の產額 2 黃麻製造業の發達比較 3 黃麻製品の產額 4 最近石炭產出額累年比較表 5 石炭輸出額及價格表 6 石油の產額 7 滿鐵の產額 8 滿鐵輸出額 9 鐵産額二年比較表
- 第十三章 商業 1 輸出入累年比較表 2 輸出入國別比較表 3 輸出入前年度比較表 4 印度茶の輸出額 5 同上輸出港別 6 最近藍の輸出額 7 其輸出港別 8 麥酒の輸入額 9 金物類及刃物の國別輸入額 10 同上種類別輸入價額 11 砂糖の輸入額及價額 12 銅の輸入額
- 第十四章 緬甸の外國貿易 1 歐洲開戦前と開戦後に於ける輸入額の比較 2 本邦への主要商品輸出額 3 鐵道 4 電氣鐵道 5 輕便鐵道

第九章 錫蘭

- 一、政體 二、面積及人口 三、宗教及教育 四、歳入出
- 五、物産 六、船舶及郵便 七、屬地マルヂイ諸島

第四編 蘭領印度

第一章 政治

- 1 蘭領東印度 2 行政 3 總督

第二章 面積、人口、及氣候

- 1 位置 2 面積及人口 3 氣候 4 氣温

第三章 財政

- 一、土候管轄に係る歳入出 二、五年間に於ける政府歳入出
- 三、五年間政府専賣及事業の歳入 四、其二 五、五ヶ年間
- 政府事業支出 六、其二 七、五年間に於ける收税額 八、
- 其二

第四章 教育

- 一、農業初等學校 二、師範學校 三、教師講習會 四、高等
- 農業學校 五、獸醫學校 六、家畜検査講習所 七、徒弟
- 小學校 八、徒弟中學校 九、美術工業學校 十、中等工業
- 學校 十一、特別工業講習所 十二、弘立初等徒弟學校 十
- 三、公立高等學校生徒數 十四、私立高等學校生徒數 十五、
- 公私學校の經費及補助額 十六、小學校の數及七、數 十七、
- 私學校の數及教師生徒數 十八、歐人學校經費及補助額 十

九、專門學校生徒數

第五章 犯罪

- 1 有罪人種別 2 犯罪數

第六章 商業

- 1 最近蘭領農産物の輸出額比較 2 其二 3 最近五年間農産
- 物輸出量 4 最近輸出額國別比較 5 最近輸入品類比較 6
- 其二 7 輸入額國別比較 8 カボック最近三年間港別輸出額
- 9 同上國別輸出額 10 最近茶輸出別額 11 重要輸出入國
- 別額 12 邦對貿易額 13 本邦對大正二年度以降の貿易額

第七章 工業

- 各製造及工業

第八章 鑛業

- 一、パンカ島の錫鑛業 二、ビルトンシヤクブ兩會社の錫鑛
- 業 三、金、銀、ダイヤモンドの産額 四、石油鑛油の輸出
- 五、其二

第九章 農業

- 一、爪哇に於ける砂糖栽培面積及産額 二、現在ゴム植付反
- 別 三、現在咖啡植付反別

第十章 家畜水産

- 1 五年間に於ける家畜數 2 五年間に於ける水産の輸出

第十一章 船舶

1 出港船舶籍別五ヶ年表 2 重要港出港船舶

第十二章 銀行及金融

- 一、銀行増資額比較 二、政府銀行の預金額及利率 三、
- 郵便貯金局の數及預金者數

第十三章 蘭領東印度關稅定率表

第十四章 勞働者及賃銀

- 一、契約勞働者人種別三年比較表 二、外領勞働賃銀州別表
- 三、爪哇島勞働者 四、主要地勞働賃銀比較表

第五章 雜

- 一、蘭領東印度駐在各國領事館 二、度量衡 三、當地方産
- 物歐米市場運相場の起準 四、保險、仲買口錢及解貨 五、
- 爪哇と世界各地との時差 六、銀行休日

第五編 比律賓諸島

第一章 歴史及政治

- 歴史 位置及面積 政治 人口 歳入出 主要物産 出入港
- 船舶

第二章 農業

- 一、耕作反別及生産額 二、米の産額 三、麻の輸出額
- 四、麻栽培反別地方別 五、椰子の輸出額 六、砂糖の輸出
- 額 七、同上全屬に於ける耕地面積 八、煙草の産額 九、

各種煙草の輸出額 十、材木の輸出

第三章 商業

- 一、米國領後に於ける十五年間の貿易表 二、各國人ノ商業
- 及製造投資額 三、貿易額 四、重要輸出品價額兩年度對
- 照表 五、重要輸入品價額兩年度對照表 六、輸入國別對照
- 表 七、輸出入價格對照表

第四章 氣温及交通重要地に於ける平均温度

第五章 各洲の状態と物産

- 一、アブラ州 二、アルバイ州 三、アンボス、カマネス
- 州 四、パタンガス州 五、アラカン州 六、パタン州
- 七、カガヤン州 八、カピネ州 九、イロコスノルテ州
- 十、イロコス、スール州 十一、ラケナ州 十二、リザール
- 州 十三、ヌエバエシハ州 十四、ヌエバビスカヤ州 十五
- 州 十六、パンガシナン州 十七、バルソゴン州
- 十八、タヤバス州 十九、タラック州 二十、ラウニオン
- 州 廿一、ザムベレス州 廿二、イサベラ州 廿三、ベンゲ
- ット州 廿四、レバント、イボニトック州 廿五、プリンシ
- パ及インフアンダの二州 廿六、マリナプケ州 廿七、マス
- バ州 廿八、ミンドロ州 廿九、サマール州 卅、レイテ
- 州 卅一、セブ州 卅二、ホホール州 卅三、イロイロ州
- 卅四、アンチケ州 卅五、カピス州 卅六、ネグロス、オリ
- エンタル州 卅七、ネグロス、オクシデンタル州 卅八、ロム
- ブロン州 卅九、パラグワ州 四十、ザムボアンガ州 四十

一、ミサミ州 四十二、スリガ州 四十三、ダボ州 四十四、コタバト州 四十五、スール州

第六章 貨幣……………二六二

第六編 濠洲

第一章 面積及人口、政治……………一六三

一、面積及人口 二、人種及宗教別人口 三、政治 四、ニ
ネーサウスウェールズ 五、グイクトリヤ 六、クインスラ
ンド 七、南濠太利亞 八、西濠太利亞 九、ヌスマニア
十、總督

第二章 財政……………一六七

一、兩年度收支 二、公債總額

第三章 産業……………一六七

一、主要農産物作付面積及産額 二、森林 三、家畜數
四、礦産物 五、工業

第四章 商業……………一六八

一、最近五年間輸出入額 二、主要輸出入品 三、國別貿易
額

第五章 交通……………一六九

一、登陸船舶數 二、出入船舶數 三、鐵道哩數 四、官線
鐵道收支 五、移民出入狀況

第六章 貨幣……………二七二

第七章 香港……………二七二

第一章 地理及面積、戶口……………二七二

一、總說 二、香港島 三、舊九龍 四、九龍租借地 五、
人口、人種 六、人口增加率 七、戶數

第二章 政治……………二七四

第三章 財政……………二七四

一、香港發達ノ順序 二、最近十年間ノ歲入出表 三、當政
廳資產表

第四章 氣候及衛生……………二七五

一、各月の溫度及平均 二、死亡原因 三、傳染病 四、出
産 五、過去六年間の出生率 六、一般出生率の中非支那人
の出生率 七、死亡率 九、非支那人の死亡率

第五章 貿易……………二七六

一、總說 二、入港船舶數及貨物の噸數

第六章 各國銀行……………二八〇

第八章 英領ボルネオ……………二八二

一、位置及面積 二、政體 三、歲出入及輸出入 四、貿易
五、財政 六、輸出入稅 七、鐵道 八、ブルネイ及サラヤ

第九編 佛蘭西領

第一章 佛領印度支那……………一八五

面積及人口 政治歲出入豫算 陸軍兵員 關稅同盟 輸出入
總額 主なる輸出品 入港船舶

一、安南 面積及人口 産物及出入船
二、柬埔寨 三、交趾支那 四、東京 五、老撾 六、廣州
(支那租借地) 七、佛領印度

第二章 屬地十七邑……………一八五

第三章 ニューカレドニア屬地……………一八六

一、其面積と人口 二、地方歲出入 三、礦物の輸出 四、貿
易額 五、出入船舶 六、屬地 七、ニュー・ヘブリデキ
ス諸島

第十二編 南洋占領諸島……………一九四

一、占領諸島 二、獨領時代の統治狀況 三、占領後の處置
四、主要なる島嶼 五、歲計 六、貿易 七、産業 八、
移民

第十三編 日本及南洋貿易……………二〇三

重要輸入品量額……………二〇三
重要輸出品量額……………二〇七
最近五年間ノ對南洋貿易比較表……………二〇七

南洋興信録目次

對南銀行會社の部

橫濱正金銀行……………二〇一
臺灣銀行……………二〇二
南洋貿易株式會社……………二〇三
南洋郵船株式會社……………二〇四
南洋製糖株式會社……………二〇五
南洋椰子株式會社……………二〇六
南洋興業株式會社……………二〇七
南洋製紙株式會社……………二〇八
南洋鐵道株式會社……………二〇九
南洋拓殖工業株式會社……………二一〇
南洋鐵工株式會社……………二一一
南洋鐵工株式會社……………二一二
南洋鐵工株式會社……………二一三
南洋鐵工株式會社……………二一四
南洋鐵工株式會社……………二一五
南洋鐵工株式會社……………二一六
南洋鐵工株式會社……………二一七
南洋鐵工株式會社……………二一八
南洋鐵工株式會社……………二一九
南洋鐵工株式會社……………二二〇
南洋鐵工株式會社……………二二一
南洋鐵工株式會社……………二二二
南洋鐵工株式會社……………二二三
南洋鐵工株式會社……………二二四
南洋鐵工株式會社……………二二五
南洋鐵工株式會社……………二二六
南洋鐵工株式會社……………二二七
南洋鐵工株式會社……………二二八
南洋鐵工株式會社……………二二九
南洋鐵工株式會社……………二三〇
南洋鐵工株式會社……………二三一
南洋鐵工株式會社……………二三二
南洋鐵工株式會社……………二三三
南洋鐵工株式會社……………二三四
南洋鐵工株式會社……………二三五
南洋鐵工株式會社……………二三六
南洋鐵工株式會社……………二三七
南洋鐵工株式會社……………二三八
南洋鐵工株式會社……………二三九
南洋鐵工株式會社……………二四〇
南洋鐵工株式會社……………二四一
南洋鐵工株式會社……………二四二
南洋鐵工株式會社……………二四三
南洋鐵工株式會社……………二四四
南洋鐵工株式會社……………二四五
南洋鐵工株式會社……………二四六
南洋鐵工株式會社……………二四七
南洋鐵工株式會社……………二四八
南洋鐵工株式會社……………二四九
南洋鐵工株式會社……………二五〇
南洋鐵工株式會社……………二五一
南洋鐵工株式會社……………二五二
南洋鐵工株式會社……………二五三
南洋鐵工株式會社……………二五四
南洋鐵工株式會社……………二五五
南洋鐵工株式會社……………二五六
南洋鐵工株式會社……………二五七
南洋鐵工株式會社……………二五八
南洋鐵工株式會社……………二五九
南洋鐵工株式會社……………二六〇
南洋鐵工株式會社……………二六一
南洋鐵工株式會社……………二六二
南洋鐵工株式會社……………二六三
南洋鐵工株式會社……………二六四
南洋鐵工株式會社……………二六五
南洋鐵工株式會社……………二六六
南洋鐵工株式會社……………二六七
南洋鐵工株式會社……………二六八
南洋鐵工株式會社……………二六九
南洋鐵工株式會社……………二七〇
南洋鐵工株式會社……………二七一
南洋鐵工株式會社……………二七二
南洋鐵工株式會社……………二七三
南洋鐵工株式會社……………二七四
南洋鐵工株式會社……………二七五
南洋鐵工株式會社……………二七六
南洋鐵工株式會社……………二七七
南洋鐵工株式會社……………二七八
南洋鐵工株式會社……………二七九
南洋鐵工株式會社……………二八〇
南洋鐵工株式會社……………二八一
南洋鐵工株式會社……………二八二
南洋鐵工株式會社……………二八三
南洋鐵工株式會社……………二八四
南洋鐵工株式會社……………二八五
南洋鐵工株式會社……………二八六
南洋鐵工株式會社……………二八七
南洋鐵工株式會社……………二八八
南洋鐵工株式會社……………二八九
南洋鐵工株式會社……………二九〇
南洋鐵工株式會社……………二九一
南洋鐵工株式會社……………二九二
南洋鐵工株式會社……………二九三
南洋鐵工株式會社……………二九四
南洋鐵工株式會社……………二九五
南洋鐵工株式會社……………二九六
南洋鐵工株式會社……………二九七
南洋鐵工株式會社……………二九八
南洋鐵工株式會社……………二九九
南洋鐵工株式會社……………三〇〇
南洋鐵工株式會社……………三〇一
南洋鐵工株式會社……………三〇二
南洋鐵工株式會社……………三〇三
南洋鐵工株式會社……………三〇四
南洋鐵工株式會社……………三〇五
南洋鐵工株式會社……………三〇六
南洋鐵工株式會社……………三〇七
南洋鐵工株式會社……………三〇八
南洋鐵工株式會社……………三〇九
南洋鐵工株式會社……………三一〇
南洋鐵工株式會社……………三一〇

第十編 暹羅……………一八〇

一、國王 二、行政權 三、面積及人口 四、宗教 五、財
政 六、防備 七、主要産物 八、輸出入及船舶 九、鐵道
十、貿易

第十一編 葡萄牙領……………一九三

一、面積、人口 二、葡領印度 三、澳門 四、葡領チモール

南國護謨株式會社—南亞公司(株式)……………二〇
 南洋商會(合資)—日南公司(合資)—日關貿易株式會社……………二一
 日南護謨株式會社……………二二
 日新護謨株式會社—日本商會(株式)……………二三
 日本物產株式會社—馬來護謨公司(株式)—馬來護謨栽培株式會社……………二四
 眞植護謨株式會社—馬來貿易株式會社—ホルネオ護謨株式會社……………二五
 ホルネオ殖産株式會社—東洋貿易株式會社—潮谷商會(株式)……………二六
 福島洋行(合名)—シヨホール護謨株式會社—大倉護謨株式會社—臺灣拓殖株式會社……………二七
 朝日護謨株式會社—宿大護謨公司(株式)—國南株式會社—東印度貿易株式會社……………二八
 南洋物產株式會社……………二九
 南洋殖産興業株式會社……………三〇

一 海峽殖民地 在留日本人の部
 三井物産會社新嘉坡支店—三葉商事株式會社新嘉坡出張所……………三一
 増田貿易會社新嘉坡出張所—駒井商店新嘉坡支店……………三二
 南洋日々新聞社日關貿易會社出張所……………三三
 友田新嘉坡支店—大和商會……………三四
 旭石輪商會—千田商會—東洋貿易商會……………三五
 葛田齒科醫院—南洋及日本人社—三榮公司—吾妻ホール……………三六
 四葉組—新嘉坡靴製造所—東洋藥房—中外會……………三七
 富士商會—村松商會—日本神農醫院—同仁藥房……………三八

諏訪旅館—O A 商店—サン商會—有坂商店……………三九
 すらま洋行—村上商店—倉園製箱店—舞子ホテル……………四〇
 紀之國屋旅館—梅屋ホテル—加藤商會新嘉坡支店—博愛藥房醫院……………四一
 都ホテル—大七商會—日本郵船會社出張所—今井齒科醫院……………四二
 村田公司新嘉坡支店—旭自働車工場—東京向笠商店新嘉坡支店—原田商會暹羅部—石原洋行—日比谷寫眞館……………四三
 小笠原商店—木本商店—日の出張館—乙宗商店—隆弘藥房—親誠商店……………四四
 野田自働車商會—磯田館ホテル—南陽藥房—馬場商會出張所—長井商店……………四五
 島田齒科醫院—松本商會—勝美堂—薩摩屋旅館—鹽屋商會—坂田洋服店……………四六
 いろは自働車商會—好文館書店—賀川監甲店—立共護謨園—副島時計店—村司商店……………四七
 庄司商店—三洋商店—東洋ホテル—賀川商店—牧野洋行—水科公司……………四八
 三矢組—星坡組—若宮酒酒店—藤森新三郎—オメテホテル—池崎商會—鹽崎藥房—玉の家旅館……………四九
 田中旅館—田中商店—日光寫眞館—大佛商會……………五〇
 東亞貿易商會—向井瀛業部—大黒商店—日本藥房……………五一
 筒井商店—日本醫院—鈴木齒科醫院—結城齒科醫院—宮崎商店……………五二
 池崎商店……………五三

二 ジヨホール州及馬來聯邦州……………五三

松本商店—モア醫院—本村寫眞館—有田寫眞館—酒井商店—旭ホテル……………五三
 南商會—日華醫院—矢ヶ部商店……………五四
 日本醫院大藥房—花家—内田寫眞館……………五五
 友森商會—松田理髮店—古川咖啡店……………五六
 三 スマトラ島……………五六
 旭寫眞館—成辰商會—原島商店—ザイスト商會……………五七
 三木屋商會—山崎商店—インデアホテル—ワエルダホテル……………五八
 はやし商店—龜井理髮店—山本齒科治療醫院—田中藥房—南洋藥房—岡田寫眞館……………五九
 平野商店—山田商店—Bohai 商會—南洋通信社……………六〇
 萬謙商會—成辰商會—シスターホテル—コダク寫眞館……………六一
 カド寫眞館—今宮商店—日本神農老藥房—富士寫眞館—富士ホテル……………六二
 中田商會—大正藥房—山川商店—東郷寫眞館—伊東寫眞館……………六三
 野村商店—大和寫眞館—糖業商店—皆川商店出張所……………六四
 宮崎藥店—田齒科醫院—釘田商店—島田商店—浦田商店……………六五
 四 爪哇島……………六五
 日本館—櫻寫眞館……………六六
 佐々木寫眞館—達磨商會—南方時報社……………六七
 藤原洋行—木田商會—藤野商會—丸福洋行—朝日商店—秀商店……………六八

武内商店—井村商店—横田商店—北川商店—萬隆日本館商會—新高洋行……………六八
 櫻商會—兩平商店—富士洋行……………六九
 千島洋行—金子三造商店……………七〇
 高橋清治商店—高尾洋行—駒井貿易商店……………七一
 中村洋行—土門商店—大友商店—福島洋行……………七二
 平松商會—共立博愛堂……………七三
 同仁醫院—倉田藥房—水井洋行……………七四
 春陽堂亞細亞貿易商會—白石兄弟商會—高橋商店—日東洋行—第二博愛堂醫院……………七五
 五 セレベス島マカッサ市……………七五
 木村旅館—村角醫院—林商店—山鹿洋行……………七六
 米屋商店—角井商店—日印貿易商會—南洋產業株式會社—龜井兄弟商會……………七七
 六 米領比律賓諸島……………七七
 田川商店—野口商會……………七八

南洋要覽目次
 第一抄 在留日本人及南洋取引商名録……………七八
 南洋在留日本人名録……………七九
 一 在南洋公館の部……………八〇
 二 海峽殖民地の部……………八一

國體及學校 栽培業者 輸出入小賣商及雜業漁業者 彼南市
マラッカ市

三 ジョホール州の部 八六

ムアール バトバハ

四 馬來聯邦州の部 八九

スレンバン市 コーラメラ タンビン コーランボ市 カラ
ンカジャン コーラケボ ラサ ラワン イツボ市 トラ
クアンツン タイピン市 アルワス バカンスライ バトガ
ジャトロノグーシエン ゴーピン スンガイ タンジョ
マリム

五 スマトラ島の部 九七

メダン市バカン デピンテンギ シヤンタル キサラ
ンジョンバレー ビンセイ シンパンテカ バンカラ
ンダン コーラシエンパン ランサ アチエ州イテ ロ
マウエビルンコタ ジャサパン バダン パレンバン

六 爪哇島の部 一〇六

バタビヤ市 バイテンゾルガ スカアミ チヤンジョ
ル チマヒ カラワン ボルツカルタ バンドン ガロ
マヤ チヤミス パンジャル ショクジャ ソーロ
ン市 バカロンガン テカル チエリホン スラバヤ市
スルワン ルーマイシヤン タンゴール ションボル
ヤニランギ ボンドソー

七 セレベス島の部 一二七

一、ジョホール州 二、馬來聯邦州 三、スマトラ島
四、ボルネオ島

第三抄 南洋物産詳解 一六六

第一飲食物及香料の部 第二護謨樹膠及揮發油の部 第三染
料の部 第四植物性纖維の部 第五木材の部

第四抄 南洋貿易企業關係法規

(附海外渡航者心得)

第一 蘭領東印度入國令 一八六

第二 蘭領東印度入國及居住規則 一九一

第三 蘭領東印度土地法規 二〇四

第四 株式會社の設立に關する規定 二一八

第五 蘭領に於ける商標條例 二二二

第六 蘭領に於ける移民及労働規定 二二五

第七 蘭領労働者雇入規則 二二八

第八 蘭領に於ける醫師齒科醫藥劑師及産婆
開業試験規則 二二九

第九 在バタビヤ領事館告示諸願届様式 二三四

目次

八 ボルネオ島の部 二一八

マカッサ市
バリクパパン

九 緬甸の部 二二八

マイグ市 蘭買市

十 香港の部 二二九

領事館團體 銀行會社輸出入業者 醫院及各商店

十一 比律賓群島の部 二二九

マニラ市 オロンガツボ イロイロ ミンダナオ島 ミン
下バコ外人リビ氏耕地自營者 ローヤン平田會社自營者
イラム岡田會社自營者 バンカス繁澤拓殖會社自營者 カ
ルナン農業會社自營者 志良灣拓殖會社自營者 ラサンガ
殖會社自營者 マナアラン拓殖會社自營者 バヤバス拓殖會
社自營者 パアト拓殖會社自營者 テカ上野組合自營者 小
谷耕地自營者 ワツパンダイ自營者 ダリヤオン古川拓殖會
社 アナラン拓殖會社 アナラン赤嶺兄弟拓殖會社

十二 濠州の部 二二九

南洋取引商名録 二四〇

東京 横浜 大阪 神戸市 名古屋市 加工護謨業者名録

第二抄 日本人護謨椰子栽培業者及其反別 二五七

第十 ジョホール州護謨園制限條例 二四一

第十一 海峽殖民地管内本邦醫の開業資格 二四三

第十二 新嘉坡在留外國人の登録規定 二四三

第十三 海峽殖民地に於ける諸稅手數料 二四三

第十四 同上漁業稅及公課金 二四四

第十五 北ボルネオに於ける土地租借及労働
者に關する概要 二四五

第十六 海峽殖民地に於ける檢疫及防疫法令
概要 二四六

第十七 農園労働者令 二四七

第十八 外國旅券規則及注意事項 二五三

第五抄 南洋企業案内

椰子栽培豫算表 二五五

マニラ麻耕地收支豫算表 二六二

麻小作收支計算法 二六五

馬來島護謨栽培豫算表 二六七

占領地ホルネオ農園經營豫算表 二七一

第六抄 交通便覽

南洋航路運賃表.....二七五

DIRECTORY

第七抄 官公吏會社商店要錄

- 一、新嘉坡官吏松吏の部.....一
- 二、新嘉坡領事學校.....七
- 三、坡嘉商人專業者の部.....九
- 四、マラッカの部.....二
- 五、彼南の部.....三
- 六、英領北ボルネオの部.....三
- 七、スマトラ東海岸の部.....三

第八抄 蘭領東印度輸出業要覽

- 一、スマタビヤの部.....一〇
- 二、マンダランの部 三、マンダンの部 四、スマランの部.....一〇
- 五、スカロンの部.....一〇
- 六、インドラマタヨの部 七、スマタビヤの部.....一〇
- 八、メンタレーンの部 九、マンレンの部.....一〇
- 十、メメンの部 十一、マンカランプランマンの部 十二、

- メダンの部.....一〇
- 十三、タンウヨンホーラの部 十四、コメラウヤの部 十五、
- インドラホーラの部 十六、シボカの部 十七、マツカッ
- 一の部.....一〇
- 十八、メナドの部 十九、エビマタローの部.....一〇
- 二十、マンダランの部 二十一、マンタナナの部 二十二、
- マンタナナの部 二十三、ボルネオの部 二十四、
- モルカスの部.....一〇
- 二十五、ニユーギニアの部 二十六、ロンボクの部.....一〇

實用錄

一、日本西洋支那歷年比較表

支那	支那曆	西曆	日本	日本曆	西曆	支那	支那曆	西曆	日本	日本曆	支那	支那曆	西曆
丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子	22	1817	文政	14	1817	嘉慶	22	1817	天保	14	丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子	22	1817
丁巳巳庚辛壬癸甲乙丙丁戊己庚辛壬癸	23	1818	文政	1	1818	嘉慶	23	1818	天保	1	丁巳巳庚辛壬癸甲乙丙丁戊己庚辛壬癸	23	1818
	24	1819	文政	2	1819	嘉慶	24	1819	天保	2		24	1819
	25	1820	文政	3	1820	嘉慶	25	1820	天保	3		25	1820
	1	1821	文政	4	1821	嘉慶	1	1821	天保	4		1	1821
	2	1822	文政	5	1822	嘉慶	2	1822	天保	5		2	1822
	3	1823	文政	6	1823	嘉慶	3	1823	天保	6		3	1823
	4	1824	文政	7	1824	嘉慶	4	1824	天保	7		4	1824
	5	1825	文政	8	1825	嘉慶	5	1825	天保	8		5	1825
	6	1826	文政	9	1826	嘉慶	6	1826	天保	9		6	1826
	7	1827	文政	10	1827	嘉慶	7	1827	天保	10		7	1827
	8	1828	文政	11	1828	嘉慶	8	1828	天保	11		8	1828
	9	1829	文政	12	1829	嘉慶	9	1829	天保	12		9	1829
	10	1830	文政	1	1830	嘉慶	10	1830	天保	1		10	1830
	11	1831	文政	2	1831	嘉慶	11	1831	天保	2		11	1831
	12	1832	文政	3	1832	嘉慶	12	1832	天保	3		12	1832
	13	1833	文政	4	1833	嘉慶	13	1833	天保	4		13	1833
	14	1834	文政	5	1834	嘉慶	14	1834	天保	5		14	1834
	15	1835	文政	6	1835	嘉慶	15	1835	天保	6		15	1835
	16	1836	文政	7	1836	嘉慶	16	1836	天保	7		16	1836
	17	1837	文政	8	1837	嘉慶	17	1837	天保	8		17	1837
	18	1838	文政	9	1838	嘉慶	18	1838	天保	9		18	1838
	19	1839	文政	10	1839	嘉慶	19	1839	天保	10		19	1839
	20	1840	文政	11	1840	嘉慶	20	1840	天保	11		20	1840
	21	1841	文政	12	1841	嘉慶	21	1841	天保	12		21	1841
	22	1842	文政	1	1842	嘉慶	22	1842	天保	1		22	1842
	23	1843	文政	2	1843	嘉慶	23	1843	天保	2		23	1843
	24	1844	文政	3	1844	嘉慶	24	1844	天保	3		24	1844
	25	1845	文政	4	1845	嘉慶	25	1845	天保	4		25	1845
	26	1846	文政	5	1846	嘉慶	26	1846	天保	5		26	1846
	27	1847	文政	6	1847	嘉慶	27	1847	天保	6		27	1847
	28	1848	文政	7	1848	嘉慶	28	1848	天保	7		28	1848
	29	1849	文政	8	1849	嘉慶	29	1849	天保	8		29	1849
	30	1850	文政	9	1850	嘉慶	30	1850	天保	9		30	1850
	31	1851	文政	10	1851	嘉慶	31	1851	天保	10		31	1851
	32	1852	文政	11	1852	嘉慶	32	1852	天保	11		32	1852
	33	1853	文政	12	1853	嘉慶	33	1853	天保	12		33	1853
	34	1854	文政	1	1854	嘉慶	34	1854	天保	1		34	1854
	35	1855	文政	2	1855	嘉慶	35	1855	天保	2		35	1855
	36	1856	文政	3	1856	嘉慶	36	1856	天保	3		36	1856
	37	1857	文政	4	1857	嘉慶	37	1857	天保	4		37	1857
	38	1858	文政	5	1858	嘉慶	38	1858	天保	5		38	1858
	39	1859	文政	6	1859	嘉慶	39	1859	天保	6		39	1859
	40	1860	文政	7	1860	嘉慶	40	1860	天保	7		40	1860
	41	1861	文政	8	1861	嘉慶	41	1861	天保	8		41	1861
	42	1862	文政	9	1862	嘉慶	42	1862	天保	9		42	1862
	43	1863	文政	10	1863	嘉慶	43	1863	天保	10		43	1863
	44	1864	文政	11	1864	嘉慶	44	1864	天保	11		44	1864
	45	1865	文政	12	1865	嘉慶	45	1865	天保	12		45	1865
	46	1866	文政	1	1866	嘉慶	46	1866	天保	1		46	1866
	47	1867	文政	2	1867	嘉慶	47	1867	天保	2		47	1867
	48	1868	文政	3	1868	嘉慶	48	1868	天保	3		48	1868
	49	1869	文政	4	1869	嘉慶	49	1869	天保	4		49	1869
	50	1870	文政	5	1870	嘉慶	50	1870	天保	5		50	1870
	51	1871	文政	6	1871	嘉慶	51	1871	天保	6		51	1871
	52	1872	文政	7	1872	嘉慶	52	1872	天保	7		52	1872
	53	1873	文政	8	1873	嘉慶	53	1873	天保	8		53	1873
	54	1874	文政	9	1874	嘉慶	54	1874	天保	9		54	1874
	55	1875	文政	10	1875	嘉慶	55	1875	天保	10		55	1875
	56	1876	文政	11	1876	嘉慶	56	1876	天保	11		56	1876
	57	1877	文政	12	1877	嘉慶	57	1877	天保	12		57	1877
	58	1878	文政	1	1878	嘉慶	58	1878	天保	1		58	1878
	59	1879	文政	2	1879	嘉慶	59	1879	天保	2		59	1879
	60	1880	文政	3	1880	嘉慶	60	1880	天保	3		60	1880
	61	1881	文政	4	1881	嘉慶	61	1881	天保	4		61	1881
	62	1882	文政	5	1882	嘉慶	62	1882	天保	5		62	1882
	63	1883	文政	6	1883	嘉慶	63	1883	天保	6		63	1883
	64	1884	文政	7	1884	嘉慶	64	1884	天保	7		64	1884
	65	1885	文政	8	1885	嘉慶	65	1885	天保	8		65	1885
	66	1886	文政	9	1886	嘉慶	66	1886	天保	9		66	1886
	67	1887	文政	10	1887	嘉慶	67	1887	天保	10		67	1887
	68	1888	文政	11	1888	嘉慶	68	1888	天保	11		68	1888
	69	1889	文政	12	1889	嘉慶	69	1889	天保	12		69	1889
	70	1890	文政	1	1890	嘉慶	70	1890	天保	1		70	1890
	71	1891	文政	2	1891	嘉慶	71	1891	天保	2		71	1891
	72	1892	文政	3	1892	嘉慶	72	1892	天保	3		72	1892
	73	1893	文政	4	1893	嘉慶	73	1893	天保	4		73	1893
	74	1894	文政	5	1894	嘉慶	74	1894	天保	5		74	1894
	75	1895	文政	6	1895	嘉慶	75	1895	天保	6		75	1895
	76	1896	文政	7	1896	嘉慶	76	1896	天保	7		76	1896
	77	1897	文政	8	1897	嘉慶	77	1897	天保	8		77	1897
	78	1898	文政	9	1898	嘉慶	78	1898	天保	9		78	1898
	79	1899	文政	10	1899	嘉慶	79	1899	天保	10		79	1899
	80	1900	文政	11	1900	嘉慶	80	1900	天保	11		80	1900



支	平	支那曆	西曆	日本曆	支	平	支那曆	西曆	日本曆
卯辰巳午未申酉戌亥	乙丙丁戊己庚辛壬癸甲乙	1	1895	2	午未申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥	甲乙丙丁戊己庚辛壬癸甲乙	豐	1895	安政
		7	1897	8				1896	延久
		8	1898	9				1897	萬文
		9	1899	10				1899	治應
		10	1899	11				1899	明治
		11	1899	12				1899	
		12	1899	1				1899	
		13	1899	2				1899	
		14	1899	3				1899	
		15	1899	4				1899	
		16	1899	5				1899	
		17	1899	6				1899	
		18	1899	7				1899	
		19	1899	8				1899	
		20	1899	9				1899	
		21	1899	10				1899	
		22	1899	11				1899	
		23	1899	12				1899	
		24	1899	1				1899	
		25	1899	2				1899	
		26	1899	3				1899	
		27	1899	4				1899	
		28	1899	5				1899	
		29	1899	6				1899	
		30	1899	7				1899	
		31	1899	8				1899	
			1899	9				1899	
			1899	10				1899	
			1899	11				1899	
			1899	12				1899	
			1899	1				1899	
			1899	2				1899	
			1899	3				1899	
			1899	4				1899	
			1899	5				1899	
			1899	6				1899	
			1899	7				1899	
			1899	8				1899	
			1899	9				1899	
			1899	10				1899	
			1899	11				1899	
			1899	12				1899	
			1899	1				1899	
			1899	2				1899	
			1899	3				1899	
			1899	4				1899	
			1899	5				1899	
			1899	6				1899	
			1899	7				1899	
			1899	8				1899	
			1899	9				1899	
			1899	10				1899	
			1899	11				1899	
			1899	12				1899	
			1899	1				1899	
			1899	2				1899	
			1899	3				1899	
			1899	4				1899	
			1899	5				1899	
			1899	6				1899	
			1899	7				1899	
			1899	8				1899	
			1899	9				1899	
			1899	10				1899	
			1899	11				1899	
			1899	12				1899	
			1899	1				1899	
			1899	2				1899	
			1899	3				1899	
			1899	4				1899	
			1899	5				1899	
			1899	6				1899	
			1899	7				1899	
			1899	8				1899	
			1899	9				1899	
			1899	10				1899	
			1899	11				1899	
			1899	12				1899	
			1899	1				1899	
			1899	2				1899	
			1899	3				1899	
			1899	4				1899	
			1899	5				1899	
			1899	6				1899	
			1899	7				1899	
			1899	8				1899	
			1899	9				1899	
			1899	10				1899	
			1899	11				1899	
			1899	12				1899	
			1899	1				1899	
			1899	2				1899	
			1899	3				1899	
			1899	4				1899	
			1899	5				1899	
			1899	6				1899	
			1899	7				1899	
			1899	8				1899	
			1899	9				1899	
			1899	10				1899	
			1899	11				1899	
			1899	12				1899	
			1899	1				1899	
			1899	2				1899	
			1899	3				1899	
			1899	4				1899	
			1899	5				1899	
			1899	6				1899	
			1899	7				1899	
			1899	8				1899	
			1899	9				1899	
			1899	10				1899	
			1899	11				1899	
			1899	12				1899	
			1899	1				1899	
			1899	2				1899	
			1899	3				1899	
			1899	4				1899	
			1899	5				1899	
			1899	6				1899	
			1899	7				1899	
			1899	8				1899	
			1899	9				1899	
			1899	10				1899	
			1899	11				1899	
			1899	12				1899	
			1899	1				1899	
			1899	2				1899	
			1899	3				1899	
			1899	4				1899	
			1899	5				1899	
			1899	6				1899	
			1899	7				1899	
			1899	8				1899	
			1899	9				1899	
			1899	10				1899	
			1899	11				1899	
			1899	12				1899	
			1899	1				1899	
			1899	2				1899	
			1899	3				1899	
			1899	4				1899	
			1899	5				1899	
			1899	6				1899	
			1899	7				1899	
			1899	8				1899	
			1899	9				1899	
			1899	10				1899	
			1899	11				1899	
			1899	12				1899	
			1899	1				1899	
			1899	2				1899	
			1899	3				1899	
			1899	4				1899	
			1899	5				1899	
			1899	6				1899	
			1899	7				1899	
			1899	8				1899	
			1899	9				1899	
			1899	10				1899	
			1899	11				1899	
			1899	12				1899	
			1899	1				1899	
			1899	2				1899	
			1899	3				1899	
			1899	4				1899	
			1899	5				1899	
			1899	6				1899	
			1899	7				1899	
			1899	8				1899	
			1899	9				1899	
			1899	10				1899	
			1899	11				1899	
			1899	12					

國勢年報 國勢年報 國勢年報

本表中、英國度量衡換算は、Statistical Abstract for the Principal & Other Countries (英國年報)に依り、日本度量衡換算は、主として外務省通商局發表、"内外度量衡比較表"に依り、表中()内の文字は略字を示す。

國名	單位 日本名	單位 原名	英國度量衡換算	日本度量衡換算
英 吉 利	1 bu (甕) = 80 釐	Mille (m.)	14町45間8寸3分
	1 ch (甕) = 22 釐	Chaine (Ch.)	11間0尺8寸3分5厘38
	1 f (甕) = 8 釐	Yard (yd.)	3尺1分7厘0毛
	1 h (甕) = 12 釐	Foot (ft.)	1尺6厘8毛2
	1 c (甕) = 4 釐	Inch (in.)	8分3厘8毛2
	1 p (甕) = 4 釐	Galton (g.)	2分5毫2与1014
	1 q (甕) = 4 釐	Quart (qt.)	6合3与0084
	1 r (甕) = 4 釐	Bishel	2斗1合6与11
	1 s (甕) = 4 釐	Acres	4段24步171
	1 t (甕) = 4 釐	Quarter	1石6斗1升2合8与9
	1 u (甕) = 4 釐	Leek	5斗4与4厘
	1 v (甕) = 4 釐	Last	16石1斗2升2合
	1 w (甕) = 4 釐	Stane	1貫698与4分1厘
	1 x (甕) = 4 釐	Long Ton	270貫9分5厘9分 (但普通油用)
	1 y (甕) = 4 釐	Short Ton	241貫506与(1612斤)
1 z (甕) = 4 釐	Hundred Weight	13貫57与2分9厘	
1 aa (甕) = 4 釐	Pound (lb.)	120与9分5厘8毛	
1 ab (甕) = 4 釐	Pound (oz.)	7与5分5厘9毛87	
1 ac (甕) = 4 釐	Ounce	99与5分3厘1毛1	
1 ad (甕) = 4 釐	Grain (gr.)	8与2分9厘4毛36	
1 ae (甕) = 4 釐	1厘7毛2分9厘	

國名	單位 日本名	單位 原名	英國度量衡換算	日本度量衡換算
英 吉 利	1 f (甕) = 4 釐	London Quarter	51立方尺
	1 g (甕) = 4 釐	Mains	41立方尺
	1 h (甕) = 4 釐	Kilometre	007平方尺
	1 i (甕) = 4 釐	Sq. Kilometre	7石3斗3合8与4厘
	1 j (甕) = 4 釐	Cub. Metre	19588立方尺
	1 k (甕) = 4 釐	Avoirdupois	3尺3寸
	1 l (甕) = 4 釐	Hectare	9町10間
	1 m (甕) = 4 釐	Kilogramme	100町8段3款10步
	1 n (甕) = 4 釐	Quintal, Metrique	35立方尺987
	1 o (甕) = 4 釐	Centner, Metrique	1款0步25
	1 p (甕) = 4 釐	Hectolitre	1町25步
	1 q (甕) = 4 釐	266与5分6厘6毛87
	1 r (甕) = 4 釐	266与6分7厘
	1 s (甕) = 4 釐	266与6分7厘
	1 t (甕) = 4 釐	266与6分7厘

北米合衆國・アラスカ・ハワイ諸島	アメリカ合衆国 (物)	Bushel (Winchester)	0.3688 of Imperial Bushel (33 Winchester B = 32 Imperial B) 0.833 of an Imperial Gallon (6 United States Gallons = 5 Imperial Gallons) 196 Tbs. Avordupois 2000 " " 2400 "	140斤5合3勺5
メソポタミア	バレル (物)	Barrel Short ton Long ton		2升5勺3勺
トルコ	キログラム (物)	Kilogram		23斤707匁77
フランス	リットル (物)	Litre		241匁318匁4(1512)斤
ドイツ	リットル (物)	Litre		270匁943匁6(普通は1680斤を以て)
イギリス	ポンド (物)	Pound		9匁5分4厘6毛33
オランダ	キログラム (物)	Kilogram		150匁1分5厘88
ベルギー	キログラム (物)	Kilogram		16匁9厘6毛
イタリア	キログラム (物)	Kilogram		1尺5分6厘
スペイン	キログラム (物)	Kilogram		1尺5分6厘
ポルトガル	キログラム (物)	Kilogram		5匁16厘4尺8寸
ロシア	キログラム (物)	Kilogram	
日本	キログラム (物)	Kilogram	

五、金利換算表

一、二十ヶ年間単利積算 (金一圓に付毎年の単利積算)

年次	五分	六分	七分	八分	九分	一割	一割一分	一割二分
一年	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.10	0.11	0.12
二年	0.10	0.13	0.16	0.19	0.22	0.25	0.28	0.31
三年	0.15	0.19	0.23	0.27	0.31	0.35	0.39	0.43
四年	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45	0.50	0.55
五年	0.25	0.31	0.37	0.43	0.49	0.55	0.61	0.67
六年	0.30	0.37	0.44	0.51	0.58	0.65	0.72	0.79
七年	0.35	0.43	0.51	0.59	0.67	0.75	0.83	0.91
八年	0.40	0.49	0.58	0.67	0.76	0.85	0.94	1.03
九年	0.45	0.55	0.65	0.75	0.85	0.95	1.05	1.15
十年	0.50	0.61	0.72	0.83	0.94	1.05	1.16	1.27
十五年	0.75	0.91	1.07	1.23	1.39	1.55	1.71	1.87
二十年	1.00	1.21	1.42	1.63	1.84	2.05	2.26	2.47

二、三十ヶ年間複利積算 (金一圓に付毎年の複利積算、但し毎半年に利子を元金に繰込む)

外 國 貨

本表は、純金 0.749997 式を邦貨 1 圓として換算せるものである。但し、
 4月1日の官報に告示せるものを掲ぐ。表中單位邦名の略字は、一定
 は金本位制、“金爲”とあるは金爲替本位制、“紙”とあるは紙行本位制、“紙”

實
用
錄

國 名	本 位(實施年)	單 位 日 本 名	單位原名	日本貨幣 換算價格
英 吉 利	金(1816)	磅ポンド(20先)	Pound	976.32
		先シリング(12片)	Shilling	48.82
		片ペンス(4ファースィング)	Penny	4.07
		ファースィング	Farthing	1.02
北米合衆國	紙(1878)	ドル(100仙)	Dollar	2.00.62
		仙セント	Cent	2.01
獨 逸	金(1907)	マルク(100布)	Mark	47.79
		布ペンニヒ	Pfennig	.48
佛 蘭 西	紙(1876)	法フラン(100參)	Franc	38.71
		參サンテーム	Centime	.39
白 耳 義	紙(1878)	參サンテーム	Centime	.39
伊 太 利	紙(1878)	參サンテーム	Centime	.39
瑞 典	金(1873)	グレンデン又はフロリン	Gulden 又は Florin	80.64
西 班 牙	銀	センチモ	Centimo	× .39
土 其 其	金	センチボ	Centavo	2.17
		埃 甸	金(1900)	ピアスター
露 西 亞	金(1899)			リラ又は土耳其磅(100ピアスター)
		比 律 賓	金爲(1903)	クロネ
暹 羅	金(1908)			ルーブル(100哥)
		暹 羅	金(1908)	哥コペック
暹 羅	金(1908)			ペソ(100センチボ)
		暹 羅	金(1908)	センチボ
暹 羅	金(1908)			鉄チカル

(備考) ×は金ペセタ及センチモに對する價格なり。

幣 表

西番幣以下銀貨に對しては、大正6年5月中本邦税關に於て適用すべ
 のものなきも、其の比較的多く用ひらるるものを掲ぐ。表中“金”とある
 とあるは紙幣本位制の略字なり。

國 名	本 位(實施年)	單 位 日 本 名	單位原名	日本貨幣 換算價格
英 領 印 度	金爲(1899)	留比ルーペー(16安)	Rupee	65.09
		安アンナ(12杯)	Anna	4.07
秘 露	金(1901)	杯ハイ	Pie	.34
		ソラ(10ソル)	Libra	978.32
亞 爾 然 丁	金(實際は紙)	ソル	Sol	97.63
		ペソ(100センチボ)	Peso	1.93.55
智 利	金(1899以降紙)	センチボ	Centavo	1.94
		コンドル(20ペソ)	Condor	14.64.48
プ ラ ジ ム	金(實際は紙)	ペソ(100センチボ)	Pesc	73.22
		センチボ	Centavo	.73
プ ラ ジ ム	金(實際は紙)	ミルレイ(1000レイ)	Milreis	1.09.57
		レイ	Rei	.11
プ ラ ジ ム	金(實際は紙)	ミルレイ	Milreis	65.11
		レイ	Rei	.07
貨幣名又は國名	本 位(實施年)	單 位 日 本 名	單位原名	本邦税關に於て大正6年5月中適用する換算率
墨 西 哥 幣 銀	ドル(100仙)	Dollar	1.17.20
		仙セント	Cent	1.17
英 吉 利 幣 銀	ドル	Dollar	1.10.10
香 港 幣 銀	ドル	Dollar	1.10.10
支 那 銀	上海兩	兩リヤン	1.62.70
		天津兩	兩	1.71.40
		漢口兩	兩	1.68.10
		海關兩	兩	(1.11.04 上海兩)
		錢	錢チエーン	1/10兩
支 那 銀	分	分フエーン	1/10錢
		厘	厘リ	1/10分

南
洋
年
鑑

一
四

會社 日南公司南洋興信部規定

第一條目的 本部はわが邦人の南洋に於て實業に従事し、或は企業せんとする者の爲めに諸般の事情を闡明すべく、法人及個人の資産、信用、性格及び營業上の狀況を調査報告するを目的とす。

第二條會員 本部規定の金額を拂込み報告を受くるものを會員と稱す。

第三條會員區別 會員を分ちて左の三種となす。

▲第一種 一ヶ年金百圓拂込

一ヶ年二百圓以内の問合を爲し得るのみならず本部の業務上調査したる事件は速に之を内報すべし。

▲第二種 一ヶ年六十圓拂込

一ヶ年百二十圓以内の問合を爲すことを得。

▲第三種 一ヶ年三十圓拂込

一ヶ年二十五圓以内の問合を爲すことを得。

第四條印章 問合をなさんとする會員は豫め印鑑を差出し置き問合毎に同一の押印を爲し報告を請求せらるべし。

第五條加盟 加盟者は左の書式に倣ひ加盟誓約書を差出さる可し(書式略)

第六條調査區域 本部の調査區域は左の如し。

一、英領海峽殖民地 二、馬來聯邦洲 三、緬甸 四、印度 五、佛領印度 六、暹羅 七、スマト

ラ島 八、爪哇島 九、ニューギニア島 十、セレベス島 十一、ホルネオ島 十二、濠洲及木曜島

十三、新領地諸島

第七條南洋年鑑の配布 毎年一回(四月)日南公司南洋調査部發行の『南洋年鑑興信錄附南洋要覽』は會員に

限り無代配布す。

事務所 は當分東京府下代々木東山谷百十六番地に置く。

南洋年鑑

- | | |
|-------------|------------|
| 一 海峽殖民地 | 八 英領北ボルネオ |
| 二 馬來聯邦洲及保護國 | 九 佛領印度支那 |
| 三 英領印度 | 十 暹羅 |
| 四 蘭領東印度 | 十一 葡萄牙領 |
| 五 比律賓諸島 | 十二 南洋新領土 |
| 六 濠洲 | 十三 日本及南洋貿易 |
| 七 香港 | |

南洋群島面積及人口

英領土	佛領	蘭領	葡領	米領	暹羅	獨逸
印度 海峽殖民地 馬來聯邦州	爪哇及マツラ 大亞細亞州	ボルネオ スマタラ	セレンダパ スバ	比律賓 サモア群島	ニユーギニア モリア	サモア群島
面積 一、八〇、二三 一、五七 三、三〇〇	面積 三、七五、五八 一、三〇、五八 七、七〇、一六 八、七五、一六	面積 三三、七五七 一、五九、七五七 七、七〇、一六	面積 八、九七 一、〇〇〇	面積 一、〇〇〇 一、〇〇〇	面積 一、〇〇〇 一、〇〇〇	面積 一、〇〇〇 一、〇〇〇
人口 三、五〇、〇〇〇 七、五〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	人口 三〇、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	人口 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	人口 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	人口 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	人口 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	人口 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇
人口密度 一九一一年 一九一一年 一九一一年	人口密度 一九一一年 一九一一年 一九一一年	人口密度 一九一一年 一九一一年 一九一一年	人口密度 一九一一年 一九一一年	人口密度 一九一一年 一九一一年	人口密度 一九一一年 一九一一年	人口密度 一九一一年 一九一一年
最近推定人口数 一九一一年	最近推定人口数 一九一一年 一九一一年	最近推定人口数 一九一一年 一九一一年	最近推定人口数 一九一一年	最近推定人口数 一九一一年 一九一一年	最近推定人口数 一九一一年 一九一一年	最近推定人口数 一九一一年 一九一一年
一方哩の密度 一九一一年	一方哩の密度 一九一一年 一九一一年	一方哩の密度 一九一一年 一九一一年	一方哩の密度 一九一一年	一方哩の密度 一九一一年 一九一一年	一方哩の密度 一九一一年 一九一一年	一方哩の密度 一九一一年 一九一一年

南洋年鑑

伊藤友治郎著

第一編 海峽殖民地

第一章 政治

1、海峽殖民地 は直轄殖民地にして、新嘉坡、彼南、(ウエスト州、デンディング州、ラブアン、コ、ス島、クリスマス島、キリン島を合す) 及マラッカの總稱なり。一千八百六十七年四月一日帝國議會の協賛を経て印度政府の管轄より分離して殖民事務大臣の直轄に屬したり、コ、ス諸島は千八百八十六年二月一日の勅許狀に據りクリスマス島は八十九年一月八日の勅許狀に據り共に海峽殖

海峽殖民地

民地管内に編入せられたりしが、クリスマス島は千九百年にコ、ス諸島は千九百三年に新嘉坡殖民地に合せり。

2、行政權 は總督の掌る所にして參事會之を輔佐す、參事會は軍隊、司令官、殖民地書記官、財務官、會計検査官長、殖民地土木長官を以て之を組織す、又立法會の設あり總督自ら之が議長と爲る、議員は官吏議員九人、官吏に非ざる議員七人より成り、官吏に非ざる議員の内五人は勅選にして二人は新嘉坡及彼南商業會議所の選出に係り皇帝之を認可す。政府は新嘉坡に在り。總督「サー、アサー、ヘンダーソン、ヤング(就任一九一四、九、六)

3、總督 はベラツク、セラゴール、ネギリ、センピラン及びバハン聯邦の高等代理官及びボルネオの高等代理官及總領事を兼ね。而して海峽殖民地内の各殖民地には地方自治團體あり其議員の一部は納稅者之を選出し一部は總督之を任命す。

第二章 面積及人口

1、新嘉坡 は長さ二十七哩幅十四哩周囲六十七哩、其面積二百六方哩にして、赤道を距ること北に八十哩馬來半島の極南「ジョホール」海峡を隔てたる滿緑の一小島なり。此近傍十數個の小島を合せて新嘉坡殖民地とす、島の東南海水の灣入する所宛々起伏せる小丘に沿ひ市街あり新嘉坡即ち之なり。一千八百十九年二月六日「サー、スタンフォード、テツフルス」の建設する所に係る。

2、彼南 は馬來半島の西岸を離れマラツカ海峡北方海峡の入口に在り長さ十五哩、幅八哩面積百〇七方哩の一島なり、彼南島と大陸との間にある海峡は其幅二哩乃至十哩にして此海峡を隔て、其對岸にウエルスレー州あり。

3、ウエルスレー州及ヂン、ヂングス は彼南殖民地の一部にして其幅平均八哩沿岸線四十五哩に達し「クリアン」河の南方十哩の土地を合せて面積

二百七十方哩あり彼南の重なる都會は「ヂョージ、タウン」なり、又ベラツクの海岸を離れてパンコールの小島あり對岸大陸の一帶地と共に英領に歸しヂンヂングスと總稱す。其面積二百方哩あり。

4、マラツカ は半島「ネギリスミラン」州、東南端の地域を占め其地形二等邊三角形に類似し西南の一邊は「マラツカ」海峡に濱して「スマトラ島」に對し、北方の一邊は「ネギリスミラン」州に境し東方の底線は「ジョホール」州に界す、「パハン」より「ネギリスミラン」州を過りて南流する「マラツカ」川は同地の中央より稍々西方に偏して南北に貫流し「マラツカ」海峡に注ぐ全面積七百二十方哩あり、一九〇三年にココス即ちキーリン諸島は此殖民地に合併せり。

5、クリスマス島及ラブアン島 ク島は爪哇島の西南二百哩「ココス」諸島の東方七百哩の印度洋に横はる一島灣にして其面積大約八十二方哩（横縦各々九哩）あり、富源は磷酸石灰の産出にあり、ラ

島は英領北「ボルネオ」の北方七哩に在りて其面積「クリスマス」島の大約三分の一二十八哩半にして人口は之に反して多く主として「ボルネオ」島より移住せる馬來人種とす。通商關係は英領「ボル

ネオ」サラワク「王國、ブルネー」候國等と密接なり。 6、人口 一九一一年三月十日調査海峡殖民地人

地別及年次	平方哩		白人		亞細亞人種		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
新嘉坡	117	117	5,041	1,900	3,398	86,233	3,398	86,233
彼南	108	108	5,917	4,070	8,833	5,833	8,833	5,833
マラツカ	70	70	3,333	2,111	7,663	4,916	7,663	4,916
ラブアン	36	36	2,222	99	3,677	2,877	3,677	2,877
クリスマス島	33	33	1,111	55	1,111	55	1,111	55
ココス	2	2	33	33	33	33	33	33
ココスキリンガ島	2	2	33	33	33	33	33	33
クエスレー州	20	20	111	66	7,777	4,444	7,777	4,444
ヂン、ヂングス	18	18	111	66	2,222	1,111	2,222	1,111
合計	1,205	1,205	51,797	21,912	43,113	22,556	43,113	22,556
地別及年次	一八五六年	六六年	七一年	八一年	九一年	一九〇一年	一一一年	
新嘉坡	117	117	9,711	3,908	10,108	3,908	10,108	
彼南	108	108	13,000	8,777	19,000	12,000	19,000	
マラツカ	70	70	7,777	4,444	11,111	6,666	11,111	

海峡殖民地

8、人種別最近推定人口表

地別	一九一五年		一九一六年	
	男	女	男	女
歐米人	1,833	1,833	2,552	2,552
歐亞人	2,552	2,552	3,999	3,999
亞細亞人	2,552	2,552	17,110	17,110
計	6,937	6,937	24,161	24,161
馬來人	4,321	4,321	17,848	17,848
支那人	4,321	4,321	5,555	5,555
印度人	4,321	4,321	1,715	1,715

9、在留日本人々口表(大正六年六月末)其他は半島及英領ボルネオを含む

年別及人種	一九一四年		一九一五年	
	男	女	男	女
計	2,552	2,552	4,041	4,041
馬來人	2,552	2,552	3,758	3,758
支那人	2,552	2,552	894	894
印度人	2,552	2,552	397	397

10、出産及死亡

地方	平方哩ニ對スル人口	出産數		死亡數	
		千人ニ付	千人ニ付	千人ニ付	千人ニ付
新嘉坡	1,397.7	6.7	15.9	5.0	3.8
ラアアン	2,376.8	1.9	1.3	2.6	2.6
クリスマス島	3,200.0	1.0	1.0	1.0	1.0
ココス、キリン	3,200.0	1.0	1.0	1.0	1.0
計	10,174.5	10.6	19.2	9.6	8.4

第二章 財政

1、海峽殖民地歳入歳出 一千九百十七年以來十年間の分を表示すれば

歳	歳入		歳出	
	實	超	實	超
一九一七	9,456,333	10,103,106	9,108,330	9,999,695
一九一八	9,655,333	8,695,105	8,775,105	8,837,630
一九一九	9,333,333	8,795,101	8,388,907	8,552,721
一九二〇	9,999,695	9,333,333	8,695,105	7,552,721
一九二一	9,103,106	11,000,000	8,837,630	9,085,599
一九二二	11,000,000	12,077,187	9,655,333	10,068,668
一九二三	12,077,187	13,397,777	10,685,599	10,068,668
一九二四	13,397,777	15,890,368	11,000,000	10,068,668

2、同歳入歳出の綱目 一千九百十七年に於ける歳入歳出の重なる綱目を擧ぐれば左の如し

歳入目録	算	實収入	超過	減少
一九一七年一月一日殘高	五、四四、三九四	五、四四、三九四		
港稅	三、〇〇〇	一、九八四	一、〇一五	
免許稅	一〇、三五五、一三三	一五、四四、〇一九	五、〇八八、八八四	
料金	六〇三、三三四	七、四四、九三三	一、五二、三三九	
印紙稅	七三三、三三八	八、三三、九七四	一〇、一、六三六	
土地取得	七、二〇、九三三	八、五八、〇〇一	一、三五、〇六八	
金	五八、三三〇	一、〇四三、九一七	七、三五、五八七	
雜收入	四、八六四	四、〇三、六七〇	八、六二七	
土地賣却	一、六三、五〇〇	五、五〇、六三三	三、八七、一三三	
合計	三、八七、六八四	一九、七三、二〇四	一六、八五、五二〇	一、〇一五
歳出目録	算	實支出	超過	減少
國債償還	七〇、一〇〇	一八、五八一	一、八、五八一	
恩給金	五三、三三三	六、六、九四四	一、六、九四四	
慈善及公	三〇、一八六	三、三、三三三	三、三、三三三	
知事業務	三、五三三	七、二、三三三	七、二、三三三	
吏員		三、七、三三三	三、七、三三三	
印刷局費		八、〇、三三三	八、〇、三三三	
官廳費		二、七、三三三	二、七、三三三	
森林費		四、一、三三三	四、一、三三三	
移民保護費		〇、五、三三三	〇、五、三三三	
國庫費		一、一、三三三	一、一、三三三	
會計検査費		七、〇、三三三	七、〇、三三三	
海上費		四、五、三三三	四、五、三三三	
裁判費		四、〇、三三三	四、〇、三三三	
警察費		一、〇、七、三三三	一、〇、七、三三三	
監獄費		三、八、三三三	三、八、三三三	
醫藥費		三、八、三三三	三、八、三三三	
病院費		五、七、三三三	五、七、三三三	
家畜費		三、三、三三三	三、三、三三三	
教育費		三、三、三三三	三、三、三三三	
宗教費		一、九、三三三	一、九、三三三	
輸出費		二、七、三三三	二、七、三三三	
軍事費		二、二、三三三	二、二、三三三	
合計	二、二、三三三	一九、七三、二〇四	一六、八五、五二〇	一、〇一五

雜支出	二、一七、三三三	二、〇五、七三三	一一、五八六
郵便局費	七九、三三三	五〇、一三三	二九、二〇〇
專賣費	四七、〇三三	四三、三三三	三、七〇〇
博物館費	五九、九三三	五、〇三三	五四、九〇〇
其他	九三、三三三	五〇、〇三三	四三、三〇〇
合計	二、二〇、三三三	二、二〇、三三三	〇

第四章 教育及衛生

1、教育 は自由制度にして其費用の一部は政府より之を補助す、一九一七年の生徒數及經費左の如し。

在新加坡各學校名	生徒數	政府保護金	經費年額
(官立)ラフルス、インスチテュート	三、九	三、〇七三	三、〇七三
(同)アウトラム、ロードスクール	五、四	一、八、三三三	一、八、三三三
(同)マールス、ヒル、スクール	五、〇	一、五、五九九	一、五、五九九
(同)グアイクトリヤ、プリツヂ、スクール	五、三	一、〇、〇三三	一、〇、〇三三
(同)ラフルス、女學校	三、三	一、二、六七七	一、二、六七七
(同)グアナキユラー、スクール	一、二、四	一、五、〇三三	一、五、〇三三
(同)セント、ジョセフス、インスチテュート	一、二、六	一、七、三三三	一、七、三三三
(私立)セント、ジョセフス、インスチテュート	一、二、六	一、七、三三三	一、七、三三三
(同)アンガロ、チャイニース、スクール	一、六、四	一、六、四	一、六、四
(同)フアンゴロ、チャイニース、スクール	六、四	六、四	六、四
(同)セント、アンソニース、スクール	三、〇	三、〇	三、〇
(同)セント、アンドリュース、スクール	五、八	一、〇、三三三	一、〇、三三三
(同)セランゲン、英語學校	七、一	七、一	七、一
(同)アドヴェンチスト、英語學校	二、五	二、五	二、五
(同)ホーリ、イノーセント、英語學校	三、三	三、三	三、三
(同)エーデット、グアナキユラー、スクール	二、〇	二、〇	二、〇
(同)コンメント、スクール	五、九	五、九	五、九
(同)セント、アンソニース、女學校	一、八	一、八	一、八
(同)メソジスト、女學校	四、八	四、八	四、八
(同)フエアー、フィールド、女學校	三、〇	三、〇	三、〇
(同)新加坡チャイニース、女學校	二、二	二、二	二、二
(同)ラフルス、女學校	三、三	三、三	三、三
(官立)グアナキユラー、スクール	一、二、四	一、二、四	一、二、四
(私立)フリー、スクール	九、〇	九、〇	九、〇
(同)セント、ズアビユス、インスチテュート	一、二、八	一、二、八	一、二、八
(同)アラバ、チカス、スクール	二、二	二、二	二、二

(私立) アンカロ、チャイニス スクール	一、五〇三	一九、九七五	五八、三二九
(同) ローマン、カトリック スクール	一〇七	七三二	一、七三二
(同) セント、ジョージス、タミル 学校	六四	一、九七	一、〇七
(同) 亞米利加、タミル 学校	一七	六五	三、七三
(同) アンカロ、タミル 学校	八四	四、六	二、七三
(同) アキト、テンカスクール	一〇	七二	三、六八
(同) アンカロ、チャイニス 学校	一〇	九五	三、九一
(同) ニボン、チャイニス 学校	一〇	四三	一、六四
(同) パターウチニス、チャイニス 学校	八	一〇	八七
(同) スンガイ、パカア	三三	二、九〇	八、八三
(同) アンカロ、チャイニス 女学校	三	二六	三、九
(同) プライ、エステートタミル 学校	三	一六	三、三
(同) パト、カワン、エステート	三	一六	三、三
(同) セント、アンソニータミル 学校	三	一六	三、三
(同) プライ、ミツシヨンスクール	三	一六	三、三
(同) カレドニア、エステート スクール	三	一六	三、三
(同) パリツク、パカア	三	一六	三、三
(同) チャイニス スクール	三	一六	三、三
(同) ベリツク、パカア	三	一六	三、三
在、マラツカ	三	一六	三、三
官立ハイ、スクール	三	一六	三、三

(同) プレバトリートリス スクール	一〇五	四、三三	四、三三
(同) ヴァーナキエニラ、スクール	八五	三、〇九	三、〇九
(同) 馬來カレージ	七	一、八八	一、八八
(私立) セント、フランシス、スクール	三三	一、九八	一、九八
(同) コンヴェント、スクール	三三	一、九八	一、九八
(同) ホルトキリス、ミツシヨン、	二	八七	二、〇九
(同) レベツカ、クーパー、スイダム 女学校	八	八六	六、八二
(同) アンカロ、チャイニス スクール	三	三六	二、三三

2、殖民地に於ける官立病院入院患者數 (一九一七年)

新嘉坡	入院患者	外來患者
セネラル病院	男 一九九	男 四、一
T、T、S 病院	女 三	女 八
監獄病院	男 三	男 八
癩病院	男 一	男 一
カンダンカーバウ病院	男 三	男 三
避病院	男 三	男 三
脚氣病院	男 八	男 一六
彼南	男 一	男 一
セネラル病院	男 七	男 二、〇六

地方病院	一	一、五	一、五
監獄病院	一	一、五	一、五
「ロツク」病院	一	一、五	一、五
「パリク、プラウ」病院	一	一、五	一、五
「ルマ」病院	一	一、五	一、五
避病院	一	一、五	一、五
女子癩病院	一	一、五	一、五
男子癩病院	一	一、五	一、五
新避病院	一	一、五	一、五
マラツカ	一	一、五	一、五
「セネラン」病院	一	一、五	一、五
貧民病院	一	一、五	一、五
監獄病院	一	一、五	一、五
「アロール、ガチャ」病院	一	一、五	一、五
「ツヤシン」病院	一	一、五	一、五
癩病患者隔離所	一	一、五	一、五
ラブアン	一	一、五	一、五
「ジヴィル」病院	一	一、五	一、五
ウエレスレー	一	一、五	一、五
「パターウチニス」病院	一	一、五	一、五
「スンガイパカア」病院	一	一、五	一、五

「アキ、マータウヤン」病院云 三 六四 一〇五

3、殖民地病院入院患者及死亡數(一九一七年)

一九一六年	一ヶ年合計	一九一七年
未入院者	入院者	未入院者
二、六九	三、七三	三、八七
三、七三	四、〇九	三、八七

第五章 司法及行政

司法制度は二級制とし第二審としては本國樞密院に於て之を受理す。法律は殖民地の地方諸規則或は英國印度の法律訓令にして、此殖民地に適用し得べきものを用ふ。刑法は印度刑法に少しく變更を加へたるものを採用し英國裁判法に基ける民法訴訟法を有す。

1 高等法院(Supreme Court)民事事件に附ては銀五百弗以上の請求事件に關する第一審及地方裁判所(District Court)の判決に對する控訴審を受理し、公休日を除き全年開廷す、刑事事件に付ては新嘉坡及彼南に各二ヶ月、「マラツカ」に一ヶ月の期間を定めて官報に公告したる後之を開廷し警察裁

判所に對する控訴審を受理す。

此外海事裁判及破産裁判に付其都度之が法庭を開き遺産管理事務及會社登録事務等を取扱ふ。

2、地方裁判所 民事事件を取扱ふ但民事に付ては銀五百弗迄の請求事件に限らる刑事事件に付ては輕罪に限られ重罪事件は高等法院の管轄とす。

3、警察裁判所 (Police Court) 簡易なる刑事事件に付即決裁判を行ふ外、コート、オブ、レクエストと稱する法廷を開き、請求金額五十弗以下の民事裁判を行ふことを得。

4、一九一七年に於ける裁判事件數

民事事件	新嘉坡	彼南	マラツカ
前年より受理中	三六	一六	三三
本年中の受理	四七六	八七	八五
請求金額 二、八五、七五、五五	一、〇九六、二四、六六	二、五、四、〇〇	三、〇〇
和解又へ取下	六	一三	一〇
原告勝訴	二六〇	四九	三

地方裁判所

民事事件 (貸金請求、土地家屋明、十弗以下の請求事件)	新嘉坡	彼南	マラツカ
三十弗以下	一、二六	一、八七	一、〇〇
五十弗以下	七七	七四	三三
百弗以下	一、〇六	六六	三三
二百五十弗以下	一、〇〇	七四	三三

破産裁判

破産管財命令書

申請件數

内 (債務者の申請)

刑事事件 (謀殺殺人、強姦、強盜、)

Judgment for the Crown

Judgment for the Prisoner

免訴

被告勝訴

却拂の旨渡を受けたる債務及賠償金

翌年廻し

破産管財命令書	申請件數	内 (債務者の申請)	刑事事件 (謀殺殺人、強姦、強盜、)	Judgment for the Crown	Judgment for the Prisoner	免訴	被告勝訴	却拂の旨渡を受けたる債務及賠償金	翌年廻し
一七	七	二	三	一	一	一	一九	四、三、三、〇〇	二〇
一七	七	二	三	一	一	一	一九	四、三、三、〇〇	二〇

二百五十弗以上

内譯	新嘉坡	彼南	マラツカ
原告勝訴	三、一七一	二、七二	六六
被告勝訴	三三	一六	三
和解取下	七	一六〇	三三
却取下	四	三	四
翌年廻し	七六	七二	二七
仕拂旨渡金額	三九、三九、八四、一七、四、四九、三	四、四九、三	一、四九、三
警察裁判所 (輕罪事件)	一、八六三	一、〇〇〇	七〇
證據不充分免訴者			

第六章 交通及通信

1、新嘉坡入港船舶國別四年比較表

國別	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年
亞米利加	三、〇七	三、九七	三、〇〇	三、三三
英國	三、三三	三、七二	三、三三	三、三三
支那	三、三三	三、七二	三、三三	三、三三
丁蘭	一、八二	一、八二	一、八二	一、八二
和蘭	一、八二	一、八二	一、八二	一、八二
海峽殖民地	一、八二	一、八二	一、八二	一、八二

5、在監囚人殖民地別 (一九一七年)

刑期	新嘉坡	彼南	マラツカ
三ヶ月以下	一、五七	八六	三三
一年以下	六三	二〇	一一
一年以上	三	三	二
合計	二、二三	一、〇九	三六

審問後無罪となりたる者

有罪即決裁判を受けたる者

豫審終決上級裁判所に移されたる者

合計

民

事

計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

合計

南洋年鑑

9、郵便電信電話に關する支出各地別比較表 (一九一七年)

項目	一九一六年計				一九一七年計				
	新嘉坡	彼南	マラッカ	ラブアン	計	新嘉坡	彼南	マラッカ	ラブアン
郵便部 (俸給)	17,910	6,445	2,255	2,445	28,115	17,910	6,445	2,255	2,445
電信部 (俸給)	1,000	3,100	4,000	3,000	11,100	1,000	3,100	4,000	3,000
電話部 (俸給)	3,700	2,200	1,200	1,200	8,300	3,700	2,200	1,200	1,200
電話部 (諸費)	1,300	1,900	1,200	1,200	5,600	1,300	1,900	1,200	1,200
政廳内電話	600	800	2,000	2,000	5,400	600	800	2,000	2,000
計	24,510	14,445	10,655	9,045	58,655	24,510	14,445	10,655	9,045

仙以下を省略したるを以て計上に多少の相違あり

第七章 國防

1、國防 新嘉坡の港は石炭庫、埠頭、船渠と共に數個の砲臺及水雷を以て防護す、砲臺には甲鐵を穿つべき大砲數門を備ふ、其建築費は殆んど十萬磅に達し殖民地の歳入中より支出し本國政府は唯大砲及軍需品を供するのみ、衛戍兵は砲兵二中队(歐洲人)及土人兵一中隊、工兵半中队水雷隊中队にして此他マドラスの歩兵二大隊あり、又志願兵員若干あり。

第八章 工業

海峽殖民地殊に新嘉坡に於て注目すべき工業の存在せざる理由は物資の原産地にあらざる消費地にもあらず廣袤僅かに三百平方哩の小島人口三十五萬に充たざるの港市にして其現在貿易額に相當すべき生産消費の實力及び本港七億弗の輸出入額を有するものは實に本港が貨物の仲繼地たる事實に

海峽殖民地

原因するものにして工業地にあらざるを知るべきなるが、特殊の事情に依れる或種の工業又は製造業の存在するは必要缺く可らざる事にして之を例せば船舶の修理、船舶用機關の製造等の如し、此種の工業は本港が各國船舶の寄港地たる資格を失はざる限り其必要に應ずる爲め存在せざる可らざるものに屬す。

1、棧橋及び船渠 の設備は新嘉坡を以て東洋第一に推さるを得ず、曾て私立會社の經營たりしが一千九百〇八年政府に於て二千八百萬弗にて買上げ爾來更に棧橋船渠の改良増設其他防波堤の築造等には大設計を行ひ七百八十萬磅の公債を募集し、海面の埋立等漸々工事を進め將に完了を見るに至れり。

尙ほ同船渠は商航及び運用船の建造をも行ふこの外私營に屬する造船所及鐵工場を擧ぐれば「ライリー、ハーグリーブ」商會「ハワース、エルスキン」商會等あり。前者は船體の組立、汽罐其他船用機

同 西岸州	六九三,五〇七	一,八〇〇,四八四	一,三五五,五五五	九五四,五四一	三七〇,九九九	五五五,三三六	七九,五五九	八〇〇,七五五	九九九,九九十	二八,九九〇
其他領諸島	四七六,六〇八	八四三,九五五	八二二,三三〇	六八,七三二	二,六六六,五五四	三,二五五,三三〇	三,三六八,四四四	四,二四一,一五三	四,七六一,一三三	六四四,〇二二
ボルネオ群島	一三六,五五八	六二,八〇〇	—	—	—	三,五三三	八三,六三二	七六,二二九	三三,九四〇	五,四八九
ヒリッピン群島	三,〇二七	九四八	六,三〇五	三,七五一	二,〇三三	二,〇六八	二,四八七	二,三〇三	三,五〇〇	八,九九八
アシアロシア	一,五〇〇,九七七	一,五〇〇,九七七	八四七,三三三	四四,六〇一	四一,五三四	一,五〇八,九四八	一,一七一,三三三	一,九三三,九九一	一,七六一,九九一	一,六六三,三三三
暹羅本國	三,五八六,六三三	四,〇四四,四四四	三,〇三三,三三三	三,二二二,二二二	三,三三三,三三三	八,七五五,五五五	九,九〇〇,〇〇〇	九,九〇〇,〇〇〇	九,九〇〇,〇〇〇	三,三三三,三三三
同半島東海岸	二,八四四,五〇〇	三,七七五,五〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	四,七三三,三三三	六,六六六,六六六	一,三三三,三三三	一,三三三,三三三	一,三三三,三三三	一,三三三,三三三	一,三三三,三三三
同 西海岸	六,三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土 耳 古	五,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大西岸地方	四,二五五,七五五	五,一〇一,〇九〇	八,〇〇〇,〇〇〇	一,一三三,〇〇〇	一,三三三,〇〇〇	四,五五五,五五五	五,六六六,六六六	六,七七七,七七七	七,八八八,八八八	八,九九九,九九九
太平洋岸地方	三,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	一,一三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	一,一三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇
其他ノ外國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一四,三三三,八八八	一四,〇〇〇,〇〇〇	一四,三三三,八八八	一四,〇〇〇,〇〇〇	一四,三三三,八八八	一四,〇〇〇,〇〇〇	一四,三三三,八八八	一四,〇〇〇,〇〇〇	一四,三三三,八八八	一四,〇〇〇,〇〇〇
◎海峽殖民地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
マラッカ	五,三三三,三三三	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
彼 南	三,三三三,三三三	七,七七七,七七七	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三
ラアアア	三,九五五,〇七八	六,〇〇〇,三三三	八,九〇〇,〇〇〇	八,九〇〇,〇〇〇	八,九〇〇,〇〇〇	八,九〇〇,〇〇〇	八,九〇〇,〇〇〇	八,九〇〇,〇〇〇	八,九〇〇,〇〇〇	八,九〇〇,〇〇〇

クリスマス島	二,七九六	五,一八五	二,一六三	三,三〇六	一,五七四	一九,〇六六	一九,一六二	二四,〇八五	三二,〇九一	一〇,〇〇〇
アンアン	九,二二二,九九九	一八,二二二,九九九	一八,二二二,九九九	一八,二二二,九九九	一八,二二二,九九九	一八,二二二,九九九	一八,二二二,九九九	一八,二二二,九九九	一八,二二二,九九九	一八,二二二,九九九
合計	二,七九六	五,一八五	二,一六三	三,三〇六	一,五七四	一九,〇六六	一九,一六二	二四,〇八五	三二,〇九一	一〇,〇〇〇
増加總額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
幣にて記せる	二,七九六	五,一八五	二,一六三	三,三〇六	一,五七四	一九,〇六六	一九,一六二	二四,〇八五	三二,〇九一	一〇,〇〇〇
貨幣及地金銀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
を除外し	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
磅にて記せる	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3 輸出入額統計表 (一九一六年及一七年兩年度)

輸 入

(イ) 生動物、食料、飲料	新嘉坡	彼 南	マラッカ	ラアアア	クリスマス島	合計
合計	一九一六年 一四九,八〇一,〇八五	三六,五六一,九九九	四四四,八五一	一三七,九九九	—	一八八,九九九,九九九
	一九一七年 一五五,一三三,三三三	四〇,九九九,九九九	五五五,九九九	一〇〇,〇〇〇	—	二〇〇,九九九,九九九
(ロ) 原料	一九一六年 一,三九九,三三三	二九,一二七	九〇	八二七	—	一,二六八,一七六
A 纖維	一九一六年 六五五,四四五	二五,九一六	三〇	三〇〇	—	六八一,六六一
	一九一七年 六五五,四四五	二五,九一六	三〇	三〇〇	—	六八一,六六一
海峽殖民地	—	—	—	—	—	—

(A) 製造品及半製品

類別	一九一六年	一九一七年
合計	四九,四八八,六六九	四一,九三二,九六〇
A 纖維	五七,九八八,〇〇六	四五,三〇〇,〇〇〇
B 金屬	二〇,〇〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇
C 其他	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
合計	八七,九七六,〇〇六	八一,三〇〇,〇〇〇
輸出	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
合計	七七,九七六,〇〇六	七一,三〇〇,〇〇〇

(I) 生物、食料、飲料

類別	一九一六年	一九一七年
合計	一六,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇
輸出	一六,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇

(口) 原料品

類別	一九一六年	一九一七年
合計	一,二二一,〇〇〇	一,二二一,〇〇〇
A 纖維	一,二二一,〇〇〇	一,二二一,〇〇〇
B 金屬	一,二二一,〇〇〇	一,二二一,〇〇〇
C 其他	一,二二一,〇〇〇	一,二二一,〇〇〇

(A) 製造品及半製品

類別	一九一六年	一九一七年
合計	三二,八八九,〇〇〇	三二,八八九,〇〇〇
A 纖維	三二,八八九,〇〇〇	三二,八八九,〇〇〇
B 金屬	三二,八八九,〇〇〇	三二,八八九,〇〇〇
C 其他	三二,八八九,〇〇〇	三二,八八九,〇〇〇
合計	三二,八八九,〇〇〇	三二,八八九,〇〇〇
輸出	三二,八八九,〇〇〇	三二,八八九,〇〇〇
合計	三二,八八九,〇〇〇	三二,八八九,〇〇〇

南洋年鑑

4、彼南殖民地輸出入比較表 (一九一五、一六、十七、三年度)

輸出入	輸			入		
	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一五年	一九一六年	一九一七年
本國	八,五九一,六四〇	一〇,八一〇,三四五	一〇,三二五,〇〇〇			
英領及保護國其他						
シブラルター						
マデラ						
アラバ						
サラワ						
孟買	四,三三三,三三三	四,九一〇,一〇四	四,五九〇,八三三			
カルカッタ	二,七三三,三三三	三,一三三,三三三	三,九一〇,一〇四			
緬甸諸港	二,三三三,三三三	二,七三三,三三三	三,一三三,三三三			
マドラス	二,三三三,三三三	二,七三三,三三三	三,一三三,三三三			
錫蘭	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三			
香港	二,三三三,三三三	二,七三三,三三三	三,一三三,三三三			
馬來聯邦州						
バハ						
ケラン						
ケラン						
ネギルセンプラン	七,七三三,三三三	七,三三三,三三三	六,三三三,三三三			

諸外國	輸			入		
	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一五年	一九一六年	一九一七年
パナマ	二,七三三,三三三	二,三三三,三三三	一,三三三,三三三			
セランゴール	五,三三三,三三三	五,三三三,三三三	五,三三三,三三三			
加奈太	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三			
濠洲	一〇,三三三,三三三	一〇,三三三,三三三	一〇,三三三,三三三			
南アフリカ併合國	一〇,三三三,三三三	一〇,三三三,三三三	一〇,三三三,三三三			
其他英領埃及	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三			
合計	六,五〇〇,七三三	七,五〇〇,七三三	七,五〇〇,七三三			
諸外國						
白耳義	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三			
佛蘭西	四,三三三,三三三	四,三三三,三三三	四,三三三,三三三			
獨逸	五,三三三,三三三	五,三三三,三三三	五,三三三,三三三			
伊太利	六,三三三,三三三	六,三三三,三三三	六,三三三,三三三			
和蘭	七,三三三,三三三	七,三三三,三三三	七,三三三,三三三			
ノルウェー	八,三三三,三三三	八,三三三,三三三	八,三三三,三三三			
瑞典	九,三三三,三三三	九,三三三,三三三	九,三三三,三三三			
西班牙	一〇,三三三,三三三	一〇,三三三,三三三	一〇,三三三,三三三			
アラビア	一一,三三三,三三三	一一,三三三,三三三	一一,三三三,三三三			
支那	一二,三三三,三三三	一二,三三三,三三三	一二,三三三,三三三			
埃及	一三,三三三,三三三	一三,三三三,三三三	一三,三三三,三三三			
海峽殖民地	一四,三三三,三三三	一四,三三三,三三三	一四,三三三,三三三			

南洋年鑑

其他の外國	100	36
シヤム本國	3,500,000	8,500,000
同 西岸	3,500,000	4,500,000
アシア土耳其	1,200,000	6,500,000
合衆國大西洋	5,600,000	8,500,000
同 太平洋岸	5,500,000	6,500,000
合 計	36,500,000	36,500,000
殖民地内地		
マラツカ	550,000	300,000
シンガポール	7,200,000	17,500,000
デレンガ	2,800,000	3,500,000
ラブアレン	100	100
合 計	10,650,000	21,400,000
殖民地内地の合計 を除きたる計	9,800,000	19,800,000
増 加		1,600,000

5、最近三ヶ年マラツカ輸出入統計（一九一五、一六、一七年）

輸 出 國	輸 入			輸 出		
	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一五年	一九一六年	一九一七年
(英帝國)						
英 本 國	2,800,000	1,700,000	3,600,000	3,200,000	3,300,000	2,200,000
英領ボルネオ	100	100	100	100	100	100
孟 買	100	100	100	100	100	100
緬 甸	3,000	1,200	3,000	3,000	3,000	3,000
カルクッタ	1,800	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
錫 蘭	300	100	100	100	100	100
マドラス	800	1,200	1,500	1,500	1,500	1,500
香 港	3,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
シヨホール	2,200,000	2,600,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
ネギリセンピラン	1,200,000	4,600,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000
ケランタン	700	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
パ ハ ン	700	600	1,000	1,000	1,000	1,000
トレンガン	500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
セランゴール	800,000	3,000,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000
合 計	2,200,000	8,200,000	8,400,000	8,400,000	8,400,000	8,400,000
海峡殖民地						
白 耳 義						
(諸外國)						
英 本 國	3,200,000	3,300,000	2,200,000	3,200,000	3,300,000	2,200,000
英領ボルネオ	100	100	100	100	100	100
孟 買	100	100	100	100	100	100
緬 甸	3,000	1,200	3,000	3,000	3,000	3,000
カルクッタ	1,800	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
錫 蘭	300	100	100	100	100	100
マドラス	800	1,200	1,500	1,500	1,500	1,500
香 港	3,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
シヨホール	2,200,000	2,600,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
ネギリセンピラン	1,200,000	4,600,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000
ケランタン	700	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
パ ハ ン	700	600	1,000	1,000	1,000	1,000
トレンガン	500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
セランゴール	800,000	3,000,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000
合 計	2,200,000	8,200,000	8,400,000	8,400,000	8,400,000	8,400,000

南洋年鑑

(外諸國)

瑞典	三三	三三	三三
白耳義	三三	三三	三三
西牙	三三	三三	三三
佛蘭西	三三	三三	三三
伊太利	三三	三三	三三
和蘭	三三	三三	三三
日木	三三	三三	三三
瓜哇	三三	三三	三三
支那	三三	三三	三三
スマトラ東海岸	三三	三三	三三
シヤム東海岸	三三	三三	三三
合衆國大西洋岸	三三	三三	三三
同太平洋岸	三三	三三	三三
合計	三三	三三	三三
新嘉坡	三三	三三	三三
彼南	三三	三三	三三
合計	三三	三三	三三
増加	三三	三三	三三

(内地諸港)

佛蘭西	三三	三三	三三
和蘭	三三	三三	三三
支那	三三	三三	三三
關領ボルネオ	三三	三三	三三
日木	三三	三三	三三
スマトラ東海岸	三三	三三	三三
シヤム木園	三三	三三	三三
同東海岸	三三	三三	三三
同東海岸	三三	三三	三三
同太平洋岸	三三	三三	三三
合計	三三	三三	三三
新嘉坡	三三	三三	三三
彼南	三三	三三	三三
合計	三三	三三	三三
増加	三三	三三	三三

6、最近ラフアの輸出入總額(一九一五、一六、一七、三年度)

國別	一九一五年	一九一六年	一九一七年
英本國合計	一七、七、五〇	一五、〇、三三	一五、〇、〇〇
英領ボルネオ	一三、一、三三	一三、〇、三三	一三、〇、三三
ナルネイ	一三、〇、三三	一三、〇、三三	一三、〇、三三
サラソタ	七、九、六六	七、九、六六	七、九、六六
南アフリカ併合國	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇
香港	三、四、七四	三、四、七四	三、四、七四
合計	七、四、八三	六、一、五四	八、九、〇一
(諸外國)			
ロシア	一九、九、一五	四八、一、〇四	六、六、六〇
和蘭	三三	七、三、六六	三三
日木	三三	二〇、六、六八	三三
佛蘭西	三三	一八、九、〇〇	三三
アンマ	三三	三、四、二六	三三
伊太利	三三	三、四、二六	三三
支那	三三	一五、六、三三	三三
合衆國	三三	四、〇、〇〇	三三
其他	三三	一五、六、三三	三三
海峽殖民地	三三	三三	三三

南洋年鑑

7、クリスマス島の輸出入總額（一九一五年、一六、一七、三年度）

國別	一九一五年		一九一六年		一九一七年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
英 本 國	三六,八〇〇		三〇,九七〇		五,八五〇	
亞米利加 澳洲		五八,〇二七				
（諸外國）						
澳 太 利				八〇,〇三三		
丹 麥						
獨 逸						
ス エー デン						
合 衆 國	一五,三七一		一四,一五五			
日 本	一九,一六一		二二,〇三三			
新 嘉 坡	三三,三六二		三三,〇三〇			
總 計	三三,三六二	五八,〇二七	三三,〇三〇	八〇,〇三三	五,八五〇	三三,〇三三
増 加						
減 少						

8、一九一五、一六兩年度に於けるデンデングスの主として彼南及び馬來聯邦州との貿易

國 別	一九一五年		一九一六年	
	輸入	輸出	輸入	輸出
諸 外 國	七,七三三	一〇,三三三	二六,〇三三	二四,七〇〇
殖 民 地 諸 港	七九,六六六	一,八九九	二九,〇六六	三〇,八七七
合 計	七六,九三三	一二,〇三二	五五,一〇〇	五五,五七七
増 加			五三,七〇六	三三,八六六
減 少				

9、一九一七年間マラッカ及び馬來半島より船積し新嘉坡及彼南に於て積み換へしバラ護謨の總量

積換へ港	一九一七年		合 計
	マラッカ	馬來聯邦州 及馬來州	
英 國 行	五四,一九二	二七,三三三	八一,五二五
歐 洲 大 陸 行	一〇一,七七一	三三,九七五	一三五,七四六
合 衆 國 行	三三	三三	六六
澳 洲 行	一〇〇,〇〇〇	三三,三三三	一三五,三三三
海峽 殖 民 地 行	三三	五,八三三	六,一六六
總 計	一八七,九三三	七〇,四〇七	二五八,三四〇

南洋年鑑

錫蘭	新嘉坡	三六〇	四、五八五	三〇〇
加奈太	新嘉坡	三、二五九	三、二五九	三、二五九
日本	新嘉坡	三、一七二	三、一七二	三、一七二
合南	新嘉坡	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九

前年度比較

一九一五年	三六、八八八	(三、三三三) 増加
一九一六年	四六、四四四	(三、七七七) 増加
一九一七年	四九、六六六	(三、二二二) 減少

二年間の全貿易額に對する歩合

輸入	一九一六年	一九一七年
輸出	一九一六年	一九一七年

10、七年間に於ける海峡殖民地貿易總額 (單位百萬弗)

年次	輸入	輸出	合計
一九一一年	四〇、八	三三、六	七四、四
一九一二年	四六、七	三三、八	八〇、五
一九一三年	五二、九	三三、〇	八五、九
一九一四年	五九、二	三三、〇	九二、二
一九一五年	六五、五	三三、二	九八、七
一九一六年	七一、八	三三、三	一〇五、一
一九一七年	七八、一	三三、四	一一一、五

11 海峡殖民地之漁民及漁船

漁民數	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年
漁船數	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年

12 海峡殖民地及半島護謨產額累年表

年次	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年
產額	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年

13 同州別產出額三箇年比較表

州別	一九一四年	一九一五年	一九一六年
スランゴール	一九一四年	一九一五年	一九一六年
マラッカ	一九一四年	一九一五年	一九一六年
ネギリスミラン	一九一四年	一九一五年	一九一六年
スウェレス	一九一四年	一九一五年	一九一六年

14 同護謨輸出別累年表

年次	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年
輸出額	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年

15 同上、エステートに於ける印度人労働者數

年次	一九一五年	一九一六年
労働者數	一九一五年	一九一六年

海峡殖民地

新嘉坡	一九一五年	一九一六年
合計	一六、八元	三三、三三
半島州別		
マニラ	一九一五年	一九一六年
スランゴール	五、六六	五、六六
ネギスリミラン	三、七六	六、九七
バハ	一〇、〇三	二、八〇
合計	一、五六	一、七〇
16 同上 印度人労働者の本國郵便爲替送金額	二六、三三	二六、五〇

自馬來聯邦洲	一九一五年	一九一六年
自海峽殖民地	三、五三	四、四二
	三、五三	三、六六
	二、五二	三、七〇

第十一章 貨幣及銀行

1 貨幣 千八百九十五年二月二日の勅令に依り墨其西哥銀弗(四百七十七グレイン)七四の量目にて純分〇・九〇二七を以て本位貨とす英國弗及香港弗は目方四百十六「グレイン」純分〇・九〇〇にして亦合法貨幣たり而して流通上の最低量目を四百

十一「グレイン」(二六「グラム」六三三)とす、補助銀貨は五十仙、二十仙、十仙、五仙の四種にして二弗を超へざる取引に於て合法貨幣とす。又銅貨は一仙、半仙、四分の一仙の三種にして一弗を超へざる取引に於て之れ亦合法貨とす。
2 度量衡 殖民地にて用ゆる尺度は英國の碼尺なり、又測地には英國「エークル」を用ふ、然れども今尙ほ土人の舊制をも用ふ、商業上の權衡比較は左の如し。

殖民地 英吉利 日本

一「カタ」即一六「マイル」一「封度三分の一(重量)一擔即ち一〇〇「カタ」一三三三封度三分の一(同)一「コヤン」即四〇擔五、三三三封度三分の一(同)一「封度三分の一に當る「カタ」を「支那「カタ」と稱し其他を馬來「カタ」と稱す馬來「カタ」は今猶ほ彼兩地に行はれ二十四西班牙弗即ち九「グレイン」九八四に均し、此制に依れば一擔は百四十二封度六二八「コヤン」は五千七百五封度一四三に當る殖民

地一般普通の斗量は「ガンタン」即ち「ガロン」及び「チヌーバック」即ち「クワート」なり。

3 在新嘉坡各國銀行

(一) 銀行名

查打銀行 (Chartered Bank of India Australia & China)	一、二〇〇、〇〇〇
香港銀行 (Hongkong & Shanghai Banking Corporation)	一五、〇〇〇、〇〇〇
萬國銀行 (International Banking Corporation)	三、二五〇、〇〇〇
印度商業銀行 (Mercantile Bank of India)	五、六二九、〇〇〇
和蘭印度貿易銀行 (Nederlandsche Indisch-Commercial Bank)	三〇、〇〇〇、〇〇〇
和蘭貿易銀行 (Nederlandsche Handels maatschappij)	一五、〇〇〇、〇〇〇
臺灣銀行 (Bank of Taiwan, Ltd.)	一五、五〇〇、〇〇〇
印度支那銀行 (Banque de l'Indo-Chine)	二四、〇〇〇、〇〇〇
四海通銀行 (The Sze Hai Tong Banking & Insurance Co., Ltd.)	一、〇〇〇、〇〇〇
獨亞銀行 (Deutsch-Asiatische Bank)	七、五〇〇、〇〇〇
交通銀行 (Communication Bank)	五、〇〇〇、〇〇〇
華商銀行有限公司 (The Chinese Commercial Bank, Ltd.)	一、〇〇〇、〇〇〇
橫濱正金銀行 (Yokohama Specie Bank, Ltd.)	三〇、〇〇〇、〇〇〇

(拂込資本金)

(二) 銀行組合 銀行業務に關する必要事項の協定を目的として組合を組織す、此組合に加入せる銀行は就も第一流として數ふべきものにして查打銀行、香港上海銀行、和蘭貿易銀行、和蘭印度貿易銀行、萬國銀行、臺灣銀行及正金銀行の八行を以て

て此等組合銀行は毎日業務の終了後帳簿上にて貸借關係を明にし精算を行ふ。
 (三) 一覽手形 當地に於て普通紙幣と稱するもの内には政廳發行紙幣の外銀行發行の一覽手形をも含む、而して之が發行は銀行條例に依りて一定の準備金即ち發行額に對する三分の一の金額を保證金として政廳に納付するものにして其許可を得て發行し居るものは、香上、查打の二行のみ。

(四) 公金の取扱及政廳紙幣の兌換銀行 政廳の公金を取扱ふものは、查打銀行及印度商業銀行の二行にして政廳發行紙幣の兌換に當るものは查打銀行なりとす。

第十二章 氣温其他

1 氣温及雨量

一九一三年の調査にかゝる氣温の高低及雨量は左の如し

地名	最高		最低		平均	中間		
	月日	度數	月日	度數				
新嘉坡	九三	九三	七〇	八六、三	七四、五	八二、一		
彼南	九七、〇	九七、〇	七〇、〇	八八、八	七三、四	八二、二		
ウエレスレー	九七、〇	九七、〇	六六、〇	九〇、四	七三、一	八二、九		
馬刺加	九三、八	九三、八	六八、〇	八七、一	七三、二	八二、七		
雨量								
新嘉坡	一三、三	一三、三	彼南	二〇、五	ウエレスレー	一〇六、三	馬刺加	七五、一五

2 教會

プロテスタント (耶蘇新教の)
 ローマンカソリック (羅馬舊教の)
 アルメニア (アルメニアの)

3 新聞發行數

新嘉坡
 彼南
 マラッカ

英語

支那語

タミル語

馬來語

日本語

4 乾船渠

新嘉坡
 ビクトリア船渠
 アルバート船渠
 キングス船渠
 第一船渠
 第二船渠
 彼南

船臺の長

ウエレスレー

マラッカ

一箇所

殖民地建設の年月
 面積
 新嘉坡
 彼南
 マラッカの和蘭より讓受けたる
 一八二四年三月十七日

海峡殖民地英領となる 一八六七年四月一日
ラブアン海峡に編入さる 一九〇七年一月一日

6 海峡殖民地最高丘

新嘉坡 五一九

彼南 二、七二四

プロビンススウエルスレー 一、七八七

馬刺加 一、八二八

7 殖民地の距離及周圍

新嘉坡彼南間 海程三七〇哩

同馬刺加間 一一八哩

同デンデン間 二九一哩

彼南マラッカ間 二五一哩

同デンデン間 七八哩

新嘉坡一周 六六哩

彼南一周 四四哩

8 遊覽地

新嘉坡 植物園、ラッフルス博物館、エスブラネード(斜

堤草地)

土人の市(勸商場)、柵を圍らした貯水場(サウザンド街)

タンジョンバガー波止場及構内

彼南

グオータフォル公園、瀧、彼南小丘の攀登。

マラッカ

フラグスタッフ近傍のセントブールの古き教會

(パベン第二僧正の墓及フランシスザビエルの

記念碑)。

セントジョーン小丘の古要塞。

エスブラネードニ近き要塞の入口(古時の武器

あり)。

ナニング戦役に歿せし兵士の墓あるアロールガ

ジャ。

町より十五哩のアイーアバナス温泉。

ブンガラヤニ於る三百年前のポルトガル教會。

第二編 馬來聯邦洲

及保護國

第一章 政治

1 半島の位置 印度支那大半島の南極部に位しク
ラの地峽を以て亞細亞大陸に連接しパツシヤレ河
を界として英領緬甸の南端に起り蜿々六百餘哩、
スマトラの北部と平行して南ルーマニヤ岬に終る
地形は大蛇の半身を造り其幅員最も狭きは地峽四
十哩の邊にて下つて二百哩に膨脹し再び南部に縮
少せり、東に支那海あり、シヤム灣を横ざりて、
カンボチャ半島に對し、西にベンゴール灣あり、
マラッカ海峽を距て、スマトラに隣し南は幾多の
群島を遙かに濠洲大陸に連れり。

2 馬來聯邦の組織 ベラ及セラシヤの二州は
一千八百七十四年に、パハン州は一千八百八十八

年に英國保護の下に管轄したりしが、一千八百九
十六年この三州の外ネギリセミラン州を合せて馬
來聯邦政府を組織し各州に知事を置きて海峡殖民
地總督これを總ぶ。

最近一千九百〇九年英國はトレンガン、ケダ、ケラ
ンタン、ペリスの四州を暹羅より割いて保護の下
に置けり。

3. ケランタン 馬來半島の東部にあり面積凡五千
八百七十方哩、人口二十八萬六千七百五十一人の
内暹羅人五千三百五十五人支那人五千八百四十四
人を含む、首府をコタ、バルと云ふ千九百十三年
の歳入六十七萬六千二百弗歳出六十七萬二千三百
十七萬弗にして主なる物産は米、椰子實、護謨、
胡椒、砂糖等とす、千九百十三年の出入船噸數
十二萬三千七百三十四噸なり。

4. トレンガン 面積凡六千方哩、人口千九百十
一年に十五萬四千三十七人、首府をクアラ、トレン
ガンと云ふ人口一萬四千人あり、物産は船んどテ

ランタンに同じ。

5. ケダール 馬來半島の西部ウエルスレー州及ペラ州の北に位し面積三千八百方哩、人口千九百十一年に二十四萬五千九百八十六人ありて其八割は馬來人一割三分は支那人三分は暹羅人二分は印度人なり、首府はケダール河畔のアロル、スターなり、千九百十三年の歳入は二百四十萬七千九百九十五弗歳出二百三十四萬千二百三十九哩北部ケダールの重要物産は米にして南部ケダールに於て護謨、椰子等の大産地あり。

6. ペルリス 馬來半島の西部ケダールの北に位し面積三百方哩、人口千九百十一年に三萬千七百四十六人あり其九割は馬來人五分は支那人四分は暹羅人なり重要物産は米にして高價の錫及烏魚を産す

第二章 ジョホール王國

一、ジョホール州 馬來半島の南端に位す一八八五年の條約に依り英國の支配を受く「サルタン」

(王)の名はエツチ、エツチ、イブラヒムと稱す、政治は「サルタン」監督の下に於て地方長官之を行ふ
二、面積及人口 面積は九千方哩を有す、處々に高丘の突起するれども幾多の河川州を流れて灌漑するを以て地味肥沃にして概ね平坦なり。最高峯を「オバイヤ」山と云ひ高サ四千八百八十七呎あり州の首府はジョホールにて人口九千三百五十九、州の南端に位す。其他西岸には「バンター、マハラニ」(人口四千九百七十六)「パツバハ」(三千九百九十)東岸には「コタテンギ」「エンダ」等の小邑あり州の人口は一九一一年の調査に依れば一八〇、四一二人にして内男一三二、一八九人、女五八、二八三人あり。之を一方哩に割り當つれば二十三人なりとす。

三、住民の種別 を表示すれば

マレイ人 七、三五人 支那人 三、四〇五人
ジャワ人 三、九〇四人 印度人 五、六五九人

四、歴史 一九〇九年の交までは州の大部分は鬱

々たる森林にして海岸地方及河川沿岸は馬來人及支那移民等の胡椒、ガンビヤールの栽培に従事せるありしが交通の便なき其他の地方に於ては絶て人跡なくたゞ猛惡なる蠻民の割據に委かし居しもゴム栽培の盛なるに伴ひて交通大に開け現今に於ては昔日の片影だもなきに至れり。

五、鐵道の布設 一九〇四年馬來聯邦と商議の結果州の中央を縦斷する鐵道起工せられ、一九〇九年馬來聯邦の手に依りて竣成さる、是即ち馬來聯邦鐵道の延線にしてジョホールバルまで百二十哩の間開通せられたるが、此鐵道開通して以來著しき進歩發達を見るに至れり。

六、道路 ジョホール、バル「バンダー、マハラニ」近邊を除きては交通の便今尙全からず、道路哩數は百二十哩、其内重なるものはコタテンギに走る三十哩、ジョホール河を渡りマワイに通する四十二哩、ランボンに至る三十八哩、其他の地方に於ける不完全なる道路のみなりしが、一九一

年、三、五二四、〇〇〇弗の費用を投じて三百二十哩の道路を起工せられ今尙は着々として工事を急ぎつゝあり。

七、産業 錫はジョホール及ムーア川沿岸に於て採取せられつゝあるも未だ廣大なる錫床地の發見せられず、石油及石炭を産するも採取に従事するものなし。要するに鑛業は有望ならざるも、農業に於ては頗る多望なるべし、就中ガンビヤール、コナット、アルカナット、タビオカ、護謨、珈琲等の栽培は土地肥沃なるを以て尤も好適にして現時盛んに各國人の手に依りて栽培されつゝあり。

八、國防 國王支配の下に三百の馬來人常備兵及び三百の義勇兵、百の砲兵とあり。

九、財政 一九一三年末、八、八五二、四九二弗の公債あり、之れ即ち鐵道布設等に要せしものなり歳入は重に輸出入税とす、輸入品は阿片、酒精、煙草、米、鐵器等にして輸出品は、ゴム、ガンビヤ、胡椒、砂糖、錫等なり、一九一〇年の輸出租は四七〇、二一一弗なり。

南洋年鑑

項目	ペラ州	セラゴール州	ネギリセン州	マハン州	合計
一九一六年末預金者數	二,九七五	三,八八五	一,四四〇	三,四四〇	八,一七〇
一年中に於ける預金額	一九一,三九九	二五九,四五四	六〇,〇三三	一九,七〇〇	五三〇,〇八六
一年中に於ける引出額	二〇九,六六四	二四九,〇〇〇	三三,三三三	三〇,三三三	五二二,三三〇
一九一六年末に依り機械總額	二六,一七五	二九,一四二	七,五九二	三,七三三	六六,六四二
營業費					四,三三五

第四章 交通

一、電信電話架設哩數五年間比較表

年度	ペラ州	セラゴール州	ネギリセン州	マハン州	合計
一九一二年	七五九	五八二	三〇七	二五九	一,九〇七
一三年	八二五	五九六	三三七	二八二	二,〇〇〇
一四年	七九九	六〇五	四〇三	二八	二,〇〇八
一五年	八〇〇	六六三	四〇二	三〇	二,二〇五
一六年	八五五	六七四	四〇四	三三	二,三〇〇

二、同上の長さ五年間比較表

類別	一九一二年	一三年	一四年	一五年	一六年
開通哩	七三	七二	八三	八七	八七
總收益	八,五三三	九,五〇八	九,〇七二	九,〇〇六	九,〇六九
營業費	五,六〇〇	六,七六三	七,〇〇〇	八,三三六	七,三三三
純收益	二,九三三	二,七四五	二,〇七二	七〇〇	七三五
収益割合	三三・七	二八・九	二二・九	七・七	八・二
資本金に對する利益	四・六	三・九	二・五	二・九	三・九
總收益に對する利益	二・六	二・八	二・六	二・八	二・八
總收益に對する費用	一・七	二・〇	二・〇	一・九	一・九
純收益に對する費用	一・八	一・八	一・八	一・八	一・八
年終に於ける建設費	八,九九五	一三,三六六	一〇,〇八〇	九,九八〇	一〇,〇七三

三、馬來聯邦洲の鐵道

年份	總長	營業哩	總收益	營業費	純收益
一九一二年	二,五五三	三,〇〇一	九,九九	二,五二	六,八九五
一三年	二,八二九	三,六〇〇	一〇,七五	三,八	七,八三
一四年	二,八八八	四,三三三	一,二六三	三,八	八,七二
一五年	二,八〇三	五,〇九	一,七三五	三,八	九,八四九
一六年	二,八七三	五,五五	一,九二	三,八	一〇,一六一

第五章 面積及人口

一、州別面積表

ペラ州	七,八七五
セラゴール州	三,一三八
ネギリセン州	二,五七三
マハン州	一四,〇三七
合計面積	二七,六二三

二、一九一六年末永久權の下に讓與せし面積

州	建築及農業用	礦山用	合計
ペラ州	七六,五五	一三,三三	八九,八八
セラゴール州	四四,五九	六,三〇	五〇,八九
ネギリセン州	三六,三六	二〇,六四	五七,〇〇
マハン州	一〇,〇〇	八,一六	一八,一六

三、各種農産物に使用せらるる、百噓以上面積

ペラ州	一,九一六
セラゴール州	四三二
ネギリセン州	一,九一六
マハン州	一,九一六
合計	五,一八〇

四、森林保存の面積(一九一六年末)

ペラ州	八二二
セラゴール州	四六〇
ネギリセン州	一九六
マハン州	四三二
合計	一,九一六

五、國別人口表 (一九一一年三月十日調査)

種	男	女	合計
ペラ州	九六	八六	一八二
セラゴール州	九六	八六	一八二
ネギリセン州	九六	八六	一八二
マハン州	九六	八六	一八二
馬來聯邦洲	九六	八六	一八二
歐洲人及アメリカ人	九六	八六	一八二

州別

類別	ペラ州	セラゴール州	ネギリセン州	マハン州	合計
コナツト	三,〇三三	二,三三三	一,九三三	二,五三三	九,八三三
咖啡園	六七	三,六六	九	二,五〇	二,五〇
ガンプア	三,八七〇	八,八〇〇	二,六〇〇	三,三〇〇	一五,五七〇
米	一五,三三	三九,〇九	二九,七三	三,三九	八七,五五
ゴム栽培	一	一	一	一	四
砂糖	一	一	一	一	四
タバコ	一	一	一	一	四
其他	二,〇三	一,七三	一,三三	一,三三	六,八三
森林保存の面積	八二二	四六〇	一九六	四三二	一,九一六
ペラ州	八二二				八二二
セラゴール州		四六〇			四六〇
ネギリセン州			一九六		一九六
マハン州				四三二	四三二
馬來聯邦洲					一,九一六
歐洲人及アメリカ人					一,九一六

六、人種別人口表 (一九二一年三月十日調査)

支那	馬來人種		爪哇人種		印度人種		其他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
馬來人種	8,191	7,553	2,700	3,700	3,323	3,668	6,333	7,791	17,547	20,612
爪哇人種	8,375	4,258	9,394	3,571	1,997	6,088	5,888	3,211	20,560	18,668
印度人種	6,767	5,666	1,155	1,123	955	621	895	496	10,772	12,826
其他	8,998	8,898	1,232	1,232	2,222	2,222	2,222	2,222	14,700	14,700
合計	31,331	27,190	16,284	16,284	7,800	7,800	7,800	7,800	63,015	63,015

馬來聯邦	馬來人種		爪哇人種		印度人種		其他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
馬來人種	10,101	5,511	1,166	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	17,547	20,612
爪哇人種	2,700	3,700	3,323	3,668	6,333	7,791	7,092	8,703	17,547	20,612
印度人種	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	4,664	4,664
其他	5,034	5,034	5,034	5,034	5,034	5,034	5,034	5,034	20,136	20,136
合計	29,031	24,445	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	58,436	60,112

七、人口の總括表(一九一六年に於ける推定)

南洋年鑑	合計	ベラ州	セララ州	ネギリセン州	ビラン州	メハン州	合計
合	六三,一三六	六,四〇〇	八,五五	一八,一〇八	一,三三	一,八二五	二七,〇二二
其外	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
犯罪人	一,〇七	一	一	一	一	一	一
總計	六三,二三三	六,四九〇	八,六四五	一八,二〇〇	一,四二三	一,九一五	二七,一〇九

年度	ベラ州	セララ州	ネギリセン州	ビラン州	メハン州	合計
一九一三年	五,四〇六	三,九〇九	三,四四七	二,〇〇三	一,〇八一	一五,八〇六
一九一四年	五,〇三七	三,三三三	三,一八六	二,一七〇	一,二七〇	一五,〇七六
一九一五年	五,四〇七	三,八四六	三,九一四	二,三三七	一,三三三	一六,八三七
一九一六年	五,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一五,〇〇〇

州別	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年
ベラ州	五,四〇六	五,〇三七	五,四〇七	五,〇〇〇
セララ州	三,九〇九	三,三三三	三,八四六	三,〇〇〇
ネギリセン州	三,四四七	三,一八六	三,九一四	三,〇〇〇
ビラン州	二,〇〇三	二,一七〇	二,三三七	二,〇〇〇
メハン州	一,〇八一	一,二七〇	一,三三三	一,〇〇〇

八、半島エステートに於ける支那人労働者數

州別	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年
ベラ州	六,七〇〇	六,六六一	六,四〇〇	七,九四五
セララ州	八,八〇〇	八,七六六	八,七三三	八,七三三
ネギリセン州	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇
ビラン州	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇
メハン州	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇
合計	二八,〇〇〇	二八,〇〇〇	二八,〇〇〇	二八,〇〇〇

九、半島に於ける爪哇人労働者數

州別	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年
ベラ州	六,二九三	五,六六一	四,三二一	三,三三八
セララ州	三,〇〇七	一,九六六	一,七七八	一,五三三
ネギリセン州	一,九四九	一,八五〇	一,四四七	一,二六八
ビラン州	九四九	九四九	九四九	九四九
メハン州	九四九	九四九	九四九	九四九
合計	一三,一七七	一〇,三二五	八,一四四	六,〇三六

十、同上、全労働者數にして労働監督官の想定人數

州別	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年
ベラ州	六,七〇〇	六,六六一	六,四〇〇	七,九四五
セララ州	八,八〇〇	八,七六六	八,七三三	八,七三三
ネギリセン州	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇
ビラン州	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇
メハン州	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇
合計	二八,〇〇〇	二八,〇〇〇	二八,〇〇〇	二八,〇〇〇

第六章 衛生

一、過去五年間に於ける死亡數及死亡率

年別	人口	死亡數	死亡率
一九一一年	一,〇四九,九四七	四〇,九四	三・九二
一九一二年	一,〇八一,七九	四〇,九六一	三・七八
一九一三年	一,一七〇,〇三	三九,〇〇〇	三・三三
一九一四年	一,一三六,五〇〇	三九,〇〇〇	三・三三
一九一五年	一,一三三,三三	三九,〇〇〇	三・三三

二、過去五年間に於ける出産數及出生率

年別	出生數	出生率
一九一一年	一〇,三三〇	一・九四
一九一二年	一〇,四四六	一・九四
一九一三年	一〇,三三三	一・九四
一九一四年	一〇,三三三	一・九四
一九一五年	一〇,三三三	一・九四

三、過去五年間に於ける病別死亡者

病名	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年
マラリヤ熱	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇
赤痢	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇
脚氣	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇
花柳病	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇

四、耕地衛生

年別	被備者數	死亡數	一萬人に對する死亡率
一九一一年	一四,三二四	九,〇〇〇	六・二八
一九一二年	一四,三二四	九,〇〇〇	六・二八
一九一三年	一四,三二四	九,〇〇〇	六・二八
一九一四年	一四,三二四	九,〇〇〇	六・二八
一九一五年	一四,三二四	九,〇〇〇	六・二八

五、過去五年間に於ける二都市の死亡率

市	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年
マララコ	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇
ゴンラ	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇	一,七三〇

南洋年鑑

市ボツイ

一九一二年	二五、四四	一、〇〇五	八五	三三・一
一九一三年	二六、五三	一、五八六	九四	三三・七
一九一四年	二七、六五	一、四三三	八三	三三・八
一九一五年	二八、七九	一、二九二	八〇	二七・八

六、病院州別数

州別	セランゴ	ネギリセン	パハン州
大なるもの	三二	二六	一九
小なるもの	一、三六	八六	一八
合計	一、五七	一一三	一〇一

第七章 教育

一、學校數及生徒數(一九一六年)

校數	在籍者數	出席生徒數
官立英語學校	一八	一八、六六
私立英語學校	六	五、三三
マライ學校	二	二、〇五
タミル學校	二	一、九四
支那語學校	一	一、五〇

第八章 貿易及産業

一、五年間輸入比較表(輸入せし地金銀及正金の價格を含む)

年別	セランゴ	ネギリセン	パハン州	合計
一九一二年	三、七九、七九	一、〇五、〇五	一、五五、〇五	五、三九、八九
一九一三年	三、四六、七四	一、〇五、〇五	一、五五、〇五	五、〇七、〇四
一九一四年	三、九四、〇九	一、〇五、〇五	一、五五、〇五	五、五四、一九
一九一五年	三、〇二、二二	一、〇五、〇五	一、五五、〇五	五、〇二、五二
一九一六年	三、〇七、七五	一、〇五、〇五	一、五五、〇五	五、〇七、八五

二、五年間輸出比較表(輸入せし地金銀及正金の價格を含む)

年別	セランゴ	ネギリセン	パハン州	合計
一九一二年	七、五二、六一	一、〇五、〇五	一、五五、〇五	一〇、一二、六一
一九一三年	七、五二、六一	一、〇五、〇五	一、五五、〇五	一〇、一二、六一
一九一四年	九、五五、六八	一、〇五、〇五	一、五五、〇五	一二、一五、七八
一九一五年	〇、〇〇、〇〇	一、〇五、〇五	一、五五、〇五	二、六〇、一〇
一九一六年	八、八三、八三	一、〇五、〇五	一、五五、〇五	一一、四三、九三

三、一九一六年輸入價格の總括

品名	セランゴ	ネギリセン	パハン州	合計
アラック酒及(樽)	一、二、九七	一、五〇、〇〇	六、三九	八、二六
サム酒	四、三二	二、八九	九、〇七	一六、二八
大豆、豌豆(樽)	一、八、一七	三、七五	七、〇九	一二、六一
ビール	一、七、五九	二、八五	四、八七	九、三一
糖	一、七、五九	二、八五	四、八七	九、三一
ブランダ	一、七、五九	二、八五	四、八七	九、三一
セメント	一、八、一七	三、七五	七、〇九	一二、六一
牛	八、二八	六、九八	四、一〇	一九、三六
石炭	二、六八	一、〇三	四、〇八	七、七八
コナツト	一、五〇	三、八八	一、八〇	七、一八
イル	一、五〇	三、八八	一、八〇	七、一八
綿布キレ類(個)	二、五五	四、三三	七、六三	一四、五一
ナイナイ(箱)	五、〇〇	二、五五	一、二五	八、八〇
魚(干、鹽魚)(樽)	二、七、九二	三、七五	九、五〇	一六、一七
小麦粉(袋)	一、八、九〇	一、五五	五、〇〇	八、三四
小麥粉	一、八、九〇	一、五五	五、〇〇	八、三四
ソノ酒	一、一、八三	四、九六	四、〇〇	一〇、七九
牛酪油(樽)	一、九、五五	二、四七	五、六八	一〇、一〇

五、一九一六年に於ける重要輸入品の量額

類別	セランゴ	ネギリセン	パハン州	合計
生動物、食料	九、四二、〇〇	五、五五、〇〇	一、二七、七三	一六、二四、七三
飲料、マシヤ	九、四二、〇〇	五、五五、〇〇	一、二七、七三	一六、二四、七三
原料	七、七三、三三	一、二八、四八	一、二七、七三	一〇、二九、五四
製造品	七、七三、三三	一、二八、四八	一、二七、七三	一〇、二九、五四
雜品	七、七三	四、九七	三、七五	一六、四五
商品ノ總價格	九、八三、九六	一、二七、四一	一、二七、七三	一二、三九、一〇
地金銀及正金	一、〇〇〇	一、一	一、一	二、〇一
總輸出ノ合計	九、八三、九六	一、二七、四一	一、二七、七三	一二、三九、一〇

四、同上輸出價格の總括

品名	セランゴ	ネギリセン	パハン州	合計
アラック酒及(樽)	一、二、九七	一、五〇、〇〇	六、三九	八、二六
サム酒	四、三二	二、八九	九、〇七	一六、二八
大豆、豌豆(樽)	一、八、一七	三、七五	七、〇九	一二、六一
ビール	一、七、五九	二、八五	四、八七	九、三一
糖	一、七、五九	二、八五	四、八七	九、三一
ブランダ	一、七、五九	二、八五	四、八七	九、三一
セメント	一、八、一七	三、七五	七、〇九	一二、六一
牛	八、二八	六、九八	四、一〇	一九、三六
石炭	二、六八	一、〇三	四、〇八	七、七八
コナツト	一、五〇	三、八八	一、八〇	七、一八
イル	一、五〇	三、八八	一、八〇	七、一八
綿布キレ類(個)	二、五五	四、三三	七、六三	一四、五一
ナイナイ(箱)	五、〇〇	二、五五	一、二五	八、八〇
魚(干、鹽魚)(樽)	二、七、九二	三、七五	九、五〇	一六、一七
小麦粉(袋)	一、八、九〇	一、五五	五、〇〇	八、三四
小麥粉	一、八、九〇	一、五五	五、〇〇	八、三四
ソノ酒	一、一、八三	四、九六	四、〇〇	一〇、七九
牛酪油(樽)	一、九、五五	二、四七	五、六八	一〇、一〇

南洋年鑑	一五年	八八、五	七、八	八、一	六、六	五、一	七、七	九、四	七、七	五、三	五、〇	七、〇	七、七
	一六年	八九、〇	七、三	八、七	七、〇	六、九	七、四	九、五	七、九	六、三	五、七	八、三	七、七

第十章 輸入輸出税率

輸入税

物貨 (一九一四年九月九日以後獨逸、奧地利、ハンガリー、領土内ニ於テ製造セラレタルガ、或ハ其處ヨリ輸出セラレシモノ) 從價税 一〇〇パーセント

銘酎セシムル液體 (備考ブルーフガロントハ精酒ノ一ガロンチ云フ)

(一) 精酒八十五パーセント以上チ含ムモノ
ブルーフガロンニ付キ 四弗八〇仙

(二) ……八十五パーセント以下七十パーセント以上
ガロンニ付キ 三弗八四仙

(三) ……七十パーセント以下四十パーセント以上
同上 二弗四〇仙

(四) ……四十パーセント以下
(イ) スパークリンガワイン ガロンニ付キ 二弗四〇仙
(ロ) スティールワイン 同上 一弗六〇仙
(ハ) 麥酒、林檎酒、梨酒 同上 四八仙
(ニ) 其他ノ酸酎セシムル液體 同上 一弗六〇仙

石油

卷煙草、一封信度ニ弗以上ノモノ、奧煙草價格チ問ハズ 同上 五仙

一封信度ニ付キ 一弗五〇仙

卷煙草一封信度ニ弗以下一弗四〇仙マデノモノ 同上 七五仙

(葉煙草、紙卷煙草) (一封信度一弗四〇以下ノモノ) 埃及、露西亞、土耳其、紙卷煙草(價格ノ別ナシ) 一封信度ニ付キ 七五仙

日本、支那、印度葉煙草：卷煙草、紙卷煙草以外 一封信度ニ付キ 一〇弗

其他ノ葉煙草、紙卷煙草 一封信度ニ付キ 四〇仙

輸出税

物貨 (一九一四年九月九日以後獨逸、奧地利、ハンガリー、領土内ニ於テ製造セラレタルガ、或ハ其處ヨリ輸出セラレシモノ) 從價税 一〇〇パーセント

蜂蜜 從價税一〇パーセント

コナツト、コブラ、コナツトオイル 同上 一、五パーセント

咖啡 同上 四〇仙

下ライチエリー咖啡(乾櫻實咖啡)及炒咖啡以外ノ咖啡

一擔ニツキ二二弗以下ノモノ 無税

一擔ニツキ二二弗以上二四弗以上ノモノ 同上 一パーセント

一擔ニツキ二四弗以上二六弗以下ノモノ 同上 一、五パーセント

一擔ニツキ二六弗以上二八弗以下ノモノ 同上 二パーセント

一擔ニツキ二八弗以上ノモノ 同上 二、五パーセント

乾シタル櫻實ノ咖啡 前記ノ輸出税ノ三分ノ一トス

炒咖啡 前記ノ輸出税ノ三分ノ二トス

カンピア 一擔ニツキ 一五仙

ガツタメルチヤ(一九〇九年ノ森林規則ニヨリ定メラレタルガ如ク渡波セラレシ土地ニテ地方駐劄官ノ満足スル程度ニ耕作セラレシモノヨリ製セラレシモノ) 從價税二、五パーセント

セルトン 一擔ニツキ 五〇仙

紙 同上 三〇仙

保護

最優等品ノ培養護價價格、一封信度ニツキ一志六片ナルモノ 一擔ニツキ 二七仙

……………一志六片以上一志六片二分ノ一以下ナルモノ

馬來聯邦洲

- (ホ) タンバン、ウダ、プラチヤン、イカンユー 同上 三〇仙
- (ヘ) ランバイ、ハリ、デニリ、バグア、アツ其他ノ魚類 同上 一五
- 蠟(乾シタルモノ)、マザオパールノ甲、ベチアテメア 從價税一〇パーセント
- 角、長牙、獸皮、骨、油脂 同上 一〇パーセント

第三編 英領印度

第一章 地理上の區域

一、英領印度 は英國の議會にて(維多利第五十二年及五十三年法律第六十三號第十八號)説明を與へしが如く直接又は間接の英國治下に立てる印度大半島を包含す、通常の意味にて之を云へば印度の領外なるも印度總督の監督又は保護の下に在るネパールの如き國をも含めり。國土を地理上の四區域に分てば一、ヒマラヤ山地 二、印度斯恆河流域低地 三、半島地 四、緬甸の四區域となす。

二、ヒマラヤ山地 はエヴェレスト(海拔二九千九百呎)キンチンジャンガ(二萬八千呎)等の高峰を中心とし長さ一千五百哩、幅百五十哩の大障壁を形成して印度の北境に巍然として聳ゆる山嶺は四季氷雪絶へざるも山腹山麓は温帯又は熱帯の氣候な

英領印度

七一

三、印度斯恆河流域低地 はヒマラヤ山地の南一帶の平原地方にしてヒマラヤの谿間に源泉を發する諸流は、東に於ては相合して恆河となり、西に於ては相集つて印度斯河を成し共に江流滿々として海洋の如く舟楫の便灌溉の利あり。地味極めて膏腴にして農牧に適し殊に米作最も盛なり所謂沃野千里の地なり。

四、半島地 は印度斯恆河平原の南七十萬平方哩の面積を蔽へる廣漠たる海拔一千呎乃至三千呎の高原とガッツと稱する東西の兩海に沿へる岸壁地とより成れる三角形の陸土にして高原地は北部のグキンデヤとサトブラの連山に依りてデツカン高原と中央印度高原とに分斷せられ、中央印度高原は西の方アラヅリ連山に至つて錫き北は恆河平原に向つて緩かに傾下しデツカン高原はその南一帶の大高原にして西は高く東の方ベンガール灣に近づくに隨つて勾配低し故に半島を流る、河川の

大なるものは、多く東向して海に注ぐ。
 五、**緬甸** は印度本土とは山脈と海洋とによりて隔てられ地學上印度に屬せず、又人種及び民情風俗大に異なれども、行政上印度政府の管轄に屬す、國土はイラワデー、シッタング、及サルウキンの三河によりて數條に縱斷されたる河谿と樹木鬱蒼たる山脈とより成り河谿の中最も重要なものはイラワデーにして青田河畔に連り殊に南の方海濱に近づくに隨ひ肩の如く廣がり豐沃なる三稜洲地を形成す。緬甸人は蒙古人種にして佛教を信奉し印度教徒の如き窮屈なる社會制度を有せず、婦人の如きは外人と婚嫁するも自由なり。

第二章 政治

一、**政治** 英國に於ける印度行政事務は印度事務大臣の管掌する處なり。印度事務大臣は大臣の任命に係る(任期七年)十名乃至十四名の評議員を以て組織する會議體の支持を受く、右評議員の中

少くとも九名は印度に十ヶ年居住し、若くは勤務したる者にして任命前五ヶ年以上印度の地を離れざりし者ならざる可らず。

印度會議は英國本土に於て行はれ、印度關係事務を案議するものとす。印度政府の收入及支出は印度會議を介して印度事務大臣之を監督す。印度會議は五名を議事定足數とす。涉外事項、宣戰講和、英國政府の印度各州に對する政策の決定及び印度政府が印度事務省に上申したる場合に於ける其對内事項は印度事務大臣の專決處分に屬す。

印度の最高行政權は印度總督府に屬す、總督は皇帝の任命する處にして任期五年なり千九百十二年首府をカルカッタよりデリに移す。印度總督府は一名の司令長官及通常總督府員六名を以て之を組織す。通常總督府員は皇帝の任命に係り任期を五年とす。現在内務、外務、財務、陸軍、工務、農務、商務、立法事務、學務及鐵道の十部あり、外務部は總督の直轄に屬す。其他の各部は獨立の長官一人

を置く。各總督府員は各部を管理す、千九百九年

の法律に依りて選舉せられ、又は副總督に依りて任命せらる、府員を増加して、總督府を更に立法會議と爲すに至れり、此立法會議は現在六十八名より成り、其中三十六名は官吏にして餘餘の三十二名は官吏に非ざる者より成れり。

二、**地方制度** 一九一二年の行政改革の結果現在印度は十五州に分たる。マドラス、孟買、ベンゴールの知事は皇帝の任命に係る、州に州評議會あり。印度政府の官吏二名及印度人一名より成り。其に皇帝之を任命す、一九一五年の印度施政條例に依り、印度事務大臣は之を四名に増員する事を得るも、其中少くとも二名は十二年以上印度に於て政務に服したる者ならざる可らず。各州は印度政府の監督を受くるも、廣大なる自治權を有す。州を縣に、縣を郡に分つ。郡の數二百六十七を算す。又大小都市七百十二、其人口一千七百萬を算せり。一八八三、四年の地方自治條例に依り、印度全般

に選舉主義採用さる、

三、**總督** チニムズフォード男(一ヶ月二萬九百留比)一九一六年四月就任。

四、**宗教及教育** 宗教は婆羅門教最も廣く行はれ總人口の凡そ四分の三を占め之に回教徒を加ふれば全人口百分の九十二に當れり、又佛教徒は緬甸の地に多く耶蘇教はマドラスに於て盛んなり。高等教育には「カルカッタ」「マドラス」「孟買」「アラハバット」及「ブンジャブ」の五大學あり、一九一三年に於ける中學、普通、專門及私立學校の總數十八萬千六百五十九、生徒七百七十七萬三千三百四十三人あり。

五、**裁判及法官數** マドラス、孟買、及ベンゴールの知事領並にアグラ及オードの聯合州には高等裁判所各一あり、一九一二年末現在の法官總員九千六百三十五人あり。

六、**歳入歳出** 一九一五年度の豫算は歳入八千三百十四萬六千九百磅、歳出八千三百一十一萬七千二百

磅あり、「ルービー」の呼價は多年間二志なりしも千八百九十八年一月以來實價凡そ一志四片となり、一九〇〇年度以後の豫算に於ては十五「ルービー」を以て一磅に算することとなり、又印度歳入の最重要なるは、土地、阿片、關稅、消費稅及鹽の收入なりとす。

七、兵備 軍隊は英兵及土人の二種あり、一九一三年度の英兵は將校下士卒を合せて七萬五千八百九十七人あり、又土人兵の重なる將校は英人にして二千七百五十一人、下士卒十六萬千八百八十五人豫備兵三萬五千七百七人あり。

八、造船數及出入船舶數

年次	建造船		登簿船	
	隻	噸	隻	噸
一九三十四	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九三三	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九三二	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九三一	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九三〇	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九二九	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九二八	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九二七	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九二六	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九二五	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九二四	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九二三	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九二二	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九二一	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九二〇	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九一九	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九一八	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三
一九一七	一四一	五,三二一	三三三	三三,二八三

一九一五、六年に於て印度諸港に入港したる船舶は四千二百十二隻、六百三萬八千三百五十九噸にして、出航したる船舶は四千四百二十二隻、六百一十一萬三千九百四十三噸なり。

九、鐵道 一九一五、六年の鐵道延長は官有官營七千二百八十八哩、官有私營一萬八千九百七十四哩、合計三萬五千八百三十三哩なり。

十、人口千に對する出生及死亡率

出生率	死亡率
一九一三年 三九・四	一九一三年 二六・七
一九一四年 三九・六	一九一四年 二六・〇

一九一四年の死亡數七百五萬五千七百七十一にして其中コレラ患者二十八萬七百三十、ペスト二十六萬六千五百三十八、熱病四百九萬二千三百四十五、赤痢二十七萬八千二百二十五なり。

第三章 英領地及土入州の面積人口

一、英領地諸州と土候諸州の面積及人口

州名	面積	人口	
		一九〇一年	一九一一年
ベンガル	六、四三三	一、九〇一、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
マドラス	一、四七三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
中央州及ベナール	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
ベンチヤナ	九、二〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
パルチスタン	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
アサミヤ、メルワラ	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
緬甸	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
ボムブベイ(シヤを含む)	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
マハール及オリッサ	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
アキラ及オロド合併州	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
北西國境州	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
アツサ	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
カール	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
アンダマ及ニコバール諸島	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
(土人州)			
ハイデラバド國	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
英領印度	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

二、職業人口別

職業	一九一一年人口	一九一三年人口
農業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
牧業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
漁業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
工業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
商業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
官吏	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
軍隊及警察	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

高等職業 五、三五、五二
其他 一三、三七、七三

僕 婢

四、五九、八〇

三、宗派別人口

印度教	二七、三三、九三	アーリヤ教會	二四、三、四三
梵教會	五、〇〇〇	シーク教	五、〇、四、一六
耆那教	一、四八、八三	佛 教	一〇、七二、四三
波斯教	一〇、〇六六	回 教	六、六四、九六
基督教	三、八六、三三	猶太教	三、九六
幽鬼崇拜	一〇、二五、一六	其 他	一、六四、六七

四、重要なる土語の種類

ボムベイ州 シンド語、グヂラット語、マラータ語、及ヒンドスターニー。
 マドラス州 タミル語、テルグ語、マラヤラム語、カナリ語及ヒンドスターニー。
 ベンガール州 ベンガール語、ヒンデ、ヒンドスターニー、ネパール語及ムンダ語。
 合併州 ヒンデ、ヒンドスターニー、及びベハ一、土人州

國 名	面積	人口
ハイデラバッド	六、六、八	二、三、三、七、七

歳入概算	兵	砲數
二、四、〇、〇〇〇	二、〇、五、八、八	帝國貢進兵
		三發

ル語。
 バンヂャブ州 バンヂャブ語、ヒンドスターニー及ヒンデ。
 中央諸州及ベラール ヒンデ及びマラータ語。
 北西國境州 パシユトウ。
 アッサム州 ベンガール語、アッサム語、ヒンデ及ウリヤ。

第四章 印度の土人州

印度は總面積百七十七萬平方哩、人口三億一千五百萬を有する廣大なる國土なるも悉く英國政府の官吏に依りて直接に管理せらるゝに非ず其六十七萬平方哩の面積と七千萬の人口とは土人州に屬し印度王土侯の統治する所たり、其土人州たるや實に六百七十五ヶ國に分立し各國特殊の政治を行ふ左に顯著なる三十九個國を擇び各州の面積人口、歳入概算及兵數を擧ぐ。

カ	ラ	ト	六〇、〇〇〇	三、五、三、七	六〇、〇〇〇	六〇	一九
カ	イル	ブ	一、五、〇〇〇	七〇、六、四	一、八、〇〇〇	一、一九、〇〇〇	一、九、〇〇〇
カ	イル	ブ	六、九、九七	一、〇、五、七、五	一、〇〇、〇〇〇	二、一、四、〇〇〇	二、一、四、〇〇〇
カ	イル	ブ	六、一〇九	三、三、七、六	一〇〇、〇〇〇	三、七	一、九、〇〇〇
シ	ユ	ナ	三、二、六四	四、三、三三	一〇、〇〇〇	二、六、〇〇〇	二、六、〇〇〇
バ	ラ	ン	三、一、七	五、五、〇、一	三、五、〇〇〇	一〇、一	二、〇、〇〇〇
ラ	ム	ブ	八、三三	五、三、二、七	二、四、〇〇〇	二、五、八、〇〇〇	二、五、八、〇〇〇

以上諸國の王侯中ニザーム(ハイデラバット國王)汗(カラット國王)ミル(カイルブール國王)其他の王はナワツブと稱せらる。

二、マラータ族土人州

マ	ラ	タ	八、〇九	二、〇、三、九八	一、一〇〇、〇〇〇	八、七、五	三
マ	ラ	タ	二、九、〇、七	三、〇、〇、七六	六〇、〇〇〇	一、九、〇、八	一、九、〇、八
イ	ン	ド	九、〇、〇	九、九、三、〇	三〇、〇〇〇	一、九、八、八	一、九、八、八
コ	ラ	ブ	三、八、五	八、三、四、一	三〇、〇〇〇	七、〇	一、九、〇、〇〇

右の國王は皆マハラジャの尊稱を有すれどもパロタ國王は又ガニクワー(グワリヤ國王)はシンヂャ及び(インドール國王)はホルカーとも稱せらる。

三、シーク族土人州

シ	ク	族	五、三、三	一、〇、七、六、九	四〇〇、〇〇〇	三、四、二、六	三、四、二、六
シ	ク	族	一、一、九	二、七、七、六	一〇〇、〇〇〇	一、四、〇、〇	一、四、〇、〇
カ	ブ	ル	三、〇	二、八、二、三	一、〇〇、〇〇〇	七、五、八	七、五、八

英領印度

右の國王は皆なマハラジャと尊稱せらる。

四、ジャート族土人州

ナ	一	六八	二八八、八七	100,000	七〇〇内 五〇〇人同 上	二
バ	二	九六	五八、七五	200,000	三、三〇〇内 一、〇〇〇人同 上	二七
ド	三	一五	三三、一八八	50,000	一、三〇〇	一五

前者の國王はマハラジャ後者の國王はマハラジャラナと稱せらる。

五、ラーヂプターナのラーヂプット族土人州

ウ	一	七三	二、七三三	100,000	六、〇〇〇	一六(現王三)
シ	二	五九	二、三三三	200,000	一七、三〇〇内 七、三〇〇人貢進兵	一六(現王三)
シ	三	九三	二、三三三	200,000	四、〇〇〇内 一、三〇〇人同 上	一七
シ	四	九三	二、〇七三	200,000	三、三〇〇内 一、〇〇〇人同 上	一五
ア	五	四二	九、六八	100,000	一、四八〇内 五〇〇人同 上	一七
ビ	六	三二	七、〇九	100,000	七、九三〇内 六、〇〇〇人同 上	一七
ゴ	七	六四	六、九〇九	100,000	七、九三〇内 六、〇〇〇人同 上	一七

右の中ウダイプールの國王はマハラナ、コタ國王はマハラオ他は皆マハラオの尊稱を有す。

六、カタアワのラーヂプット族土人州

イ	一	九〇	一〇、二八二	20,000	—	一五
カ	二	九〇	五、三三三	100,000	五、一〇七	一七
カ	三	九〇	一、〇一三	100,000	一、〇〇〇	一七
ナ	四	七九	三、四九〇	100,000	五、六〇内 一、〇〇〇人貢進兵	一七
バ	五	八〇	四、二七	100,000	五、三〇内 二、六〇〇人同 上	一七

右の國王中イダール王はマハララジャ、カッチ王はラオ、ナワナガー王はジャム、ゴンドル王とバウナガー王は共にタクル、サヘゾと稱せらる。

七、北部印度其他のラーヂプット族土人州

カ	一	九〇	三、一五八	七〇,〇〇〇	六、三三〇内 三、七〇〇人同 上	一六
オ	二	九〇	三、〇〇〇	五〇,〇〇〇	一、七三	一五(現王三)
マ	三	九三	一、九三六	三〇,〇〇〇	一、九三	一七
レ	四	六六	一、三三七	100,000	一、七三	一七

右の國王は皆マハララジャと稱せらる。

八、南部印度人の土人州

マ	一	四四	五、八〇六	1,000,000	二、八八〇内 五、六〇〇貢進兵	三
ト	二	七〇	三、四八八	500,000	一、五〇〇	一六(現王三)
コ	三	三三	九、八二〇	300,000	三、三	一七(現王三)

右の中前者二個の王はマハララジャ、コツチン王はラーヂヤと稱せらる。

九、東部印度土人州

ク	一	七	五、九二	100,000	一、六	一三
ヒ	二	〇六	三、九三三	100,000	三、〇	一三
マ	三	四六	三、三三三	100,000	—	一三

右の中クーチ、ベハール王はマハララジャ、他はラーヂヤと稱せらる。

九、落花生

昨年度の作付面積二百三十一萬七千噐にして前年度の百六十七萬三千噐に比し三割八分の増加を見收穫見積高は穀付百十四萬七千噐にして前年度の百五萬八千噐に比し八分の増加なり。

Table with columns for '前五年間平均反別' and '作付' (Sowing) and '收穫' (Harvest) for various regions like Madras, Bihar, etc.

十、胡麻

昨年度の作付面積は四百九十七萬千噐にして前年に比し四分の減少を示せり。

Table showing sowing and harvest data for flax (胡麻) across different regions and years.

第六章 工業及鑛業

一、綿製品の産額

Table showing cotton production values for various years (1911-1915) and regions.

二、黄麻製造業の發達比較

Table comparing the development of jute manufacturing industry over time.

六、石油の産額

Table showing oil production values for different years and regions.

七、滿俺の産額

Table showing production values for Manchuria (滿俺) for the years 1911 and 1912.

八、滿俺輸出額

Table showing export values for Manchuria for the years 1911 and 1912.

三、黄麻製品(ガンニ袋及布)の産額

Table showing production values for jute products (bags and cloth) for various years.

四、最近石炭産出額累年比較表

Table comparing annual coal production values for different years and regions.

五、石炭輸出額及價格表

Table showing coal export values and prices for different years.

南洋年鑑 計 八六

一九一四年 一九一五年 一九一六年

輸出總額 一、三三、九三三
 政府所定ノ小計 一、三三、九三三
 政府所定ノ大計 一、三三、九三三
 一九一五年 一九一六年

四、千九百十六年度印度茶の輸出總額は約千百萬磅にして輸出明細を表示すれば

紅茶	一九一四年	一九一五年	一九一六年
英國	三、四八、七三三	三、〇九、〇〇〇	三、三六、三三三
獨逸	二、四九、九二六	二、三〇、七三〇	二、三六、八二二
露國	三、三、三六	—	—
士耳	一、四四、八七一	一、八三、二二二	一、八七、〇八九
波蘭	一、八八、七三〇	五、九六、三三九	二、九七、七三七
錫蘭	二、八〇、〇一一	四、九一、七三六	四、二四、九九九
香港	三、三、三六	三、三、三六	三、三、三六
支那	八、九三、四八八	八、三三、二二二	一〇、六九、三三八
埃及	九、〇、七三九	七、三、三三〇	一、一三、九三九
加那	二、三九、八八二	九、三三、三三〇	六、八三、九三三
北米	二、三三、三三〇	二、八三、三三〇	二、四八、二二二
南米	二、〇七、三三〇	九、三三、三三〇	五、三三、三三〇
歐洲	二、〇七、三三〇	四、〇七、三三〇	三、五七、三三〇
其他	三、三、三三〇	五、〇九、八八二	五、七二、四八八
計	三、三、三三〇	三、三、三三〇	三、三、三三〇

五、同上輸出港別

綠茶	一九一四年	一九一五年	一九一六年
英國	一、三三、三三〇	八、六六	一、三三、三三〇
獨逸	一、七、〇九二	—	—
露國	六、〇、五六一	三、六、一六六	九、四、一六〇
加那	二、五、七三七	—	—
北米	一、四、三三三	一〇、四、九九九	二、九、八三三
南米	一、四、三三三	三、六、三三三	三、三、三三三
歐洲	一、四、三三三	三、六、三三三	三、三、三三三
其他	一、四、三三三	三、六、三三三	三、三、三三三
計	一、四、三三三	三、六、三三三	三、三、三三三

六、最近藍の輸出額

英國	一九一四年	一九一五年	一九一六年
英國	六、九七	三、三三	三、八二
獨逸	—	—	—
露國	—	—	—
計	六、九七	三、三三	三、八二

七、其輸出港別

日本	九五三	一、〇六六	一、二六六	一、九三二	四、三三〇
エジプト	一、〇八九	一、五八八	一、四〇九	一、六〇〇	三、三〇〇
米	五、六六	七、〇〇六	七、六六六	七、三六一	三三、三六一
其他	三三	五九	四、〇二	一九、八七一	五、五二
計	二、三三〇	二、七三六	二、八八三	三、八六一	一、七、七、七、七
ベルガン	八、五五	一、六七六	三、八八三	四、七三三	八〇、三三〇
ホンマイ	三三三	二、〇二	五、九四	五、三三〇	二〇、七〇
シン	四六四	一、七	一、〇八五	一、九八七	四、三三
マドラス	三、五九	一、六〇〇	三、三六	四、二二	三、三三
ビルマ	三、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇
計	二、三三〇	二、七三六	二、八八三	三、八六一	一、七、七、七、七

八、一九一五年に於ける麥酒の輸入額

英本國	二百五十餘萬ガロン	總額ノ八割六分七厘
日本	九萬	八分七厘
和蘭	一萬八千	三分
米	一萬一千	六厘
獨逸	一萬	四厘
其他	一萬四千	五厘

本邦品は一九一三年度に於ては僅かに五千ガロン

の輸入に過ぎざりしが、一九一四年には六萬五千にして更らに一九一六年度上半期(四月—九月)の總輸入額は百五十萬ガロン、價格二百九十萬留比にして前年度同期に比し、量に於て約二十五萬ガロン價格八十萬留比の増加を示せり、其中英國品百十五萬ガロンにて價格二百九萬留比、本邦品三十三萬ガロン六十三萬留比を主とし、本邦品は一年同期に比し二十一萬ガロン四十三萬留比の増額を見る。

九、金物類及及物の國別輸入額

國名	(自一九一五年四月 至一九一六年三月)	(自一九一六年四月 至一九一六年六月)
英本國	一、五〇、萬留比	一、〇〇、萬留比
日本	一八〇、同	二五〇、同
瑞典	八〇、同	不詳
獨逸	一九、同(拿捕船舶 公賣品)	五、七(公賣品)
同上、種類別輸入價額		

種別	(自一九一五年四月 至一九一六年三月)	(自一九一六年四月 至一九一六年九月)
農具	一〇〇、萬留比	六七、萬留比
建物用金具	一七三、同	六、同
家内用金具	八〇、同	一〇、同
蒸餾鐵器	九〇、同	五〇、同
道具類(農具、機械 用具ヲ除ク)	三一五、同	七六、同
洋燈部分品	二二〇、同	一六五、同
其他	一、三二〇、同	一四五、同
計	二、三八〇、同	九三五、同

十一、砂糖の輸入額及價額

爪哇	一九一三年度	一九一四年度	一九一五年度
量	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇
價格	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇
日	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
埃	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
計	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇

英領印度

國名	一九一五年度	一九一六年度上半期
獨逸	一、三〇〇	一〇、三〇〇
其他	三、六〇〇	一〇、一〇〇
計	四、九〇〇	二〇、四〇〇

十二、銅の輸入額

輸入種類	一九一五年度	一九一六年度上半期
古銅	十萬留比	四萬五千留比
加工せざるもの(銅型等)	百十萬留比	二十萬留比
加工せるもの	六百二十萬留比	百二十四萬留比

第八章 緬甸の外國貿易

一、歐洲開戦前と開戦後に於ける輸入額の比較

物類	一九一三年四月 年度(四年四月)	一九一五年四月 年度(六年四月)
英本國	八、五五	二、七三
日本	一、〇〇	一、〇〇
獨逸	一、〇〇	一、〇〇
總輸入額	一、〇〇	一、〇〇
英本國	一〇八、一〇	一〇八、一〇
日本	一、〇〇	一、〇〇
獨逸	一、〇〇	一、〇〇
計	一一〇、一〇	一一〇、一〇

炭石	黃硫	類紐種各	トシメセ	シ類	ツ、アラ	及ト
總日英 輸入額	合日 計本	輸日佛英 總本國國	總日香英 輸入本港國	總日英 輸入本國	總日英 輸入本國	總日 輸入本國
二五、九〇〇 一三、四〇〇 一三、四〇〇	九〇、〇〇〇 九〇、〇〇〇	〃 〃 〃	八七、〇〇〇 一〇、〇〇〇 九七、〇〇〇	八七、〇〇〇 一〇、〇〇〇 九七、〇〇〇	三〇、九二一 三〇、九二一 三〇、九二一	一、六六六 四、七七八 一八〇、七五五
二五、九〇〇 一三、四〇〇 一三、四〇〇	九〇、〇〇〇 九〇、〇〇〇	〃 〃 〃	八七、〇〇〇 一〇、〇〇〇 九七、〇〇〇	八七、〇〇〇 一〇、〇〇〇 九七、〇〇〇	三〇、九二一 三〇、九二一 三〇、九二一	一、六六六 四、七七八 一八〇、七五五

板子硝	具家製木	魚乾	器磁陶	クーコ
日白英 耳本	日埃獨英 太本	總日海 輸埃殖民地	總日白獨英 輸耳本	總日白英 輸耳本
二二、二七七	三、〇七三	三三〇、〇〇〇 六〇、〇〇〇 三九〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇
二二、二七七	三、〇七三	三三〇、〇〇〇 六〇、〇〇〇 三九〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇

ルービ	器鐵礦珠	の他子其 器製子硝	器食子硝
日獨英總 木邊國額	日埃獨總 木利邊額	日埃佛白獨英 木利國義逸國	日埃白獨英 木利義逸國
一、〇七三、三七七 八六、二九七 一、一五九、六七四	一、〇九四、一六六 三〇〇、九三三 七五五、二三二	一八、三三二 一、五九六 一、五九六	二〇、一九一 二七、九五五 二八、四三三
一、〇七三、三七七 八六、二九七 一、一五九、六七四	一、〇九四、一六六 三〇〇、九三三 七五五、二三二	一八、三三二 一、五九六 一、五九六	二〇、一九一 二七、九五五 二八、四三三

二、本邦への主要商品輸出額

水	白豆	製本家 品除具	具(除紙)	チツマ
日海峽殖民地 木	日海峽殖民地 木	日海峽殖民地 木	日海峽殖民地 木	日海峽殖民地 木
一九一四年度 四九、四四〇	一九一三年度 七六、四七七 一九一四年度 二六、二六八	一九一三年度 一、〇八八、八三三 一九一四年度 一、〇八八、八三三	一九一三年度 一、〇八八、八三三 一九一四年度 一、〇八八、八三三	一九一三年度 一、〇八八、八三三 一九一四年度 一、〇八八、八三三
一九一四年度 四九、四四〇	一九一三年度 七六、四七七 一九一四年度 二六、二六八	一九一三年度 一、〇八八、八三三 一九一四年度 一、〇八八、八三三	一九一三年度 一、〇八八、八三三 一九一四年度 一、〇八八、八三三	一九一三年度 一、〇八八、八三三 一九一四年度 一、〇八八、八三三

牛	二四〇	七四七
鉛	一	九三、〇〇〇
ハラフインラツクス	八五、八五五	一四、三三、六五五
花	一、〇五、七九	六、三、〇
チ	三、一〇九	二八、六九一

三、鐵道 緬甸國內鐵道總哩數は一九一七年三月三十一日を以て終る、年度末現在、一、五九九哩にして國內鐵道は悉く政府の所有に係り之が經營の任に當るは緬甸鐵道會社なり。線路軌幅は一様に一米三二八呎と定まれり。

- A、鐵道幹線
- (一) 蘭貢—マンダレー (三八六哩) || ミイトキイナ
 - (二) (三四一哩) 支線—ベグ—マルターアバン (一一一哩)
 - (三) マンダレー、|| ミインギヤン (七〇哩)
 - (四) マンダレー、|| ラシオ (一八〇哩)
 - (五) 蘭貢—プロオメ (一六一哩)
- 支線—バセイン線 (一一五哩)
- B、緬甸鐵道會社營業成績

九二

年 度	總 收 益	總 經 費	純 收 益
一九一五年	七、七七一、六一	四、五〇、三三七	三、三三六、八七
一九一六年	七、六四一、三三	四、〇六、二七六	二、九七五、八五
一九一七年	八、〇三三、五九	四、七四、八〇八	三、八四七、七九

C、運輸成績

年 度	一九一五年	一九一六年	一九一七年
旅 客	三、〇四、二二三	三、七六、三三〇	三、〇四、三三六
貨 物	—	—	二、三三〇、〇〇〇

D、一九一七年度に於て重要輸送貨物の品目及び數量

項目	數量	大理石	木材	豆類	蔬菜	砂糖	食料品
一、千噸	—	—	—	—	—	—	—
二、千噸	—	—	—	—	—	—	—
三、千噸	—	—	—	—	—	—	—
四、千噸	—	—	—	—	—	—	—
五、千噸	—	—	—	—	—	—	—

一九一七年 10,666,336 1,535,336 2,767,767

B、マンダレー

マンダレー市に於て市街鐵道を經營するは緬甸電燈會社なり其營業成績左の如し

年 度	旅 客 數	運 轉 哩 數	總 收 益
一九一五年	二、五九、〇五	四、八五、三七	六、五、五元
一九一六年	二、五九、〇二	五、二、五七	五、八、六〇
一九一七年	二、六六、〇〇	五、八、九六	六、五、五元

第九章 錫 蘭

一、政體 錫蘭島は一五〇五年葡萄牙人初めて其西南部に殖民地を設け次世紀の半頃に至りて和蘭人の占領する所となり、一七九五年及九十六年に英政府が該島の外國殖民地を占領し之をマドラスの管轄に屬せしが一七九八年之を獨立の殖民地となし一八一五年に至つて土人政府に對し戰爭を宣布し遂に全島を英國の版圖に屬せり。現政體(代議

組織)は一八三一年四月の特許狀及三三年三月及一九一〇年の同補則に基きて立てたるものなり、而して知事及殖民地書記官専ら行政の任に當る。

二、面積及人口 面積は二萬五千三百三十二方哩にして一九一三年に人口大凡四百二十六萬二千九十七人あり。

三、宗教及教育 一九一二年の調査に依れば、宗教信徒は佛教二百四十七萬四千人、婆羅門教九十四萬人、回教二十八萬四千人、耶穌教四十一萬人なり、又一九一〇年に於て正則の學校教育を受くる者三十五萬九千六百五十七人あり。

四、歳入出 歳入は一九一二年度に三百四十一萬千五百二磅、歳出は三百十七萬八千六百六十二磅なり。

五、物産 米、其他穀物、珈琲、椰子、鑛産物には黒鉛あり、鑛山四百五十ヶ所ありて千九百三年の輸出額は五十七萬八百七「ハンドレッドウエー」トに上れり。一九一三年の輸入額は千三百三十萬九千三百八十六磅にして輸出額は千五百六十五萬

七千五百七十磅なり。

六、船舶及郵便 一九一四年一月現在の船舶は風帆船及汽船合計百二十五隻九千六百四十八噸にして鐵道は開通せるもの一九一三年末に六百五哩なり、又一九一三年郵便局四百九十一、電信局百二十、一九一二年に電信線長五千三百六十五哩あり。

七、屬地マルチーフ諸島 は錫蘭の西方四百哩にあり、マク島に住する世襲島長の管轄する所にして年々錫蘭政府に貢税を納む、島長の次官を「フアンデアリー」と稱し僧長兼裁判官なり、十二珊瑚島より成る群島にして椰子樹繁茂し又多く粟其他食用果物を産す。人口凡そ五萬人あり回教を奉じ多少文化の進み航海貿易に熱す。

第四編 蘭領印度

第一章 政治

1、蘭領東印度 全領土を瓜哇及「マズラ」島と其他の外部領地との二部に大別し更らに之を三十八州に分割し「バタビヤ」に總督府を置き中央政廳となし各州に地方廳を設け理事官を駐在せしむ、外部領地内には土人王族監督の必要上より理事官を置かずして知事を任命する地あるも其實質は彼此相同しく又知事の内には軍事上の必要より陸軍將官を以て之に充て軍政と民政とを併用する「スマトラ島」「アチー」州の如き特種の地方あるも之は例外に屬す。

2、行政 中央部の行政機關は始め單一にして財務部に於て百般の事項を管掌したるが一八五五年之を七部と爲し一八六五年六部に減じ一八七一年司法部を新設して七部と爲し一九〇五年更らに農

蘭領印度

第二章 面積、人口、及氣候

務部を設け一九〇八年又官業部を設け目下内務、財務、司法、教務、殖産、工、農、官業、陸軍及海軍の九部と爲し、後更らに農務部内に商業課を設けたり。尙ほ總督の諮問機關たる印度評議會及理財部あり、理財部は和蘭皇帝に直隸し總督及理事六名を勅任とし當領土經費の整理及審査報告を爲し印度評議會は總督の顧問府にして副議長一名評議員四名より成れり。

3、總督 は和蘭皇帝の名を以て蘭領印度を統轄す、總督の下には副總督あり、官房には書記官長、一等書記官、二等書記官隸屬し、總督不在の場合には副總督、印度評議會副議長、印度評議會議員年長者の順序を以て其職務を代理す。

1、位置 蘭領東印度は東經九十五度より百四十一度に至り北緯六度より南緯十三度に亙る龐大なる地域にして瓜哇スマトラ、ボルネオ、セレベス、

及ニューギニアは群島中の尤も大なるものなり、
 亞細亞大陸及濠洲の中間に横りて之が連鎖を爲
 し、太平、印度の南洋より分ちて東西交通の要衝を
 扼せり、經濟上、兵略上尤も重要視せらるる所以な
 り。特に帝國は往年の臺灣の所有により、近く又
 西太平洋諸島の占有に依り日蘭兩國は茲に一葦帶
 水とも稱すべき隣國關係を生じ其政治的經濟的關
 係は向後益々密接なるものあらんとす。

2、面積及人口 面積は總計七十三萬六千四百平
 方哩にして我本土の五倍蘭本國の五十八倍に當
 り、人口約三千八百萬人を有す、内瓜哇は(マヅ
 ーラ島を併せ)面積五萬五千五百四十四方哩諸島
 中最少なるものに屬すと雖蘭領諸島中尤も開發し
 人口三千九萬八千人即全人口の八割以上を占む、
 左れば瓜哇の人口密度は我國より遙に稠密なるも

のありと雖住民は各地に分布して都會に集中せず
 蓋し瓜哇は農業國にして未だ工業の殷盛ならざる
 にも由るならん、都會中人口十萬以上を有するも
 の僅かに四市に過ぎず。
 スマトラは瓜哇に次ぎ開發せる地にして、面積
 十六萬一千六百二十二平方哩人口四百二萬九千人を
 有す。

ボルネオは(蘭領)面積二十一萬二千七百四十二
 平方哩人口百二十三萬三千人。
 セレベスは面積七萬一千四百十平方哩人口八十五
 萬一千人。
 ニューギニア(蘭領)は面積十五萬一千七百八十
 九平方哩人口約二十萬人あり、其人種別統計左の
 如し。

人種別統計表

地別	面積平方基米	土人	歐洲人	支那人	アラブ人	他ノ外國人	合計
瓜哇及マヅラ	三三、五〇八	二九、七五、六八八	六、九七	二、五、一五	一、九、二四八	二、八、三三	三〇、七九、〇〇八

外領	面積平方基米	土人	歐洲人	支那人	アラブ人	他ノ外國人	合計
外領	一、七五、九一五	七、一〇〇、五三二	一、五、九三三	二、六、一六六	一〇、四四〇	三〇、三二	七、六九、三六九
合計	一、九三、四三〇	三六、八五七、二二〇	八、一五、八六六	四、八、一八一	二〇、八八八	三三、一六三	三八、四八八、三三七

3、氣候 蘭領東印度は赤道の南北に連互し太陽
 の直射する處なれば氣候は極めて酷熱にして人類
 の棲息に適せざるが如く想像するも、該群島は四
 圍海洋に洗はれ氣温緩和せらる、故に未開地を除
 く外は尤も健康に適するのみならず、地味の肥沃
 は充分なる熱量と雨量と相俟て動植物の繁殖を促
 進せしむ、近年栽培業の勃興せるもの全く是が爲
 めなり。

4、氣温 氣温は群島到處殆んど同一にして海
 岸地方にありては、最低華氏七十度最高九十度を
 普通とし、本邦に於て往々見るが如く、百度以上
 の高温に達することあり然れども晝夜の温差少く
 又一年を通じて寒暖の變化なきが故人體には倦怠
 を及ぼすものあるが如し。

今瓜哇に於ける氣温の特徴を記せば西部瓜哇にあ
 りては一般、温差殊に少く甚だ單調たるを免かれ

ざるも、東部に赴くに從ひ濠洲の影響を感ずること
 と大を加ふ即ち毎年五月及十月に於けるバタビヤ
 の平均温度は八十度二月に於ては七十八度にして
 平均温差は僅に二度に止まり、而して其一晝夜に
 於ける温差は乾燥季中に於て十三度三分雨季に於
 て八度三分を示すに過ぎざるも東部瓜哇に於ては
 稍事情を異にし、日中温度高騰するも夜間清涼と
 なり殊に山地に於ける一日の温度は一層大なるも
 のあり。

氣温高地に登るに從ひ漸減し平均百米突(三二八
 呎)を増す毎に攝氏半度を減す、即ち左表の如し。

地名	高サ(海抜)		温度	
	米突	呎	攝氏	華氏
バタビヤ	八	三	二六、三	七九、三
スカブミ	六〇〇	一、九三〇	二二、三	七二、一
バンドン	七四	二、四三一	二二、六	七二、七
ナボト	九五	三、一三一	二二、〇	七一、六

六、其二

水道其他

飲料水供給

地方政廳の修繕費

土地の賠償

企業費

特種銀行の準備費

海底電信費

一九〇〇年	二、八五五	四、四三三	一八、四四五	三、六六六	七、三三三	五、六六六	一、〇〇〇
一九〇一年	七、三六六	一、八八八	三、三三三	二、八八八	二、八八八	五、九九九	一、〇〇〇

七、五年間に於ける收税額

年	輸入税	輸出税	國産税	財産移轉税	死亡ニ關スル	印紙税	屠肉税	土地貸附ニ於ケル
一九〇〇年	一、五五五	二、四四四	九、三三三	八、二二二	三、三三三	一、八八八	二、九九九	三、〇〇〇
一九〇一年	二、〇〇〇	三、三三三	一〇、四四四	一〇、五五五	四、四四四	二、九九九	三、三三三	三、三三三
一九〇二年	一、三三三	二、二二二	八、二二二	七、一〇〇	三、三三三	一、六六六	二、二二二	二、二二二
一九〇三年	一、二二二	二、一一一	七、一一一	六、〇〇〇	三、三三三	一、五五五	二、一一一	二、一一一
一九〇四年	一、一一一	二、〇〇〇	六、〇〇〇	五、九九九	三、三三三	一、四四四	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一九〇五年	一、〇〇〇	一、九九九	五、九九九	四、八八八	三、三三三	一、三三三	一、九九九	一、九九九

八、其二

年	輸入税	輸出税	國産税	財産移轉税	死亡ニ關スル	印紙税	屠肉税	土地貸附ニ於ケル
一九〇〇年	一、五五五	二、四四四	九、三三三	八、二二二	三、三三三	一、八八八	二、九九九	三、〇〇〇
一九〇一年	二、〇〇〇	三、三三三	一〇、四四四	一〇、五五五	四、四四四	二、九九九	三、三三三	三、三三三
一九〇二年	一、三三三	二、二二二	八、二二二	七、一〇〇	三、三三三	一、六六六	二、二二二	二、二二二
一九〇三年	一、二二二	二、一一一	七、一一一	六、〇〇〇	三、三三三	一、五五五	二、一一一	二、一一一
一九〇四年	一、一一一	二、〇〇〇	六、〇〇〇	五、九九九	三、三三三	一、四四四	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一九〇五年	一、〇〇〇	一、九九九	五、九九九	四、八八八	三、三三三	一、三三三	一、九九九	一、九九九

第四章 教育

一、農業初等學校 官立私設の二種あれども教科は同一なり官立にありては授業料を徴せず、且必要品を給す、兩者共官民合同の委員會の經營に委し私立は政府の補助金を受く、現今本校は瓜哇及「マズラ」島に十三校、「セレベス」に一校、「スマトラ」に二校を數ふるのみ。

二、師範學校 土人の初等學校教師を養成する師範學校に於ては一九一〇年以後測量に代ゆるに農業を授くること、せり、但し其目的の農業教師を養成するに非ずと其修得せる物理及地理の學識を利用して農業教育に資するにあり。

三、教師講習會 師範學校に於て農業教科を受けざりし教師に對し農業教官及補助より簡單なる講

義を授くる二三の地方あり。

四、高等農業學校 バイデンゾルフにあり、土人農業教官を養成する處とす。生徒は豫備教育を師範學校に受け學年を二年とす、又歐人農園に就職せんとするものは國籍の異同を問はず、入學するを得且更らに一年在學するものとす。

五、獸醫學校 本校は獸醫試驗所の附屬にして専ら土人の獸醫助手を養成する目的にして教授は蘭語を用ひ授業料を徴せず。醫具は官給し後償却せしむ。入學資格は前校と同一なり。

六、家畜検査講習所 前校の小規模なるものにして一九一一年の設立に係り、四箇月を以て卒業せしむ、家畜及肉類検査規則上適當の人物を得ん爲め市費を以て教育せらるゝ生徒多し。

七、徒弟小學校 初等職工學校にして瓜哇及外領

にて數校あり、簡單なる木工、金工、製本或は印刷を教授す。

八、徒弟中學校 バタバヤ、スラバヤ、スマランの大都市に於ては各二百人を收容すべく徒弟中學校あり、初等學校卒業生を入學せしめ修業年限三年乃至四年、工學専門家、稅學官及地方官より成る委員會の管理に委す。生徒は今三校を合せて四六〇あり、學科は木工、機械、金工、織機、造作、製圖、數學、物理、及商品學等なり。

九、美術工業學校 土人の舊家内的美術工業の衰滅を防がん爲め一九〇四年「ガイ」(瓜哇)に設立せられたるものなるも、成績面白からず、凡て土人を以て教師とし彫刻、角具、細工、金工、陶工、製圖を教授す學期二年。

十、中等工業學校 現今の官立の二大工業學校はバタバヤに於けるウイルヘルミナ女王學校及スラバヤに於けるエンマ女王學校なりとす、前者は一九〇一年後者は一九一二年の設立に係り初等教育

の學力あるものを入學せしめ學期四年、數學、蘭、英、獨語、物理、機械、電氣、建築、水力、地質、鑛山、バタバヤのみ測量、木金工等を教授し技師養成を目的とす。昨年(一九一〇年)に於ける在學生バタバヤに三六七名、土人七八名、支那人一六名、スラバヤに二〇九名、土人二六名支那人一名ありたり。

十一、特別工業講習所 一九〇三年バタバヤに設立學期三年、木工及金工の二部に分れ専ら實地作業を教習す、生徒一九一六年四十二名あり。

十二、私立初等徒弟學校 數年前スマランに開校せられ補助金を受く、建築及機械の二部に分る學期三年、在學生徒八十九名あり。

十三、公立高等學校生徒數

年	バタバヤプリン ヘンク校			工業學校		
	中學校五 年マテ	中等 三年	商科 二年	航海 科	機械 科	建築 科
一九〇	一、〇三九	一、〇三九	一、〇三九	一、〇三九	一、〇三九	一、〇三九
二	一、〇三九	一、〇三九	一、〇三九	一、〇三九	一、〇三九	一、〇三九

十四、私立高等學校 (政府より補助せらる) 生徒數

年	實業學校		工業學校		高等女學校	
	冶金 科	木工 科	土木 科	機械 科	普通 科	宗教 科
一九〇	三	二	一	一	一	一
二	三	二	一	一	一	一
三	三	二	一	一	一	一

十五、公私學校の經費及補助額

年	公立學校		私立學校		月謝收入	不足額
	經費	補助	經費	補助		
一九〇	一、一八、七六四	三三、〇八一	一、一八、七六四	三三、〇八一	一、七〇、三三三	九七、四三三
二	一、一八、七六四	三三、〇八一	一、一八、七六四	三三、〇八一	一、七〇、三三三	九七、四三三
三	一、一八、七六四	三三、〇八一	一、一八、七六四	三三、〇八一	一、七〇、三三三	九七、四三三

十六、小學校の數及生徒數

年	歐人校		支、土人		計	
	數	生徒	數	生徒	數	生徒
一九〇	一、九	三、五五二	一、七	二、七六〇	三、六	六、三一〇
二	一、九	三、五五二	一、七	二、七六〇	三、六	六、三一〇
三	一、九	三、五五二	一、七	二、七六〇	三、六	六、三一〇

十七、私學校の數及教師生徒數

圖領印度

1011

南洋年鑑

年	校数	補助在学者	生徒	教師
一九〇〇年	三	二	五、〇〇一	三〇
一九〇一年	三	二	五、三二九	三二
一九〇二年	三	二	四、九三三	三三
一九〇三年	三	二	五、四四四	三三
一九〇四年	三	二	五、九二五	三三

十八、歐人學校經營及補助額

年	經常費	補助額	月謝	不足額
一九〇〇年	三、六四、六七〇	三、〇〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇	三、一〇、〇〇〇
一九〇一年	三、三三、三三七	三、〇〇、〇〇〇	三、三三、三三七	三、〇〇、〇〇〇
一九〇二年	四、〇五、一三七	四、〇〇、〇〇〇	四、〇五、一三七	三、〇〇、〇〇〇
一九〇三年	三、九四、九三〇	三、〇〇、〇〇〇	三、九四、九三〇	三、〇〇、〇〇〇
一九〇四年	四、一、八三三	三、〇〇、〇〇〇	四、一、八三三	三、〇〇、〇〇〇

十九、専門學校生徒數

年	法律學校	官吏養成所	技師養成所	師範學校	私立師範學校
一九〇〇年	一	一	一	一	一
一九〇一年	一	一	一	一	一
一九〇二年	一	一	一	一	一
一九〇三年	一	一	一	一	一
一九〇四年	一	一	一	一	一

第五章 犯罪

1、有罪人種別

年	歐人	土人重罪	土人輕罪	東洋人	合計
一九〇〇年	男 一〇三 女 五	男 二、二四六 女 三、九六	男 二、九 女 二	男 二、九 女 二	男 一、一〇三 女 一、〇〇三
一九〇一年	男 二九 女 〇	男 三、〇七七 女 三、〇八	男 五、〇 女 三	男 三、九 女 二	男 一、一〇三 女 一、〇〇三
一九〇二年	男 一〇三 女 五	男 二、二四六 女 三、九六	男 二、九 女 二	男 二、九 女 二	男 一、一〇三 女 一、〇〇三
一九〇三年	男 二九 女 〇	男 三、〇七七 女 三、〇八	男 五、〇 女 三	男 三、九 女 二	男 一、一〇三 女 一、〇〇三
一九〇四年	男 一〇三 女 五	男 二、二四六 女 三、九六	男 二、九 女 二	男 二、九 女 二	男 一、一〇三 女 一、〇〇三

2、犯罪數

年	被告人数	違警罪	地方裁判ニ關スル	歐人	土人
一九〇〇年	三、三三三	四、〇、〇〇〇	九、九、三三三	五、四、六六六	四、六、四六六
一九〇一年	三、三三三	四、〇、〇〇〇	九、九、三三三	五、四、六六六	四、六、四六六
一九〇二年	三、三三三	四、〇、〇〇〇	九、九、三三三	五、四、六六六	四、六、四六六
一九〇三年	三、三三三	四、〇、〇〇〇	九、九、三三三	五、四、六六六	四、六、四六六
一九〇四年	三、三三三	四、〇、〇〇〇	九、九、三三三	五、四、六六六	四、六、四六六

第六章 商業

1、最近商額農産物の輸出額比較

年	砂糖	茶	纖維	咖啡	煙草	カボック
一九〇〇年	八、九、九〇〇、〇〇〇	七、二、二〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、九、三三三、〇〇〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇、〇〇〇
一九〇一年	八、九、九〇〇、〇〇〇	七、二、二〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、九、三三三、〇〇〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇、〇〇〇
一九〇二年	八、九、九〇〇、〇〇〇	七、二、二〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、九、三三三、〇〇〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇、〇〇〇
一九〇三年	八、九、九〇〇、〇〇〇	七、二、二〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、九、三三三、〇〇〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇、〇〇〇
一九〇四年	八、九、九〇〇、〇〇〇	七、二、二〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、九、三三三、〇〇〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇、〇〇〇

3、最近五年間農産物輸出量

品名	最近五年間農産物輸出量				
	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年
椰子油	五八二	〇〇〇	六四四	一、三三三	一、三三三
檳榔	四、五八〇	七、〇〇〇	七、三三七	四、九三三	四、九三三
纖維	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
砂糖	一、八二二	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
咖啡	一、五八二	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
茶	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三
胡椒	一、五八二	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
白米	七、八二二	七、三三三	七、三三三	七、三三三	七、三三三
糯米	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三
豆	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三
玉蜀黍	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三
其他	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三

(單位1000基瓦或は1000リットル)

蘭領印度

一〇七

2、其二

品名	最近五年間農産物輸出量				
	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年
木材	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
獸皮	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
規那	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
其他	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三

(單位千キログラム)

南洋年鑑

一〇六

規那皮	七,八〇〇	六,五〇〇	七,〇〇〇	九,〇〇〇	六,六七〇
ニネ	一,二〇〇	一〇〇	七,〇〇〇	九,〇〇〇	六,六七〇
Indigo-dried	四,〇〇〇	七,九〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
Indigo-Wet	一,〇〇〇	六,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
護	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
カキナルナ	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
Jaloe toong	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
其種類	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
Arachides	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
油種	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
コナット油	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
石油元油	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
石油	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
ベンツンガリン	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
殘留物	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
機械油	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
ハラフィン	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
アスパルト	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇
カボツタ	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,九〇〇

精製綿	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
未製綿	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
other: Kindsop	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
肉桂	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
Cassia-Fruit(cassia-fabula)	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
ナツメ	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
丁香	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
白胡椒	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
黒胡椒	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
mace	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
錫	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
錫	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
石炭	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
ベンゾイン	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
コロン	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
メヤール	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
Dragon's blood	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
籐	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
ガシヤ	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
マクローナ樹皮	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
アルカナツト	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

6、其二

關領印度

類別	一九〇五年	一九〇年	一九一三年	一九一四年
其他	三,四七五	五,一〇〇	八,〇〇五	五,一〇〇
子類	三,四七五	五,一〇〇	八,〇〇五	五,一〇〇
其他	三,四七五	五,一〇〇	八,〇〇五	五,一〇〇
子類	三,四七五	五,一〇〇	八,〇〇五	五,一〇〇

5、最近輸入品類比較

輸入品類	一九〇五年	一九〇年	一九一三年	一九一四年
織物及衣類	一,〇〇八	三,八六五	四,九三三	四,九三三
米	一,〇〇八	三,八六五	四,九三三	四,九三三
機械類	一,〇〇八	三,八六五	四,九三三	四,九三三
鐵、銅、金屬	一,〇〇八	三,八六五	四,九三三	四,九三三
食料品	一,〇〇八	三,八六五	四,九三三	四,九三三
陶器類	一,〇〇八	三,八六五	四,九三三	四,九三三

4、最近輸出額國別比較 (單位千ギルダ)

輸出目的地	一九〇五年	一九〇年	一九一三年	一九一四年
英國	八,一〇三	二,九〇三	三,九〇三	三,九〇三
印度	二,九〇三	二,九〇三	二,九〇三	二,九〇三
香港	二,九〇三	二,九〇三	二,九〇三	二,九〇三
佛蘭西	二,九〇三	二,九〇三	二,九〇三	二,九〇三
澳洲	二,九〇三	二,九〇三	二,九〇三	二,九〇三
日本	二,九〇三	二,九〇三	二,九〇三	二,九〇三
南洋羣島	二,九〇三	二,九〇三	二,九〇三	二,九〇三
其他	二,九〇三	二,九〇三	二,九〇三	二,九〇三

南洋年鑑

品名	一九〇五年	一九〇年	一九一三年	一九一四年
胡椒	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
檳榔	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
白胡椒	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
樹皮	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
貝殼	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
魚甲	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
干魚	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
海草	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

南洋年鑑	ラ	油	煙	牛	水	三、化學工業	取	染	爆	壓	沃	石	四、金屬類	自	電	鐵	釘	五、木	材
	▲	類	草	飼	牛	業	業	發	發	瓦	土	鹼	類	動	機	道	工	家	木
	吾	吾	六	三	三	二	五	一	三	〇	〇	三	六	二	一	一	三	二	三
	八七三	一、四〇六	一、五五〇	六九	三〇五	七、六六	三〇五	四	四	三	三	三	九	六	二	二	三	二	八
	二六	二六	一六	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二
	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三

馬車	造船所	造船船	七、編物	八、皮	九、其他	十、政府企業	紙	手	電	印	板	板	板	板	板	板	板	板	板	板
車	所	船	物	革	革	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
三	九	二	二	六	一	二	一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三
八	七	二	一	二	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
三	六	二	一	八	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三

個人及政府の合計

一、八三二

五、八〇四

四〇

一〇、〇〇一

二、三六一

一、五〇〇

第八章 鑛業

一、バンカ島の錫鑛業

年	鑛區數	鑛夫平均數	產額	政府賣上量	一ピコルの採掘費	一ピコルの賣價	賣上額	純益
一九一〇年	三六二	一九、八三三	三、七〇七、〇〇	三、八四〇	二四	二四、五〇、九三	三、八四〇	一、五〇〇
一九一一年	三六六	三、二九二	三、五〇、四六	三、八四〇	二四	三、六七、九六	三、八四〇	一、五〇〇
一九一二年	三六六	三、二九二	三、五〇、四六	三、八四〇	二四	三、六七、九六	三、八四〇	一、五〇〇
一九一三年	三六三	三、二九二	三、五〇、四六	三、八四〇	二四	三、六七、九六	三、八四〇	一、五〇〇
一九一四年	一	一	一	一	一	一	一	一

二、ビルトン、シンケブ兩會社の錫鑛業

年	ビルトン	シンケブ	政府ノ採ニ對スル配當	シンケブ、ビルトン	金	價格	銀	價格	ダイヤモンド
一九一〇年	四、五〇一、八三	三、二六、九六一	一、八五八、七五	八、七六八、五九	四、八四七	七、九三、九三	一、五、九七	六、六、九三	一、五〇〇
一九一一年	四、四七、七六	一、八五八、七五	一、八五八、七五	六、三三六、五一	四、一三三	七、五〇、三三	一、五、八二	六、四、〇七	一、五〇〇
一九一二年	四、四七、七六	一、八五八、七五	一、八五八、七五	六、三三六、五一	四、〇〇〇	六、九〇、二〇	一、四、二八	六、九七、二五	一、五〇〇
一九一三年	四、四七、七六	一、八五八、七五	一、八五八、七五	六、三三六、五一	三、八六五	六、三六、一九	一、三、二二	八、七、七六	一、五〇〇
一九一四年	五、一九四、三三	一、八五八、七五	一、八五八、七五	八、〇五三、〇八	三、五〇三	五、七三、九四	一、三、五五	一、四、三三、三九	一、五〇〇

三、金、銀、ダイヤモンドの産額

四、石油及鑛油の輸出

年	石油	ベンジン	ケロソノ	ロカイド	マルビン
一九一〇年	一、五〇、〇〇〇	三、二、六二五	四、八、八九	八、三、九六	一
一九一一年	一、五〇、〇〇〇	三、二、六二五	四、八、八九	八、三、九六	一
一九一二年	一、五〇、〇〇〇	三、二、六二五	四、八、八九	八、三、九六	一
一九一三年	一、五〇、〇〇〇	三、二、六二五	四、八、八九	八、三、九六	一
一九一四年	一、五〇、〇〇〇	三、二、六二五	四、八、八九	八、三、九六	一

五、其二

年	マラワイ	蠟燭	機油	アスマル	グリセス
一九一〇年	七、三三三	一、五二二	一	一	一
一九一一年	七、三三三	一、五二二	一	一	一
一九一二年	七、三三三	一、五二二	一	一	一
一九一三年	七、三三三	一、五二二	一	一	一
一九一四年	七、三三三	一、五二二	一	一	一

第九章 農産

一、爪哇に於ける砂糖栽培面積及産額

面積 産額

二、一九一四年現在護種植付反別

種	面積	産額
爪哇	一、九二、三三三	一、九二、三三三
外	一、九二、三三三	一、九二、三三三

一一九

南洋年鑑

合計	一、〇七五、〇〇	一、〇七五、〇〇
ヨロバ	二、三三三、七五	二、三三三、七五
リベリア	五、九六六、〇〇	五、九六六、〇〇
其他	三、三三三、〇〇	三、三三三、〇〇
小計	一、〇七五、〇〇	一、〇七五、〇〇
合計	一、〇七五、〇〇	一、〇七五、〇〇

第十章 家畜水産

1、五年間に於ける家畜數 (爪哇、マツラ)

一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年
馬	二、八五五、九元	二、八五五、九元	二、八五五、九元	二、八五五、九元
牛	二、三三三、六元	二、三三三、六元	二、三三三、六元	二、三三三、六元
水牛	二、三三三、六元	二、三三三、六元	二、三三三、六元	二、三三三、六元

第十一章 船舶

1、出港船舶別五ヶ年表

船籍	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年
和蘭	船數 三、一八四	船數 三、一八四	船數 三、一八四	船數 三、一八四	船數 三、一八四
英國	船數 三、七六六	船數 三、七六六	船數 三、七六六	船數 三、七六六	船數 三、七六六
獨逸	船數 三、七六六	船數 三、七六六	船數 三、七六六	船數 三、七六六	船數 三、七六六
佛國	船數 三、七六六	船數 三、七六六	船數 三、七六六	船數 三、七六六	船數 三、七六六

2、五年間に於ける水産の輸出

一九一一年	三〇、四八	二、八六四、一九	二、三六六、六五
一九一二年	二九、七九	二、九七〇、四七	二、四四一、五三
一九一三年	二九、四三	三、一八二、四三	二、四九一、六五
一九一四年	二九、四三	三、一八二、四三	二、四九一、六五
一九一五年	二九、四三	三、一八二、四三	二、四九一、六五

2、重要港出港船舶

支那	暹羅	日本	希臘	露國	埃國	丁國	瑞國	米國	諸國	白耳	
一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年
船數	噸數	船數	噸數	船數	噸數	船數	噸數	船數	噸數	船數	噸數
一、八二一	七、七〇一	一、八二一	七、七〇一	一、八二一	七、七〇一	一、八二一	七、七〇一	一、八二一	七、七〇一	一、八二一	七、七〇一
一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七
一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七
一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七	一、三三三	六、四九七

蘭領印度

一一一

第十二章 銀行及金融

一、銀行増資額の比較

銀行名	一九〇〇年	一九一六年	増資額
Javase Bank	六,000,000	六,000,000	—
Nederlandsche Handel my	三,七六〇,000	三,七六〇,000	—
Ned-Indische Pascompt. my	三,000,000	三,000,000	—
Ned-Ind. Handelsbank	三,100,000	三,100,000	—
Koloniale Bank	五,000,000	五,000,000	—
Handelsv. Amsterdam	五,000,000	三,500,000	—
Inter. Cr. & Havig.	五,000,000	五,000,000	—
Rot. entl. only der Vork.	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—
合計	三二,〇〇〇,〇〇〇	三二,〇〇〇,〇〇〇	—

II. The post office Savings-Bank 銀行の預金額及利率

年	預金額	引出額	投資額	均率%
一九一一年	六,七五八,九三三	六,二四七,五五八	八,七四三,八九〇	三.四七
一九一二年	七,〇七三,三三三	六,六一四,四六〇	九,一〇一,八〇〇	三.七

三、郵便貯金局の敷及預金者の數

年	敷	預金者の數
一九一一年	七,三三三,五七〇	九,七四三,〇〇〇
一九一二年	七,五三三,九六〇	九,二五八,〇〇〇
一九一三年	七,五八四,九四二	九,七六三,〇〇〇
一九一四年	八,五三三,九六〇	九,二五八,〇〇〇
一九一五年	七,五八四,九四二	九,七六三,〇〇〇

年	郵便局數	預金者ノ數	歐人數	土人數	東洋人數
一九一一年	三三	九,八七三	四,一九四	四,六六四	四,〇一八
一九一二年	三三	一〇,〇〇〇	四,九四四	五,〇五六	四,八三六
一九一三年	三三	一〇,〇〇〇	四,七三三	五,二六七	五,七三三
一九一四年	三三	一〇,〇〇〇	五,九八一	六,二二二	六,三二六
一九一五年	三三	一〇,〇〇〇	五,七二二	七,〇三四	六,八七四

第十三章 蘭領東印度關稅

定率表

品目	單位	稅率
農產品	從價	一割
穀粉	一基瓦	〇・二五
茶	百基瓦	八・〇〇
煙草 喫煙用及喫煙草	百基瓦	八・〇〇
カロット煙草の如きものは本項中を含む	同	四五〇・〇〇
阿片	同	四五〇・〇〇
果汁 酒精を含有せざる果汁を含む	百瓶	一五・〇〇
「ターペンタイン」及亞麻仁油	從價	六分
植木類	無稅	—
檳榔膏(ガンピール)スマトラ島ヨリ州產	百基瓦	一五・〇〇
椰子及椰子油	同	二〇・〇〇
樹脂	無稅	—
米(粳及精白共)	同	—
農業用種子	同	—
網索、錨索及船舶用漁業用繩索)	同	—
林產品	同	—
木材(挽きたると否とを問はず)船舶及建築用材	同	—
橋、桁、樑及他の丸材等を含む)	同	—
鑛產品	同	—
沸騰水(天然及加工)	百瓩	四・六〇
礦水(天然及加工)	百ストンヌ瓩	四・六〇
石油	百リートル	〇・二五

蘭領印度

無税

石炭、骸炭、木炭

銅 粗製又は特製、鍛鍊又はロールしたもの、

船舶被覆用の板、貨幣用銅、貨幣用金屬、ソ

ロツス、ビーム用銅竿、ボルト、釘、電話用の

銅及青銅線及電氣傳導用の線等を含む

無税

屋根 床用瓦及粘土製煉瓦

同

金銀塊 同

金銀箔 同

鐵 條、竿、葉、軌及附屬鐵具、管、箱、鑄鐵、

鍊、鐵、鐵舟、建築用架橋及其部分品、電鍍板、

其他の鐵板、釘、線、索、鎖、鎖、電線及

其の附屬品(車輛、車輪等は乗車の部を見る可

し)

無税

鐵 (別に掲記せざる鐵器、鑄鐵器、及鍊鐵器具)

鉛 粗製ロールト、又は延ばしたるもの

無税

鋼鐵 條、竿、板、鎖、鐵道用鋼鐵軌、車軸、其他

鐵道用器具(車輛のみ輸入したる場合は各其

れの屬する乗車の種類に依り乗車として課税

す)

同

鋼鐵 別に掲記せざるもの

從價 一割

鋼線類は本項中に含む

無税

錫板 同

同

亞鉛 同

寶玉細工類眞珠及寶石組みたると否とを分たず

無税

工産品

同金及銀製作品 ガルーン、裝飾用品及線

從價 一割二分

鉛製品 他に掲記せざるもの

同

同

亞鉛製品 (色彩其他の塗料を施したると否と

を問はず)

同

一割

ス及リボン、細紐(純又は模造金銀を除く)装

飾料品、線、刺繡、レース織及網布、レース

細工及類似品

從價 一割

左記のものは本項中に含む

シーチング及枕覆ひ(斷ちたるもの)毛布(絹製

又は絹製「スワンスキン」を除く)頭布及肩掛(絹

製を除く)廣東バデスト織、大巾羅紗、麻布、ナブ

キン(斷ちたるもの)、卓子掛(絹製を除く)地氈

及手巾(絹製を除く)

帆布

無税

酒精 攝氏寒暖計十五度の溫度に於て五十「リ

ートル」を含むもの(五十リートル以下及以上は

比例に依る)

亞力油 (燒酒の類)

無税

麥酒 樽詰

六・〇〇

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

亞鉛線類は本項中に含む

錫製品 同 一割

銅製品 (着色及鍍金の有無を問はず)青銅製品

眞鍮製品にして他に掲記せざるもの

同 一割

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

(泡起するもの)

同 二一・〇〇

食酢

從價 一割

食鹽

百基瓦 一二・〇〇

食鹽外の鹽

スマトラ島西部タバスリ州及アチーン州の一部にのみ適用す 百基瓦 一〇・〇〇

スマトラ島東部沿岸一帯に適用す 同 一〇・〇〇

但し沿岸漁場に於ける小海老貯蔵用は無税とす

税とす

其他の地方

同 六・五〇

工業用は「パタビヤ」、「チエリボン」、「チガル」、「ベカロンガン」、「スマラン」、「スラバヤ」、「ラチャップ」、「バダン」、「バレンバン」、「ペラワンデー」、「バンカラン」、「セボガ」、「メナド」、「ゴロンタロー」港に限り輸入を許す 同 二一・〇〇

肥料

無税

石灰

無税

セメント

同

「ペイント」液體樽又は罐入從價 八分

瀝青

無税

燐寸

同 六分

(別に直接國税として軸木の一方に硝薬を附したるものは一小箱七十九本迄一哥に付七十仙を課し五本を増す毎に五仙を増す)

煙燭

百基瓦 一一・〇〇

葉巻煙草及紙巻煙草

同 五〇・〇〇

機械及機關(工業用、農具、學術用及器同部分品但し部分品は税關吏の認定を要す) 無税

消火用機械、防火用品、防火用唧筒及同附屬品「トランスミッション、ベルト」印刷版及プレス消火器、瓦斯計量器、工場用護謄、裁

衣器、消防夫用假面等は本項中に含む

器具(理化學器、醫療器及視學器) 無税

木製品 從價 六分

家具、瓦斯及電氣以外の「ラムプ」

從價 六分

他に特掲せられざるもの同

鏡臺、臥褥等は本項中に含む 一割

樂器

同 一割

時計(掛時計及懐中時計)

同 六分

火藥

同 六分

彈藥類は火藥の税を拂ふべきものとす

銃砲及同部分品 同 六分

小銃、拳銃等の類は本項中に含む

寫眞機械及同部分品 同 六分

乗車及同部分品 同 一割

鐵道用車輛及同部分品は無税とす本項中には

自働車等の類を含む

陶器及土器 同 六分

香水 酒精を含ませざるもの又は酒精を以て調合せざるもの 同 一割二分

紙類 各種の壁紙、樂譜用紙、板紙マールペ

蘭領印度

「バー、厚紙、複寫木、レジユスター、罌引もの」と否とを問はず 從價 一割

衣服類 製造したるもの(織り又は編みたるもの) 同 一割二分

手袋、帽子、靴足袋、小間物、洋傘、日傘等は本

項中に含む

凍水 無税

畜產品

生牛 一頭 二一・〇〇

生豚 同 〇・五〇

馬 從價 六分

騾馬及驢馬 無税

其他の家畜、犬、羊、小羊 同

獸炭(肥料) 同

獸脂 同

革類及其製品 同 一割

靴、靴及靴製造者の製品類は本項中に含む

飲食品

生肉類 從價 一割二分
 食料品(他に掲記せざるもの)同 一割二分
 飲料品(同) 同 一割二分
 鹹魚、乾魚(箱、罎、罐等類に詰めざるもの) 同 一割

雜品 同 六分
 小間物類、本項中には左の諸品を含む

小飾り物、(金銀を除きたる)
 ガルーン(擬)。小刀及刀物。
 玻璃製擬珊瑚及其他の玻璃製雜貨。
 鍍金銀製婦人衣服裝飾及鍍金銀器。
 通稱ヌーレンベルヒと稱する物品。
 小車及小兒車。
 小形鏡、紙又は木製の框を有するもの。
 木、紙及張子製の裁縫箱及鼻煙盆。
 煙管及煙管用管。眼鏡。
 「レオニツシユ」製造品及ピアノ糸。

玻璃製飾玉。呼鈴、家畜及鷹用鈴。
 針箱。夜燈(Night Lamp)。
 シガー箱。紙製ラッパ及袋。
 視器(張子及ブリキ製の小形望遠鏡を含む)
 各種骨製品。普通時計用鍵。
 衣服、馬、齒及毛髮用刷毛。
 金銀の光片。金銀製小物。鍍力板。
 金銀製の模擬品。模造絹糸。
 擬金銀製の平紐及細紐類。
 鈕釦(金銀銅鐵以外の)釣針。
 文房具類 從價 六分
 骨牌(洋式) 一基瓦 一・二〇
 清國式 同 〇・二五
 繪畫 無稅
 書籍、地圖及海圖、版行畫、腐蝕圖及樂譜一枚
 もの、綴りたるもの 同
 別に掲記せざる物品 從價 六分

第十四章 労働者及賃銀

一、契約労働者人種別三年比較表(各年末現在)

瓜哇人(瓜哇東部及中部)	一九二一年	一九二二年	一九二三年
スンダ人(瓜哇西部)	一〇、四七	一〇、四七	一〇、四七
其他の土人	四、五七	四、五七	四、五七
支那	七、七〇	七、七〇	七、七〇
其他の亞細亞人	四	四	四
計	一九、一八	一九、一八	一九、一八

二、外領労働賃銀州別三年比較表

スマトラ西海岸州(パダン方面を含む)	一九二一年	一九二二年	一九二三年
私用人夫頭	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇
私用人夫	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇
鐵道及トラム人夫	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇
普通雇人	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇
石工、大工及治金工	〇・八〇	〇・八〇	〇・八〇
私用人夫頭	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇
私用人夫	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇
鐵道及トラム人夫	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇
普通雇人	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇
石工、大工及治金工	〇・八〇	〇・八〇	〇・八〇
機械工人夫頭	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

スマトラ東海岸州(メダン地方を含む)

私用人夫頭	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇
私用人夫	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇
鐵道及トラム人夫	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇
普通雇人	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇
石工、大工及治金工	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇
私用人夫頭	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇
私用人夫	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇
鐵道及トラム人夫	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇
普通雇人	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇
石工、大工及治金工	〇・八〇	〇・八〇	〇・八〇
機械工人夫頭	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

ボルネオ西州(ボンチアナク地方を含む)

私用人夫頭	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇
私用人夫	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇
鐵道及トラム人夫	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇
普通雇人	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇
石工、大工及治金工	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇
私用人夫頭	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇
私用人夫	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇
鐵道及トラム人夫	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇
普通雇人	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇
石工、大工及治金工	〇・八〇	〇・八〇	〇・八〇
機械工人夫頭	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

石工、大工及冶金工	〇・六二一・五	〇・六二一・五	〇・六二一・五
人	〇・五九〇・六	〇・五九〇・六	〇・五九〇・六
支那人	一・三八一・三	一・三八一・三	一・三八一・三
石工、大工及冶金工	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
機械工人夫頭	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
セレベス州(セレベス島南部マカッサルを含む)			
私用人夫頭	〇・五	〇・五	〇・五
私用人夫	〇・五	〇・五	〇・五
土人	〇・五	〇・五	〇・五
普通雇人	〇・五	〇・五	〇・五
石工、大工及冶金工	〇・九七一・九	〇・九七一・九	〇・九七一・九
人	〇・五	〇・五	〇・五
支那人	一・三二二・〇	一・三二二・〇	一・三二二・〇
石工、大工及冶金工	一・三二二・〇	一・三二二・〇	一・三二二・〇
機械工人夫頭	一・三二二・〇	一・三二二・〇	一・三二二・〇
メナド(セレベス島北端)			
私用人夫頭	〇・五	〇・五	〇・五
私用人夫	〇・五	〇・五	〇・五
土人	〇・五	〇・五	〇・五
普通雇人	〇・五	〇・五	〇・五
石工、大工及冶金工	〇・五	〇・五	〇・五
人	〇・五	〇・五	〇・五
支那人	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
石工、大工及冶金工	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
機械工人夫頭	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
三、瓜哇島労働			

瓜哇島には契約移民の制度なく各種の農園は其地方にある移民取扱人の手を経て必要なる労働者を召集し其事業の經營に資するも數年來既設事業の外に各種の栽培又は新生産業起り少なからざる勞力を要するに至りたるを以て賃銀は一般に上騰の傾きあり従來頗る低廉なる賃銀を利用し殖産興業に従事したる者は目今其善後策に汲々として或は労働者取締に關する規則の發布を望み、或は鐵道運賃の低下を希望する者あるも其賃銀は外部の領土に比すれば、今尙ほ低廉なる政府事業の大宗たる珈琲其他の事業は一部強制的勞力を利用することをして以て政府は努めて瓜哇移民の外國移住を防遏するの何等の手段を採らず、然れども外部領土に於ける各種事業の發展と土人智識の進歩とは次第に其賃銀を引上げ瓜哇と雖、労働問題は早晚世人の注意を惹くに至るべし。

目下瓜哇に於ける労働賃銀は甚だ低く地方にありては普通労働者一日の賃銀最低二十仙最高五十

仙の程度とし労働の方法は一般に請負制度にして仕事に應じ、一定の割合を以て賃銀を仕拂ふものとす、一例を擧ぐれば珈琲又は護謨園に要する普通労働者は一八・八五米平方の地積即ちバトク(土人普通一人一日分)を開墾整理し蘭貨二十五仙(日貨二十錢)の給料を得、又五、六年生の護謨樹より一日半「カッチー」の護謨を採集し蘭貨二十五仙(熟練せる者は午前六時に始め午後一時に終る)の賃銀を得るものとす、珈琲實の採集は重に女子を使用し熟練せるものは一日に二十五仙乃至三十五仙を得るも普通其半額なり、又珈琲實を舂きて外皮を剥ぐ女工は一日約十五仙を得ると云ふ瓜哇人の普通労働者は午前六時に就業し、同十一時に一旦歸宅の上朝食を済まし午後一時又は二時より再び業に就き午後六時に終る其間約十時間労働して一ヶ月約七盾半を得るものとし之より一ヶ月の食費を差引くときは約二盾五十仙の衣服費其他を得るに過ぎず。

瓜哇労働者は必ず其家族を同伴す瓜哇内地農園に於ける普通一戸の食費内譯約左の如し。

白米	二・〇〇	鹽	〇・二五
乾魚	一・五〇	野菜類	〇・七五
煙草	〇・五〇	計	五・〇〇

尤も勤勉なる労働者は前記割當ての面積を整理し、尙ほ其餘暇に米田其他を自作し耕主と地主と其收穫を折半するものもあるも其類例甚だ少なし、又目下瓜哇にある農園經營者の一般に苦痛とするは瓜哇島住民一般の習慣として、必ず其賃銀の前貸を請求すること、労働に關する保護は労働者に厚く雇主に薄きことにあり、彼等には普通一ヶ月分の賃銀に相當する金額を前貸し少なからざる募る農園あれば期日ならずして去て其農園に赴かん

とす、然れども外部領土の如き移民取締規則なきが爲め強制的に之れを引き留むること能はず故に已むを得ず、労働者の保護と給養とを厚くし其逃

亡を防遏するの外なく其結果徒に農園經營費を膨脹せしむるものあるが如し。

最近三年間(自一九一一年至一九一三年)瓜哇島の三大商港たるバタビヤ・スマラン・スラバヤ三市並に瓜哇東、西、中三部に於て殖産工業の最も盛なる州内の平均勞働賃銀比較表を左に掲記す。

四、瓜哇島主要地勞働賃銀三年比較表

バタビヤ市	一九一二年			一九一三年			一九一四年		
	私用人夫頭	鐵道及トラム人夫	普通雇人	私用人夫頭	鐵道及トラム人夫	普通雇人	私用人夫頭	鐵道及トラム人夫	普通雇人
石工、大工及治金工	0.75	0.50	0.30	0.80	0.55	0.35	0.85	0.60	0.40
機械工人夫頭	1.00	0.70	0.40	1.10	0.80	0.50	1.20	0.90	0.60
スマラン市	0.60	0.40	0.25	0.65	0.45	0.30	0.70	0.50	0.35

スラバヤ市	一九一二年			一九一三年			一九一四年		
	私用人夫頭	鐵道及トラム人夫	普通雇人	私用人夫頭	鐵道及トラム人夫	普通雇人	私用人夫頭	鐵道及トラム人夫	普通雇人
石工、大工及治金工	0.70	0.45	0.28	0.75	0.50	0.32	0.80	0.55	0.38
機械工人夫頭	0.90	0.65	0.35	1.00	0.75	0.45	1.10	0.85	0.55
スマラン市	0.55	0.35	0.22	0.60	0.40	0.28	0.65	0.45	0.32

スマラン州(瓜哇南部)	一九一二年			一九一三年			一九一四年		
	私用人夫頭	鐵道及トラム人夫	普通雇人	私用人夫頭	鐵道及トラム人夫	普通雇人	私用人夫頭	鐵道及トラム人夫	普通雇人
石工、大工及治金工	0.65	0.40	0.25	0.70	0.45	0.30	0.75	0.50	0.35
機械工人夫頭	0.85	0.60	0.30	0.95	0.70	0.40	1.05	0.80	0.50

第十五章 雜

一 蘭領東印度駐在各國領事館

獨逸	バタビヤ・スマラン・スラバヤ・メダン
佛蘭西	バタビヤ・スマラン・スラバヤ・メダン・マカッサル
米國	バタビヤ・スマラン・スラバヤ・メダン・マカッサル
白耳義	バタビヤ・スマラン・スラバヤ・メダン・マカッサル
丁抹	バタビヤ・スマラン・スラバヤ・メダン・マカッサル
諸國	同 六 港
英吉利	バタビヤ・スマラン・スラバヤ・メダン
伊太利	バタビヤ及スマラン二港
瑞典	バタビヤ・スマラン・スラバヤ・メダン及マカッサル四港
葡萄牙	バタビヤ・スマラン・スラバヤ及マカッサル三港
暹羅	バタビヤ・スマラン及スラバヤ三港
埃洪國	バタビヤ・スマラン及メダン三港
日本	バタビヤ一港 支那 土其其 同 瑞西 同
西班牙	バタビヤ一港

前記の十七箇國中目下正式領事官をバタビヤに駐在せしむるは英國(總領事) 支那(同) 土耳其(同) 獨逸(同) 佛蘭西(副領事) 白耳義(同) 日本(領事) 米國(同)の八箇國にして其他は皆名譽總領事又は名譽領事を此地に置く而して各國共バタビヤ駐在の領事をして地方にある名譽領事館又は副領事館を統轄せしむるの方式を採れり。

二、度量衡

當地方現行度量衡は和蘭本國の分と當地慣用の分とを併用し地方により土人慣用の度量衡を異にするも此處には主として現在瓜哇島に行はるゝものを採録し尙ほ本邦現行の分と對照の便を圖り我が農商務省の調査に係る日、英、佛三國度量衡比較表を示せり。

A、日、佛、英三國度量衡比較表

距離又は尺度
一 里 三・七五三三三三 一 哩 二・四四三三三三

Table with columns for units (e.g., 一 里, 一 町, 一 間) and their equivalents in other units (e.g., 一 哩, 一 町, 一 間). Includes sub-sections for 面 (Area) and 容 (Volume).

一 斤 六・〇〇〇〇〇〇〇
一 匁 三・七五〇〇〇〇〇
一 瓦 常用 一・三三三三三三三
一 瓦 金量 二・二二二二二二二

當地方慣用の度量衡表

距離及尺度
Metre 5,1853 Rhineland Foot
Rhineland Foot 0,313947 Metre
Paal 1,506,94 Metre
Sinnatra Paal 1,851,85 Metre
Amsterdam el 0,08781 Metre
Geographical Mile 7,420,4 Metre=4,611 English Mile = 4,924 Paal
Fathom (Amst.) 1,69878 Metre

面積

Square Geoz. Mile 24,2475 Square Paal=7,756,2 Bouw
100 Hectre 1 Square, K.M.=140,9147 Bouw
Square Paal 320 Bouw
Bouw or Baloe 7,006,5 Square Metre=1,7387 English Acre
Djoeng 2 Bouw (West Java)
Panjar 4 Bouw (East Java)

蘭領印度

容量

Batavia Kan 1,5751 Litre
Batavia Ton 0,9283 Hect Litre
Loggers 388 Batavia Kan=588,15 Litre
Kojan 32 Pikols=1,976,36 K.G.
Register Ton 288 cubic Metre
Toombak 6,684 cubic Metre
Gantang 8,5766 Litre = 1/2 Pical
Taker 17 Batavia Kan=25,77 Litre
Batok 1/2 Gantang=1,07 Litre
Koti 20 Pounds Tobacco
米量(瓜哇西部及私有地慣用)
Poljotg 5 Kattie(粉糖一束)
Gedeng, Pinjar, Kikat 2 Poljotg
Sanggan 5 Gedeng=60 Pounds
Tjiang 2500 Amsterdam Pounds
米量(瓜哇東部スラバヤ・パッサルアン・パンスキー三州及マツラ島慣用)
Ikat 6 Kattie
Glajong 2 Ikat=12 Kattie
Kampot 5 Glajong=60 Kattie

卸賣 百分の一・五—百分の二・〇
 小賣 百分の五・〇—百分の七・五
 解賃 瓜哇の三大港中バタビヤ新港を除けば皆解賃を以て貨物を本船に積込み又は積卸さるるべからず其解賃は港灣の状況と取引の模様とにより一定するを得ざるは商事の常なるも此處には日瓜貿易の中樞たるスラバヤ港にある一解舟會社の定率表を掲載す。

會社の手にて税關揚 私人雇入人夫にて税關以外の地揚

普通貨物	立	方	米	一・四五	一・三五
箱物其他容積によるもの	立	方	米	〇・一〇	〇・〇八
同 重量によるもの	同	同	同	〇・一〇	〇・〇八
鐵器(一個二千斤以下のもの)	同	同	同	〇・一〇	〇・一〇
同(一個二千斤以上のもの)	同	同	同	〇・一〇	〇・一〇
機械類容積によるもの	立	方	米	二・〇〇	一・八〇
同 重量によるもの	同	同	同	〇・一〇	〇・一〇
小額積込み又は積取り	船積證書面			〇・五〇	〇・三〇
特 定 品	箱			〇・〇九	〇・〇九
炭 酸 水	箱			〇・九五	〇・八五
空瓶又は壘(大形)	個			一・〇〇	一・〇〇
硫酸鐵器入	箱			二・四〇	二・〇〇
五十噸(一噸千斤)以上の貨物	「コイヤン」(千八百斤)			二・四〇	二・〇〇
セメント	同			二・四〇	二・〇〇
肥料	同			二・四〇	二・〇〇
樹 脂	同			二・四〇	二・〇〇

亞鉛板の類 同
 鐵 棒 類 同
 鐵 炭 同

備考 日本雜貨類のスラバヤ港陸揚解賃は並通三十擔、コイヤンに付關貨一盾五十仙とす

五、瓜哇と世界各地との時差

瓜哇島の中央標準時は中部にあるスマラン市の經度により我が東京との時差は二時間に於て瓜哇の正午十二時は東京の午後二時に相當す又瓜哇の正午十二時に於ける世界主要地の時刻は左の如し

アマステルダム	前	五・〇〇	リ	ス	ホ	ン	前	四・五〇
ブリュッセル	同	五・〇七	マ	ド	リ	ー	ド	同
伯 林	同	五・四三	ミ	ュ	ン	ハ	ン	同
カルカッタ	同	二・〇三	紐					同
シユネーブ	同	五・五	マ	ラ	マ	リ	ホ	前
漢 堡	同	五・三〇	巴					同
コペンハーゲン	同	四・〇〇	ペ	テ	ル	グ	ラ	ー
コンスタンチノ	同	六・四三	北					同
倫 敦	同	四・五〇	リ	オ	デ	シ	ャ	ホ
羅 馬	同	五・四三	維					同

又蘭領東印度の全部を通ずる標準時なく各地共

蘭領印度

其地方に相當する時間を用ふるものと瓜哇の標準期を其儘利用するものとあり瓜哇一島を除けば其時間は區々なるもセレベス島の南部マカッサー及スマトラ島南部バダン方面は瓜哇の標準時に比し約十五分の差異を示すに過ぎざるものとす

六、銀行休日

銀行の休日は元旦、グロッドフライデー・イースター・モンデー、和蘭皇婚誕辰日、和蘭ヅリアナ内親皇誕辰日、アクセツションデー・ホワイトモンデー、和蘭皇太后誕辰日、和蘭皇帝誕辰日、クリスマスデー・ボックシングデー、總督就任日、バイテンゾルグ及バタビヤ競馬日並に土人及支那人の元旦なり

第五編 比律賓諸島

第一章 歴史及政治

歴史 一千五百十九年八月十日西班牙人「プアジナンド、マゼラン」西半球を廻りて世界一週を企て一年七ヶ月を経、一五二一年三月十七日始めてこの群島の一角に上陸し同三十一日レイテ島の南隣小島に於て十字架を樹て占領の儀式を行ひサンラザロ島と名く、後二十一年を経て西班牙人「フィラロボス」再びこの群島を占領し、西班牙太子「フィリップ」の名に因み「フィリピン」群島と名けしも未だ確實に領有したるに非ず、眞に西班牙の権力下に移りたるは、一千五百七十一年西班牙人「レガス」が本國の遠征隊を率ゐ來て此の群島の酋長を降し「マニラ」を取り盡く附近各地を征服したるときに始まる。爾來三百二十八年繼續したる領土も一八九八年米國との戦争に敗れ、同年十二月十日講

和委員の調印したる條約に依り西班牙より合衆國へ讓與せり。
 位置及面積 北は臺灣より南はボルネオ及モラカス諸島に連り南北十六度東西九度の廣さに互る島數三千四百一十一にして最も大なるを呂宋及ミンダナオの二島とす。面積はスール諸島を併せ總計凡そ十二萬七千八百五十三方哩にして内四萬三千七百七十五方哩は呂宋島、四萬五千五百五十九方哩はミンダナオの面積なり、全群島の首都をマニラとす。

政治 本諸島中央政治は、一名の文官總督之を行ふ現今の總督は、フランシス、バルトン、ハリソンにして一九一三年八月二十二日任ぜらる、又八名の委員(内四人米人、四人は比律賓)ありて立法の任に當る、行政機關は内務、大藏及司法、商務及警察、教育の四部に分れ、各部の長官は三名の米人、委員一名の比律賓人を以て之に充つ。
 人口 一九一四年の總人口は、八百九十三萬七千

五百九十七人なるが、一九〇三年の調査報告に據る一萬人以上の島嶼人は左の如し。

島名	人口	島名	人口
呂宋	三、七六、五七〇	サマル	三、三六〇
シンドロ	二、六、三六二	パンガラオ	一、四、四三〇
パネイ	七、三、六四六	マリナバエ	五、〇、〇一
バシラン	二、七、〇一七	シヤスシ	二、八、七七一
セブ	五、九、二、四七	シキヨル	四、〇、三三
ダブラス	二、四、六、六八	バラガア	二、〇、九、八
ミンダナオ	四、九、〇、四四	サオロ	四、七、五八
グイマラス	二、一、三、〇六	シプヤン	二、〇、七、二六
ネグロス	四、〇、七、七六	カタンガアネス	五、二、二六
ビララン	一、九、一、四七	チカオ	一、〇、一、三
レイテ	三、七、六、六二	カミグイ	三、〇、三、四
パント	一、八、三、三三	其他二百九十四島	二、六、一、八七
ボホール	三、三、一、一八	マスバタ	二、九、四、二
マクタン	一、七、五、四〇	總計	七、〇、五、四三

右總計の内六百九十八萬七千六百八十六人は開明人にして六十四萬七千七百四十人は未開の土人とす。

比律賓諸島

首府マニラ千九一〇年の人口は二十三萬四千四百九人にして毎年夏期に首府をバクイオに移すこと恰かも印度のシウラに於ける如し。

歳入出 一九一三年六月三十日に終る總歳入出は共に二千二百萬八千八百八十八弗にして一九一四年の輸入米貨五千六百一萬五千五百七十弗、輸出米貨五千九十八萬八千四百四十一弗あり。

主要物産 主要物産は麻、砂糖、珈琲、米、コブラ、葉煙草、葉卷煙草及藍靛等にて金鑛は呂宋島にて採掘し其景況良好なり。

出入港船舶 一九一六年六月三十日に終る年度に於ける入港船舶七百二十三隻、百五十九萬九千四百二十一噸なり。

第一章 農業

一、耕作反別及生産額(總務局の調査に依る)

種類	耕作反別	生産額
米	二、九四、五、六	一、一、〇、七、八、〇〇

玉蜀黍	一、四三、〇三七	九、二四、七〇七
麻	一、二九、五六六	三、七〇、五九四、七七
椰子實	八四〇方哩	二、五三、三〇九、八〇八
同油	二〇一、四三五	一、八四七、四七六
砂糖	一三三、四四八	三、五八、八〇〇
煙草	一三三、四四八	六、六二四、九三二

二、米、最近五年間の産額

年度	耕作反別	米生産額	一噸當	總價格
一九〇〇	二、八五、七三三	三、〇〇、九二四	三、〇〇	三、七〇、九三〇
一九〇一	二、九四、七〇〇	三、〇〇、九二四	三、〇〇	三、七〇、九三〇
一九〇二	二、九四、七〇〇	三、〇〇、九二四	三、〇〇	三、七〇、九三〇
一九〇三	二、九四、七〇〇	三、〇〇、九二四	三、〇〇	三、七〇、九三〇
一九〇四	二、九四、七〇〇	三、〇〇、九二四	三、〇〇	三、七〇、九三〇

三、麻、最近五年間の輸出額

年度	輸出量	價格	總輸出額	一噸に對する平均地方價格
一九〇〇	一七〇、八八八	一七、〇〇〇、九三三	二、九〇、〇〇〇	一、〇一、九二
一九〇一	一七〇、八八八	一七、〇〇〇、九三三	二、九〇、〇〇〇	一、〇一、九二
一九〇二	一七〇、八八八	一七、〇〇〇、九三三	二、九〇、〇〇〇	一、〇一、九二
一九〇三	一七〇、八八八	一七、〇〇〇、九三三	二、九〇、〇〇〇	一、〇一、九二
一九〇四	一七〇、八八八	一七、〇〇〇、九三三	二、九〇、〇〇〇	一、〇一、九二

四、麻栽植反別地方別(一九一三年六月末)

州名	耕地面積
アルペー州	二、九一、五五
アムボス、カマリネス州	一、七二、〇一八
ソルソガン州	一、五七、八二五
レーテ州	二、〇、九四八
サマール州	六、一四八
モロー州	四、二五〇
ミサミス州	三、一七
スリガオ州	一、四、三六
其他諸州	八四、九七三
計	九〇九、八四九

五、椰子、最近五年間の輸出額

年度	數量	價格	平均相場	全貿易に對する割合
一九〇〇	一〇、五五五	六、六五七、七〇〇	六、三〇	三、二
一九〇一	一〇、五五五	六、六五七、七〇〇	六、三〇	三、二
一九〇二	一〇、五五五	六、六五七、七〇〇	六、三〇	三、二
一九〇三	一〇、五五五	六、六五七、七〇〇	六、三〇	三、二
一九〇四	一〇、五五五	六、六五七、七〇〇	六、三〇	三、二

六、砂糖、最近五年間の輸出額

年度	數量	價格	一噸の相場	全貿易に對する割合
一九〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇	一、〇〇
一九〇一	一、〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇	一、〇〇
一九〇二	一、〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇	一、〇〇
一九〇三	一、〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇	一、〇〇
一九〇四	一、〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇	一、〇〇

七、同上全島に於ける耕地面積(一九一三年)

耕地面積	生産額	總價格
一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇

八、煙草、最近四年間の産額

年度	耕地面積	生産額	一エーカー一英反の産額	總生産價格
一九〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇	一、〇〇、〇〇〇
一九〇一	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇	一、〇〇、〇〇〇
一九〇二	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇	一、〇〇、〇〇〇
一九〇三	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇	一、〇〇、〇〇〇

九、各種煙草輸出額(一九一三年度)

葉巻煙草	三、七〇、七三六	三、三三、七三六
紙巻煙草	三、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
其他煙草	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇

十、材木、五年間の輸出

比律賓諸島

第三章 商業

一、米國領有後に於ける十五年間の貿易表

年度	米國向	他諸外國	合計
一九〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇、〇〇〇
一九〇一	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇、〇〇〇
一九〇二	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇、〇〇〇
一九〇三	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇、〇〇〇
一九〇四	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇、〇〇〇

イロイロ	二五、七	二四、八	二六、一	二七、〇	二八、八	二九、〇	三〇、六
セブ	二五、八	二五、七	二六、七	二七、一	二七、六	二八、二	二八、八
ダグーバン	二五、三	二五、五	二六、六	二七、七	二八、九	二九、五	三〇、一
サンイシドロ	二四、四	二四、七	二五、五	二六、九	二七、九	二八、二	二八、八
レカスビ	二五、二	二四、八	二五、七	二六、九	二七、三	二七、八	二八、一
タクロパン	二五、六	二五、三	二六、九	二七、七	二八、八	二九、四	二九、六
タルラツク	二五、二	二五、七	二六、一	二六、四	二六、八	二七、〇	二七、二
ダバオ	二六、三	二六、三	二六、六	二七、〇	二七、〇	二七、二	二七、二
ザムボアンガ	二六、三	二五、七	二六、四	二六、一	二六、一	二六、二	二六、二
パギオ	一七、三	一七、四	一八、〇	一八、六	一八、九	一九、〇	一九、〇
サンフェルナン	二四、五	二四、九	二五、五	二六、二	二六、六	二六、六	二六、六
ド、ア、リニオン	二四、五	二四、九	二五、五	二六、二	二六、六	二六、六	二六、六
カルバヨーク	二五、〇	二四、八	二五、〇	二五、三	二五、三	二五、三	二五、三

交通

電信線は水底線を合せ五千九百二十哩、一九一六年末鐵道哩数は七百四十七哩にして更に近き將來に於て百七十餘哩の敷設を見んとす。

在留日本人職業別(一九一五年)

大工	一、二三五	漁業	三〇四
木挽	三四五	家内労働	三三五
各種職工	二七〇	保母	一〇五
商店員	四一三	醜業者	五〇〇

眞珠採貝 二五九
飲食店 五四八
農業 一、七五一
合計 六、〇六五人

第五章 各州の狀態と物産
一、アブラ州 (Abru)
位置、面積、人口 呂宋島の北部に在り、面積一、一七二平方哩、人口五一、八六〇人。
氣候、交通 氣候は涼しく空氣乾燥にして健康地

に屬す、交通は一般に山多く大なる河に依りて二分せらる、河に於て竹の筏と、陸に於て水牛に依るのみ。
物産 煙草、珈琲、コ、ア、玉蜀黍、米、甘薯及野生の蠟、蜂蜜、樹脂等あり。森林中より良材を出す。

二、アルバイ州 (Albay)
位置、面積、人口 呂宋島の南部に在りて北はカマリネス州に接し南はサンベルナルデの海峡に東は太平洋に面し西はソルソゴン州に隣す、尙ほこの州に屬するカタンズアネス島ありて太平洋岸近く横われり。面積一千七百八十三平方哩、人口一四〇、三二六人内支那人二千五百人あり。

氣候、交通 稍々濕氣を帯ぶも良好にして健康地なり。此州は廣潤なる低地あるも一般に山多く、州の一端より他の端に到る四輪車を通ずるに足る道路一あるのみ。
都邑 アルバイ、バカカイ、バガマノク、バラス、比律賓諸島

バト、カロールボン、カマリグ、カラモラン、ダラガ、キノバダン、ホベリヤル、レザスピ、リホグ、リガラ、マリ、ポット、マリナオ、マニト、ラアス、パンダン、バヨ、ボランギ、ラブラブ、タバコ、ピカピラクの二十七ありてアルバイを以て首邑とす。

物産 主なるは麻にして一ケ年の收穫一千擔以上あり、米、椰子實、椰子油、珈琲、果物、蔬菜、石炭、硫黄の産あり。

三、アンボス、カマリネス州 (Ambos Camarines)
位置、面積、人口 此州はカマリネス州に接し南洋に面し南はアルバイ州に依りて境し東はカタンズアネス島を控へ西はタバサ州に隣す、面積三千二百七十九平方哩、人口二十三萬九千四百〇五人あり。
氣候、交通 氣候良好にして健康地なり、交通は東部に於て稍々山を見ると雖も、概して州内平坦

にして道路は州内を通じて比較的良し。都邑の數三十九にして又エバカセレスを以て首邑とす。

物産 麻を以て第一とす、米、コブラ、珈琲、椰子の實之に次ぐ、又果實蔬菜と同じく棉を産す。

四、バタンガス州 (Batangas)

位置、面積、人口 呂宋島の中央に在りて北はカビテ州に境し南及西は支那海に面し東はタババス州に隣す。面積千二百〇一平方哩あり、人口二十五萬七千七百十五人。

氣候、交通 氣候變化に富むと雖も一般に良しく健康地なり、交通は州内山岳起伏し高原多しと雖も、米領となりて道路橋梁の改修せられたるを以て一般に備はれり。

都邑 二十二にしてバダングスを以て首邑とせり

物産 主なるは珈琲にして其質の良好なる群島に冠たり。米、玉蜀黍、藍、胡椒、椰子、棉及果實蔬菜之に次ぎ又籐を出す。

五、ブラカン州 (Bulacan)

位置、面積、人口 呂宋島の中央にありて北はヌエバエシハ州、南はマニラ州に境し東はリサール州、西はバムバング州に隣す。面積千七百七十三平方哩あり、人口二十二萬三千七百四十二人。

氣候、交通 氣候適度にして健康地なり、交通は山岳少く極めて平坦なる沃野にして比較的最上の道路を有す、特にマニラ、ダクレーパン間の鐵道はこの州のマニラ灣に近き都邑の間を通過しカバナツアン支線は中央部を走るの便あり。

都邑 二十五ありてマロ、スを以て首邑とす。

物産 は米及砂糖にして又玉蜀黍、棉、椰子實、珈琲、其他果物、籐、茶に富む。

六、バタン州 (Bataan)

位置、面積、人口 呂宋島の中央部にあり、北はバムバング州に境し南及西はマニラ灣に面し西はザムバレンス州及支那海に隣す。面積五百三十七平方哩、人口四萬六千七百八十七人。

氣候、交通 氣候良好にして交通は山岳多く道路未だ開けず。海岸の都邑は小舟に依るも内地は僅かに牛を通ず。

都邑 十二にしてバランガを以て首邑とす。

物産 良好の砂糖、米、藍を産す。樹脂、蠟、蜂蜜、籐竹、果物を生じ、魚類に富む、礦物には色付大理石、碧玉あり。

七、カガヤン州 (Cagayan)

位置、面積、人口 呂宋島の北端に在りて北は支那海に面し南はイサペラ州に境し東は太平洋に類し南はイロコスノルラ州に隣す。面積五千〇五十二平方哩、人口十五萬六千二百三十九人。

氣候、交通 溫氣を帯びて涼冷なり、特に夜に入りて冷氣を催す。交通は山脈を以て包まれ中部廣潤豊穰なる原野ありて道路、橋梁未だ整はずと雖も、カガヤン河の南より北に貫流するありて僅かに其沿岸中部諸邑は舟楫の便あり。

都邑 三十あり、ツゲガラオを以て首邑とせり。

物産 主なるは煙草の大産額とす、其良好なる質はキューバの葉と匹敵す、其他玉蜀黍、棉等あり、礦物には鐵、砂金を有す。

八、カビテ州 (Cavite)

位置、面積、人口 呂宋島マニラ灣口の一袖をなして北はマニラ市に接し南はバタングス、東はラダナ州に境し西はマニラ灣に臨む。面積六百九十九平方哩、人口十三萬四千七百七十九人。

氣候、交通 變化多く北風吹く間は涼しきも、南風吹き乾燥期に入る時は暑さ酷し。交通は一般に平坦にして數多の小流あり道路は全からざるも、マニラとの間に馬車を通ずるありて他は雨季に入る時は、交通不可能にして重に牛馬、小舟に依る。

都邑 二十三あり、ガビテを以て首邑とす。

物産 米、小麦、椰子、珈琲、甘蔗、蔬菜、果實にして特にマンゴは比律賓に冠たり。

九、イロコス、ノルテ州 (Ilocos Norte)

位置、面積、人口 呂宋島の北端に在り、北及西

は支那海に面し南はイロコス州及アブラの二州に依りて境し東はアブラ及カツヤンの二州に隣す。面積千三百三十平方哩、人口十七萬八千九百九十五人。

氣候、交通 頗る健康地なり特に屢々降霧を見ることあり、交通は、概して山岳多く州内道路完からず。

都邑 十五あり、ラファグを以て首邑とす。

物産 米、煙草を主とし、砂糖、椰子、珈琲、ココア之に次ぐ、動物には馬、羊等の家畜あり。

十、イロコス、スール州 (Iloos Sur)

位置、面積、人口 呂宋島の北部にあり、北はイロコス州南はラ、ユニオン州に境し、東はアブラ州及チイアガン、シバント州に接し西は支那海に面す。面積四百七十一平方哩、人口十八萬七千四百十一人。

氣候、交通 適度にして健康地なり、交通は州内一般に平坦にして道路稍備はるも、雨季に至れば

破壊せらるゝ事少からず海邊は小舟に依りて交通の便を採れり。

都邑 二十四あり、ビガンを以て首府とす。

物産 主なるは米、砂糖、藍、棉、珈琲、ココアとなす。其他砂金、鐵の礦物あり。

十一、ラグナ州 (Laguna)

位置、面積、人口 呂宋島ラグナ湖の南部に在りて北はリサール州及ブラカンの二州に境し、南はタバス及バタングスの二州に接し東はインフアンタ州西はマニラ市及カピラ州に隣す。面積六百二十九平方哩、人口十四萬八千六百〇六人。

氣候、交通 適度にして稍々濕氣を帶ふ交通は概して州内平坦にして近年道路の改修成りたりと雖も橋梁未だ完からず、ラグナ湖畔は舟筏に依る便あり。

都邑 三十あり、サンタクルースを以て首邑とせり。

物産 コ、ナット、コブラ、ニツバ酒、其他砂糖

麻、米、棉等を産す、礦物には硝子の原料砂を出せり。

十二、リザール州 (Rizal)

位置、面積、人口 呂宋島の中央部に在りて北はマニラ市に境し南及西はラグナ湖に面し東はブラカン、ラグナの二州に隣す。面積七百三十三平方哩、人口十五萬九百二十三人。

氣候、交通 涼しく健康地なり、交通は州内平坦にして道路完成し車馬を通ず、特にマニラよりタイトイ迄鐵道の敷設あり、尙又ラグナ湖畔舟楫の便少なからず。

都邑 二十二あり、バシクを以て首邑とす。

物産 主なるは麻、コブラ、砂糖、米綿等にして礦物には鐵、建築用石材あり。

十三、ヌエバエシハ州 (Nueva Ecija)

位置、面積、人口 呂宋島の中央部に在りて北はヌエバビスカヤ及ベンケット州に境し南はブラカ州に接し東はラ、インフアンタ州及太平洋に面

し西はパンガシナン、タララック、バムハンガの三州に隣す。面積二千六百六十九平方哩、人口十三萬四千四百七十七人。

氣候、交通 冷しく頗る健康地なり、州内未だ道路、橋梁の修理整はずと雖ども河流多くマニラよりの鐵道は中央部カバナツアン迄到るを以つて此便少からず。

都邑 二十三にして、サンイシドロを以て首邑とす。

物産 主なるは米、砂糖、煙草にして其他コ、ナット、棉、珈琲、ココア等なり。

十四、ヌエバビスカヤ州 (Nueva Vizcaya)

位置、面積、人口 呂宋島の北部に在りて、北はイサベラ州南はヌエバエシハ州に境し東はプリンシペ州西はベンゲット州に接す、面積千九百五十平方哩、人口六萬二千五百四十一人。

氣候、交通 氣候良好にして濕氣強し、交通は山岳の起伏多しと雖ども、其間に平原あり、道路未

だ成らず。

都邑 六あり、パオンボングを首邑とす。

物産 主なるは米にして其他煙草、コ、ナツト、珈琲、コ、ア、蜂蜜、蠟、樹脂、ゴム等あり。

十五、バムバンガ州 (Painan)

位置、面積、人口 呂宋島の中央部に在りて北はタララック州に境し南はマニラ灣に面し東はブラカン州西はザムバレス、バタアンの二州に隣す。面積八百六十八平方哩、人口二十二萬三千七百五十四人。

氣候、交通 氣候適度にして頗る健康地なり、交通は州内一般に平坦にして即ちマニラ大平原の一部を占め道路は稍々備はれり特にマニラよりダクバンに到る鐵道はこの州の中央部を貫通し海岸面には舟楫を以つてマニラとの水路の便あり。

都邑 二十三にして、サンフェルナンドを以て首邑とす。

物産 主なるは砂糖にして米、煙草、小麦、藍、

玉蜀黍、珈琲、コ、ア、紙等之に次ぐ。

十六、パンガシナン州 (Pangasinan)

位置、面積、人口 呂宋島の北部に在り、北はリマンガン灣に面し南はタララック州に境し、東はベンゲット、ヌエバエシハの二州に接し西はザムバレス州に隣す。面積千九百九十三平方哩、人口三十九萬七千九百〇二人。

氣候、交通 氣候稍々適度に近きも濕氣強し、交通は州内平坦にして道路稍々完成し特にマニラより起れる鐵道は州の中央部を貫きリマンガン灣の良港ダクバンに到り其他小流の多きを以て交通の便利稍々見るべきものあり。

都邑 三十七あり、リマンガンを以て首府とす。

物産 主なるは米にして其他砂糖、コ、ア、紙、之に次ぐ、鑛物には金、銅あり。

十七、ソルソゴン州 (Zosogon)

位置、面積、人口 呂宋島の最南端にありて、北はアルバイ州に境し南はサンベルナルデイの海峽、アとす、又樹脂、蠟、蜂蜜、ゴム、籐等を出す鑛物には金、石炭あり。

十九、タララック州 (Tarlac)

位置、面積、人口 呂宋島の中央部に在りて北はパンガシナン州に境し南はバムバンガ州東はヌエバエシハ、西はザムバレス州に隣す。面積千二百〇五平方哩、人口十三萬五千〇七人。

氣候、交通 氣候は適度にして健康地なり、交通は州内平坦にしてマニラ大平原の中に在るを以て道路稍々良好特にマニラよりダクバンに到る鐵道の幹線は州を貫通するが故に交通の便あり。

都邑 十七あり、タルラックを以て首邑とす。

物産 米、砂糖、玉蜀黍、麻、棉、珈琲、コ、ア等を産す。

二十、ラ、ウニオン州 (La Union)

位置、面積、人口 呂宋島の北部に在りて北はアブラヤン河に依りてイロコススール州に境し南はパンガシナン州に接し東はベンゲット州に隣し、

東は太平洋西はインドロ海に面する半島なり、面積七百五十五平方哩、人口十二萬〇四百九十五人。

氣候、交通 氣候適度にして健康地なり、交通は州内中央部高く海岸に於て低く道路未だ完からずと雖ども海岸線長く舟楫の便あり。

都邑 十五あり、ソルゾゴンを以て首府とす。

物産 主なるは麻及コブラにして米、コ、ア、煙草、珈琲之に次ぐ、鑛物には石炭、硫黄あり。

十八、タヤバス州 (Tayabas)

位置、面積、人口 呂宋島の南部にありて、北はラグナ州及太平洋に面し南はインドロ海を控へ東はカマリネスノルテ州に境し西はバタングス州に隣す。面積五千九百九十三平方哩、人口十五萬三千〇六十五人。

氣候、交通 氣候變化多く所に依りては極めて濕氣強し、交通は州内山岳多くして便少し。

都邑 二十五あり、ルセナを以て首邑とす。

物産 主なるは麻、コブラ、米、玉蜀黍、珈琲、コ

西は支那海に面す、面積六百三十平方哩、人口十三萬七千八百三十九人。

氣候、交通 氣候良好なれど濕氣強し、交通は山岳多くして道路未だ整はず海岸諸邑はマニラの間に汽船の便あり。

都邑 十五あり、サンフェルナンドを以て首邑とす。

物産 主なるは米、煙草、砂糖、コ、ナット等にして玉蜀黍、綿、珈琲、コ、ア之に次ぐ、鑛物には石炭、山林は良材に富む。

二十一、サムバレス州 (Zamboanga)

位置、面積、人口 呂宋島の中央部に在りて北はボリナオ岬、リンガン灣に突出し、南はスピク灣を以てバタン州に對し東はバンガシナン州に對し西は支那海に面す、面積二千二百二十五平方哩、人口十萬四千五百四十九人。

氣候、交通 氣候は變化多きも健康地なり、交通は州内山岳起伏して道路全からず。

都邑 二十五あり、イバを以て首邑とす。

物産 主なるは米、砂糖、玉蜀黍、煙草、珈琲等にして山林中より良材を出し鑛物には砂金、硫黄あり。

二十二、イサベラ州 (Izabela)

位置、面積、人口 呂宋島の北部に在りて北はカマラン州に境し南はヌエバビスカヤ州に接し東は太平洋に面し西はベンゲット及バントポントクの二州に隣す。面積五千〇十八平方哩、人口七萬六千四百三十一人。

氣候、交通 氣候冷涼にして濕氣あり、交通は山脈連りて中央カマラン河畔に平原を見一般に道路開けず。

都邑 十五あり、イラガンを以て首邑とす。

物産 煙草を主とし、米之に次ぐ。

二十三、ベンゲット州 (Benguet)

位置、面積、人口 呂宋島の北部に在りて北はレバント、ポントラック州に南はバンガシナン州に

東はヌエバビスカヤ州に西はウニオン州に隣す。面積八百二十二平方哩、人口二萬二千七百四十五人。

氣候、交通 氣候頗る涼冷にして冬期結霜を見る事あり、比島中第一の健康地なり、交通は山岳壘々たるの眞高原をなして低地なく従つて道路未だ整はず、只僅かにダクローバンよりこの州に到る鐵道あり。

都邑 十七あり、バギオを以て首邑となす。

物産 米、玉蜀黍、棉、藍、甘藷、樹脂、蠟あり鑛物には金、銅を有す。

二十四、レバント、イ、ボニトック州 (Lepanto, Bonito)

位置、面積、人口 呂宋島の北部に在りて北はアブラ及イサベラの二州に南はベンゲット及ヌエバビスカヤの二州に境し東はイサベラ州西はイロスコール州に隣す。面積二千〇〇五平方哩、人口七萬二千七百五十人。

氣候、交通 氣候は頗る冷涼にして稍々濕氣あり

比律賓諸島

冬期降霜を見る、交通は東部山岳相重なりて西部ユニオン州に接する所稍平地を見る、一般に高地にして道路全からず故に人肩又は馬背に依り又は僅かに河流に依る。

都邑 十五あり、セルバンテスを首邑とす。

物産 煙草、珈琲、コ、ア、砂糖、米、玉蜀黍、蠟、蜂蜜等あり、鑛物には金、銅を有す。

二十五、プリンシペ及インファンダ (Prinipe y Infanta) の二州

位置、面積 同州の外未開の二州ありて呂宋島の東海岸中央部に亘りて存在す、北はイサベラ、マユハビスカヤの二州に南はラクナ州、西はヌエバエシ、ハブラカガの二州に隣し東は太平洋に面す而して北部に在るをプリンシペ南部に在るをインファンタと云ふ。共に未開の部に屬し面積は約九千七百二十平方キロメートルと稱せらる、バラールを以て首邑とす。

氣候及物産 氣候は冷にして健康地なり、物産

一五五

には米、玉蜀黍、煙草等あり。
 二十六、マリンヅケ州 (Marin Dugue)
 位置、面積、人口 タヤバス州の西岸近く横はれる小島にして西にミンドロの大島を控ゆ、面積三百六十二方哩、人口五萬一千六百七十四人あり。
 氣候、交通 氣候は適度なれど濕氣を帯ぶ、交通は山岳多しと雖も道路あり、又海岸線の凸凹甚しく舟楫の便少からず。

都邑 五あり、ポアクを以て首邑とす。
 物産 麻は良質にして多く、椰子、珈琲、コ、ア、蜂蜜、蠟之に次ぎ、鑛物には金、銅あり。
 二十七、マスバタ州 (Masbate)
 位置、面積、人口 マスバタ島其他の小島より成り呂宋島の南部サマル島の西部にあり、面積千五百六十九平方哩、人口四萬三千六百七十五人。
 氣候、交通 氣候良好にして健康地なり、交通は山多く道路完からず重に小舟に依る。
 都邑 十七あり、マスバタを首邑とせり。

物産 麻、米、椰子等にして又籐、蜜、蠟、ゴム木材を産す、又鑛物には銅を有す。
 二十八、ミンドロ州 (Mindoro)
 位置、面積、人口 ミンドロ島及其附近の小島より成り呂宋島の南西支那海に在り、面積四千二十四平方哩、人口三萬九千五百八十二人。
 氣候、交通 氣候は變化多く濕氣深く健康地に非ず、交通は山多く道路備はらず。

都邑 十二あり、カラバンを以て首邑とす。
 物産 麻、椰子、コ、ア、珈琲、木材、蜜、蠟、樹脂、ゴム、玉蜀黍等あり、鑛物には石炭を有す。
 二十九、サマル州 (Samar)
 位置、面積、人口 サマル島及附近の小島より成り、ビザヤ群島の一部にして呂宋島の南に在り東岸は太平洋西岸は支那海の波に依りて洗はる。
 面積五千二百七十六平方哩、人口二十六萬六千二百三十七人。
 氣候、交通 氣候は暑さ強しと雖も健康地なり、

交通は概して山岳多けれど其間平野あり僅かに馬車を通ずるに足るの道路あるのみ。

都邑 四十三あり、カタバローガンを以て首邑とせり。

物産 麻、椰子、蠟、蜂蜜、ゴム、籐にして又米砂糖、珈琲、煙草、綿を産す、又石炭礦を有す、

三十、レイテ州 (Leyte)
 位置、面積、人口 レイテ島及附近の小島より成り、ビザヤ群島の一部にしてサマル島の南に在りて東は太平洋に臨み、西はセブ、ボホルの二島を控ゆ、面積三千〇〇八平方哩、人口三十八萬八千九百二十二。

氣候、交通 氣候暑餘り強からず、頗る健康地なり、交通未だ完備せざるも、水路頗る便あり。
 都邑 四十一あり、タクロバンを以て首邑とす。
 物産 麻、コブラ、木蠟、蜜、樹脂、木材等主なるものなり、又米、珈琲、コ、ア、砂糖を産し、鑛物には金、硫黄あり。

三十一、セブ州 (Cebu)
 位置、面積、人口 セブ島及附近の小島より成りビザヤ群島の一部にしてマスバタ島の南レイテボホル、ネグロス三島の中間に在り、面積千九百三十九平方哩あり、人口六十五萬三千七百二十七人。

氣候、交通 氣候暑さ強さも健康地なり、交通は山多きも道路橋梁完備し、馬車を通じ交通自在なり。

都邑 五十七あり、セブ市を以て首邑とせり。

物産 主なるは砂糖、麻、コ、ア、煙草等にして鑛物には石炭、金あり。

三十二、ボホル州 (Bohol)
 位置、面積、人口 ボホル島及附近の小島より成り、ビザヤ群島の一部にしてレイテ島の西、セブ島の東に在り、面積千五百一十一平方哩、人口二十六萬九千二百二十三。

氣候、交通 氣候暑さ強さも健康地なり、交通は